ケーブルテレビサービス
ご加入に関する重要事項説明
契約約款・利用規約

TOKAIケーブルネットワーク

2015.4

はじめに

TOKAI ケーブルネットワークのサービスにお申し込みいただき、ありがとうございます。
本書は、ご契約にあたり、お客様にご確認いただきたい事項を説明しております。必ずお読みくださいますよう、お願いいたします。
本書巻末に 2015 年 4 月現在の契約約款および利用規約を掲載しております。最新の内容についてはホームページをご確認ください。　http://www.thn.ne.jp
通信環境が無い場合やご不明な点がございましたら、カスタマーセンターまでご連絡ください。
本書に記載の内容は 2015 年 4 月現在のものです。変更となる場合がございます。

本書に記載の金額は税抜価格です。　※「税込」「不課税」と表示のあるものを除く。
消費税については、サービス提供時点または工事完了時点で適用される消費税率により計算した消費税額を、税抜価格に加算してご請求いたします。

必ずご確認ください

以下の項目内容をご確認ください。

申込書について		掲載ページ	確認欄
1	申込書の控えを受け取りましたか？	-	
放送について			確認欄
1	キャンペーンの最低利用期間について説明を受けましたか？ お客様の場合　　年間 （※通常 1 年となりますが、最低利用期間を別に定めた割引プラン等をご利用の場合は、その条件が適用されます。）	3 ページおよび 別紙キャンペーン重要事項をご確認ください	
2	NHK の受信料が別途かかる旨の説明を受けましたか？	5 ページ	
インターネットについて			確認欄
1	キャンペーンの最低利用期間について説明を受けましたか？ お客様の場合　　年間 （※通常 1 年となりますが、最低利用期間を別に定めた割引プラン等をご利用の場合は、その条件が適用されます。）	3 ページおよび 別紙キャンペーン重要事項をご確認ください	
2	今までご利用いただいていたインターネット回線・プロバイダーの解約はお客様より手続きしてもらう事をご了承いただきましたか？	13 ページ	
ひかりプライマリー電話について			確認欄
1	番号ポータビリティーが不可の場合、新規番号を発行することをご了承いただきましたか？	22 ページ	
2	ひかりプライマリー電話用機器（TA・HGW）の設置から番号ポータビリティーまで、アナログ電話からの切替で約 10 日間、ひかり電話からの切替で約 1 ヶ月間かかる事をご了承いただきましたか？	22 ページ	
3	電話回線の名義人や住所に相違がある場合は番号ポータビリティー完了日が延びる事をご了承いただきましたか？（相違があった場合は、アナログ電話からの切替で約 10 日間、ひかり電話からの切替で約 1 ヶ月延長）	22 ページ	
4	ご利用明細の WEB 上での確認方法の説明を受けましたか？ （ID,PASS の発送説明）	22 ページ	
5	ひかりプライマリー電話のご利用料金が利用月の 1 ヶ月後に請求される事の説明を受けましたか？	22 ページ	
6	ケーブルプラス電話の場合、月額基本料が初月は日割りで請求される事の説明を受けましたか？	22 ページ	
7	スマート値引きもしくは au スマートバリューの申込までの手順について説明を受けましたか？	別紙手順書をご確認ください	
工事について			確認欄
1	どのような工事になるか説明を受けましたか？	2 ページ	
2	お客様のご自宅の状況及び周辺環境により、施工ができない場合があります。	2 ページ	
解約について			確認欄
1	解約時には、解約手数料、違約金、割賦残金がかかる事の説明を受けましたか？	3 ページ	

メモ

目　次

はじめに

ご契約にあたり …… 1 ページ
料金のお支払いと請求について …… 1 ページ
電話サービス利用料の請求について …… 1 ページ
設置工事について …… 2 ページ
解　約 …… 3 ページ
転居手続き …… 4 ページ

ケーブルテレビ放送サービス

ケーブルテレビ放送サービス設置工事について …… 5 ページ
NHK 受信料について …… 5 ページ
番組ガイドについて …… 6 ページ
セレクトチャンネル（ペイチャンネル）について …… 6 ページ
B-CAS　C-CAS カードについて …… 7 ページ
ファミ録たく録り（HDD 内蔵セットトップボックス：Panasonic 製 TZ-HDW611PW）について　7 ページ
ファミ録ブルーレイ (ブルーレイディスクドライブ / HDD 内蔵セットトップボックス : Panasonic 製 TZ- BDT910P) について… 8 ページ
画面比率について …… 8 ページ
成人認証について …… 8 ページ
録画制限について …… 8 ページ
TOKAI オンデマンドについて …… 9 ページ
その他 …… 10 ページ

インターネット接続サービス（ひかり de ネット・CATV インターネット）

ひかり de ネット・CATV インターネット設置工事について …… 11 ページ
現在ご利用の他社プロバイダーについて …… 11 ページ
工事までにご用意いただくもの …… 11 ページ
基本サービスについて …… 12 ページ
オプションサービスや無料サービスについて …… 12 ページ
カスペルス + キーマルチプラットフォームセキュリティとは …… 12 ページ
遠隔サポートサービスについて …… 15 ページ
ホームネットワーク用機器レンタルについて …… 17 ページ
出張接続設定サポートについて …… 17 ページ
アカウント、パスワードについて …… 18 ページ
インターネットがつながらなくなったら …… 18 ページ
一時停止 …… 19 ページ
お問い合わせ …… 19 ページ
その他 …… 19 ページ

電話サービス（ケーブルプラス電話／ひかり de トーク (S) 共通）

番号ポータビリティーについて …… 20 ページ
電話サービス利用料の請求について …… 20 ページ

電話サービス（ケーブルプラス電話）

サービス名称・〔区分〕 …… 21 ページ
本サービスを提供する会社 …… 21 ページ
お問い合わせ先 …… 21 ページ
ご留意事項 …… 21 ページ
サービス内容 …… 22 ページ
契約・お申込みについて …… 22 ページ
緊急通報（110 / 118 / 119）について …… 22 ページ
電話番号の継続利用について …… 22 ページ
本サービスの機能について …… 24 ページ
104 番号案内および電話帳への掲載手続きについて …… 25 ページ
電話帳の配布について …… 25 ページ
ご利用料金 …… 25 ページ
宅内機器について …… 28 ページ
本サービスの解約について …… 28 ページ
接続可否一覧表 …… 29 ページ
ご利用いただけない機能・サービス一覧表 …… 30 ページ

電話サービス（ひかり de トーク (S)）

「ひかり de トーク (S)」とは …… 31 ページ
契約について …… 31 ページ
ご利用にあたって …… 34 ページ
複数番号サービスについて …… 34 ページ
登録住所について（お引越しの時には…）…… 35 ページ
電話帳掲載について …… 35 ページ
個人情報 …… 35 ページ
ユニバーサルサービス料について …… 35 ページ
サービスの解約について …… 36 ページ

スマートテレビサービス（TCN スマート TV）

サービスについて …… 37 ページ
最低利用期間について …… 37 ページ
解約について …… 37 ページ
アプリケーションについて …… 37 ページ
視聴年齢制限について …… 38 ページ
インターネットの利用について …… 38 ページ
録画機能について …… 38 ページ
無線接続の環境について …… 39 ページ
損害賠償について …… 39 ページ
機器について …… 40 ページ
個人情報の取り扱い …… 40 ページ
「ウィルスバスター for au」について …… 41 ページ

タブレットサービス（iPad Air・iPad mini Retina ディスプレイ）について

iPad レンタルサービスについて …… 42 ページ
料金について …… 42 ページ
最低利用期間について …… 42 ページ
レンタル商品の取り扱いについて …… 42 ページ

緊急地震速報サービス

緊急地震速報サービスについて …… 43 ページ

ひかり de ネット N 重要事項説明

ご契約について …… 44 ページ
料金について …… 44 ページ
サービスについて …… 45 ページ
転用について …… 45 ページ
ひかり de トーク (N) について …… 46 ページ
ひかり de ネット N リモートサポートサービスについて …… 46 ページ
N テレビ伝送サービスについて …… 46 ページ
ホームゲートウェイ及び無線 LAN カードレンタルについて …… 47 ページ
工事について …… 47 ページ
保守について …… 47 ページ
フレッツ光の卸提供対象外のオプションサービスについて …… 47 ページ
転用時におけるフレッツ光初期工事費割引の解約金について …… 48 ページ
各種お手続き（移転、解約、取消含む）について …… 48 ページ
個人情報のお取り扱いについて …… 48 ページ
その他 …… 48 ページ

個人情報保護ポリシー

個人情報保護ポリシー …… 49 ページ

契約約款

目次 …… 52 ページ
・放送施設加入約款・TOKAI オンデマンド利用規約・インターネット接続サービス契約約款
・カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ利用規約・あんしん訪問設定サポート会員規約
・遠隔サポート利用規約・ケーブルプラス電話ご利用規約・ひかり de トーク (S) 契約約款
・TCN スマート TV サービス加入契約約款・TCN ipad レンタルサービスご利用規約
・緊急地震速報サービス利用規約・ひかり de ネット N 利用規約・ひかり de ネット N リモートサポート規約
・ひかり de トーク (N) 利用規約・ひかり de トーク (N) 端末設備貸出サービスに係る利用規約
・TOKAI グループ TLC 会員サービス約款・TLC ポイントサービス規約

はじめに

ご契約にあたり

1. 未成年者のご契約は、親権者の方の同意が必要です。
2. ご高齢者のご契約につきましては、必要に応じ、ご家族または代理の方にご説明をさせていただきます。十分なご理解の上、ご契約ください。
3. 加入申込書の記載事項に不備（名義、捺印、識別のための番号及び符号情報の相違・記入漏れ）がある場合は、工事が遅れる場合がございます。

料金のお支払いと請求について

1. 工事費や毎月のご利用料金のお支払いは、当社指定銀行・ゆうちょ銀行からの口座振替または当社指定のクレジットカードと致します。
2. 引落日は、口座振替をご利用の場合には毎月 27 日頃となります。クレジットカードをご利用の場合は、各クレジットカードごとの引落日をご確認ください。
3. お支払いいただく料金については、原則として月々の請求書・明細書・領収書の発行は行いません。ご希望のお客様には発行手数料 100 円 /1 部にて発行させていただきます。
4. 初回請求は、以下の料金となります。
   ・工事費、契約事務手数料等の加入初期費用
   ・工事日当月および翌月の月額利用料
5. 複数商品（放送・インターネット・電話等）のお申し込みでサービスにより工事日が異なる場合の月額利用料の適用は、各サービスの工事完了月の翌月からになります。ご不明な点についてはカスタマーセンターまでお問い合わせください。
6. 月額利用料の内訳
   毎月のご請求額は、ご請求月 1 日現在で契約されているサービスの月額ご利用料金（請求月分）となります。
   ケーブルプラス電話をご利用の場合には、利用開始月および解約月については、月額基本料の日割り分をご請求させていただきます。

電話サービス利用料の請求について

電話サービス［ケーブルプラス電話、ひかり de トーク (S) ］のご利用料金については、以下のとおり、1 ヶ月遅れてのご請求となります。なお、ご利用明細については、当社ホームページよりご確認ください。ID とパスワードについては発送させていただきます。
ご解約時には、解約月のご利用料をその翌月に請求させていただきます。
テレビサービスやインターネットサービス月額利用料ご請求のタイミングと異なりますので予めご了承ください。
ユニバーサルサービス料は、月額基本料の請求がある月に合わせてご請求いたします。

■ケーブルプラス 電話ご請求イメージ

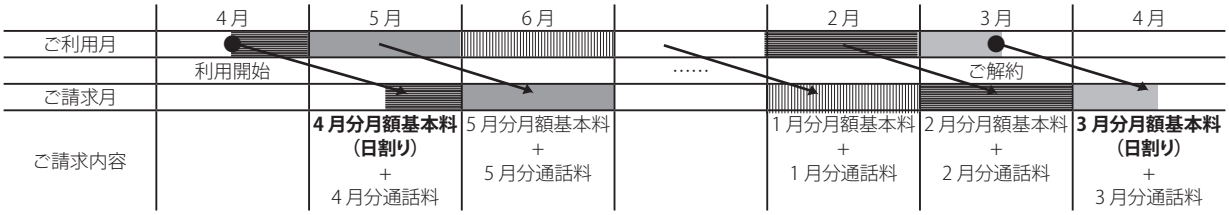

■ひかり de トーク (S) ご請求イメージ

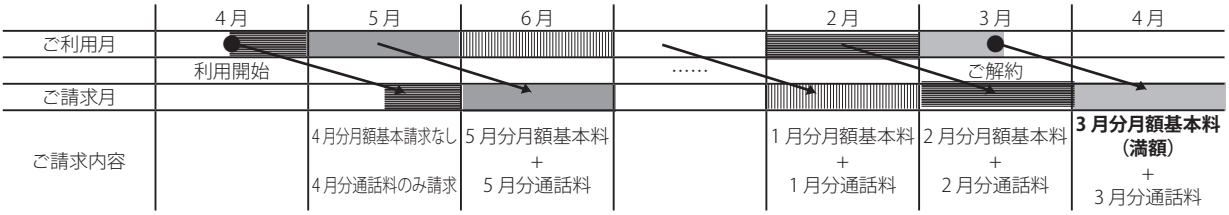

ご注意! ひかり de トーク (S) ご利用のお客様が、ケーブルプラス電話への切替をした場合、切替月の翌月には、ひかり de トーク (S) の月額基本料（満額）・通話料に加え、ケーブルプラス電話の月額基本料（日割り）・通話料・ユニバーサルサービス料をご請求いたします。

設置工事について

1. 事前のお願い（工事全般）

作業を開始する前に、下記に関して予めご確認・ご協力をお願いいたします。

当社サービスの施工にはエアコン取り付け口等、機器を設置する部屋にケーブルを通す箇所がない場合、または利用できない場合は、外壁に施工上必要な開口作業、および防水加工を行います。ケーブルはビスで固定いたします。

※開口部の位置は工事当日、作業員とご相談ください。
※解約時は機器の撤去が必要となりますが、開口部分は、コーキング材による防水処理までとなります。
※借家の場合は、オーナー / 管理会社の事前の承認が必要です。

1）作業時間中は必ずご在宅、ご在室いただき、お立会いをお願いいたします。また、貴重品の管理をお願いいたします。（作業中、お客様にご確認やお問い合わせさせていただくこともございますので、ご協力お願いいたします。）
2）作業中には若干の騒音、振動を伴うことがございます。
3）作業の都合により、家具、調度品の移動などを行うことがございます。移動に際しましてはお客様にその旨お伝えいたしますので、特に壊れやすいもの等に関しましてはお客様より取扱い等のご指示をいただけますようお願いいたします。

2. 工事が中止・延期になる場合

以下のような事情で工事を中止、又は延期させていただく場合があります。

その場合、ご契約の取消しをさせていただく事もありますので、予めご了承ください。

1）ケーブルテレビサービスの提供不可地域および不可物件であった場合
2）商用ビル・大型戸建て住宅等の特殊な建物
3）風雨等の天候不良
4）当日の工事内容の変更、又は特殊な工事が必要になる場合

●ケーブルテレビ放送サービス（デジパック　他）の設置工事について→ 5 ページをご参照ください。
●インターネット接続サービス（ひかり de ネット・CATV インターネット）の設置工事について→ 13 ページをご参照ください。

はじめに

解　約

1. 当社サービスを解約される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。
解約の手続きをさせていただきます。ご解約の際は、当社指定の書面でのお手続きが必要な場合がございます。
※撤去工事につきましては、混み合っていることがございますので、お早めにご予約ください。
ケーブルテレビの解約を希望される場合は、解約に伴う機器の撤去を希望される日の少なくとも 10 日以上前にご連絡ください。
CATV インターネット、ひかり de ネット、ケーブルプラス電話、ひかり de トーク (S) の場合も撤去工事が必要なためお早めにご連絡ください。
2. 最低利用期間は、下記のとおりとなります。

デジパック	1　年
TCN スマート TV	1　年
セレクトチャンネル	3 ヶ月

ひかり de ネット	1　年
ひかり de トーク (S)	1　年
ひかり de ネットベーシック (ひかり de ネット + ひかり de トーク (S))	1　年

CATV インターネット	1　年
緊急地震速報サービス	2　年

※最低利用期間が別途設定されたキャンペーンを適用の場合は、この限りではありません
最低利用期間以内にご解約された場合は、残余の期間に対応する月額利用料（消費税含む）を一括してお支払いいただきます。
3. 解約月の月額利用料
停止した日に関わらず 1 ヶ月分の利用料をいただきます。
ケーブルプラス電話については解約日までの日割料金をいただきます。
4. 解約時には、解約手数料がかかります。

解約手数料一覧		
ケーブルテレビ	サービス解約手数料	3,300 円
	機器解約手数料	1,900 円
TCN スマート TV	サービス解約手数料	7,600 円
ひかり de ネット	サービス解約手数料	7,600 円
ひかり de ネット (マンション)	サービス解約手数料	1,900 円
ケーブルプラス電話	サービス解約手数料	1,900 円
ひかり de トーク (S)	サービス解約手数料	1,900 円
ひかり de ネットベーシック (ひかり de ネット + ひかり de トーク (S))	サービス解約手数料	9,500 円
ひかり de ネットベーシック (マンション) (ひかり de ネット (マンション) + ひかり de トーク (S))	サービス解約手数料	3,800 円
CATV インターネット	サービス解約手数料	5,200 円

5. ひかり de ネット・ひかり de ネットベーシック　やくそく割引適用のお客様の 2 年以内の解約について
お客様事由での 2 年以内の解約には、以下のとおり違約金が発生します。以下の金額に解約手数料を加えた金額をお支払いいただきます。
～ 12 ヶ月解約…5,000 円（不課税）
13 ～ 24 ヶ月解約…2,500 円（不課税）
6. 撤去工事は、当社技術員の出張が必要となります。お客様ご自身でのお取り外しはご遠慮ください。
7. 以下の場合、何らの通知・催告なくサービスの提供を停止、又は加入契約の解除をする場合がありますのでご了承ください。
・料金等を 2 ヶ月以上滞納された場合
・約款に違反する行為が認められた場合
上記によりサービスの提供を停止した場合、サービス供給再開時には、再開工事費として 5,000 円をお支払いいただきます。

8. セットトップボックス、モデム等の機器は、当社からの貸与品です。解約の際はご返却ください。（※一部、販売モデルを除く）
紛失、故意による破損、ご返却のない場合には損害金をお支払いいただきます。
損害金　セットトップボックス…20,000 円 / 台　ファミ録ブルーレイ…40,000 円 / 台　Smart TV BOX…40,000 円
ケーブルモデム・ONU・TA…15,000 円 / 台　HGW(ホームゲートウェイ)…30,000 円
ホームネットワーク機器…3,000 円 / 台　緊急地震速報端末…3,000 円 / 台　リモコン…3,000 円／台
* 損害金はいずれも不課税です。

9. 解約後の注意事項
1）ケーブルテレビ
ご解約後、地上デジタル・BS デジタル・CS デジタルはお手持ちのアンテナへ接続し、ご視聴いただきますようお願いいたします。アンテナ接続等の手配はお客様ご自身にて最寄りの電気店等へご相談下さい。
2）ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S)
・ご解約時、番号ポータビリティーした番号を NTT に戻す場合はお客様ご自身で NTT へご連絡をお願いします。
・一度廃止処理を行った番号は、お客様からのご希望であっても同番号での復活処理はできません。
・他社への切替が完了しない場合、番号の廃止処理を行う場合がございます。
・他社への番号ポータビリティーを行う場合、切替が完了するまでは当社サービスのご利用料がかかります。
3）NHK 団体一括支払をご利用のお客様
当社サービスご解約後、NHK 団体一括支払も解約となります。以後のお支払いについては NHK へご連絡ください。

転居手続き

1. ご転居の際には、カスタマーセンターまでご連絡ください。
2. 当社のケーブルテレビサービスエリア内へのご転居であれば、サービスをご継続することができます。その際、営業員による下見とご契約変更手続及び当社技術員による作業が必要となりますので、お早めにご連絡ください。
なお、地域や建物によりサービスのご提供ができない場合がございますのでご了承ください。
3. ご新築時に導入をご検討いただく場合は、早期の段階でのご検討・ご相談をお勧めいたします。設計段階からご相談いただくことで、目的に応じた配管工事ができるので、外観を損ねることなく設置が可能となります。ご希望により建設会社様との直接のお打ち合わせも承りますので、事前にご相談ください。
4. サービスのご提供ができない場合は解約となります。
5. ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S) 転居の注意事項
1）ケーブルプラス電話・ひかり de トーク (S) にご加入後、転居される場合は、電話番号を継続してお使いになれない場合がございますのでご了承ください（番号ポータビリティーサービスを含む）。
2）エリア外へ転居される場合はお客様ご自身にて移転先の電話事業者への手続きが必要となります。
3）番号の廃止を希望される場合は、当社にお申し付けください。
6. ご転居先にて、同様のケーブルテレビサービスを利用されるお客様には、初期費用割引等の特典がある、提携ケーブルテレビ局間のご紹介制度がございます。対象の局や特典の内容等、詳しくはお問い合わせください。

ケーブルテレビ放送サービス

ケーブルテレビ放送サービス設置工事について

1. 当社の標準工事は建物の既設配線設備を利用しての施工となります。
   配線状況によっては施工できない、又は工事を延期とさせていただくことがあります。
2. 当社より貸与する専用セットトップボックスを、お使いの TV へ接続いたします。
3. セットトップボックスで双方向サービスをご利用になる場合は、ブロードバンド回線への接続が必要です。
4. 建物内部の使用 TV 線に支障（損傷・劣化・5CFV 以下の規格など）がある場合、映像の品質が補償できない場合がございます。
5. ブースター・保安器等の機器設置場所は、事前にお客様とご相談の上、設置場所を決定いたします。

NHK 受信料について

1. 日本放送協会（NHK）の受信料は、月々の基本利用料の中には含まれておりません。NHK の番組をお楽しみいただくには、衛星契約が必要です。
2. 加入者のお客様にはお得な「NHK 団体一括支払」をご用意しています。

衛星受信料額〔税込〕	2ヶ月払〔税込〕	6ヶ月前払〔税込〕	12ヶ月前払〔税込〕
個別口座引落の場合〔税込〕	4,460 円	12,730 円	24,770 円
継続振込等	4,560 円	13,015 円	25,320 円
団体一括支払の利用 （口座振替のみ〔税込〕）	4,160 円	11,815 円	22,920 円

※上記の NHK 受信料は、地上波の受信料も含みます。
※上記 NHK 受信料は消費税込です。

3.NHK 団体一括支払について

1）NHK 受信契約名義は当社のケーブルテレビサービス契約名義と同一になります。
2）ケーブルテレビの NHK 団体一括契約にお申込いただいた場合、お支払いは当社のケーブルテレビサービスご利用料金のお支払いと同じ方法になります。
3）現在 NHK 受信料を前払いされている場合は、前払い期間終了後のお取扱いとなります。NHK 放送受信料を地上契約でお支払されている場合、団体一括支払開始までの期間の衛星受信料との差額精算が発生する場合がございます。
新規で NHK 受信契約をお申込いただいた場合、団体一括支払開始までの期間の精算額が発生する場合がございます。
4）手続きの都合上お取扱いが遅れる場合もございますので、ご了承ください。
5）ケーブルテレビにご契約いただいたお客様が NHK BS1、NHK BSプレミアムを視聴される際、NHK にご連絡をお願いする旨の案内が表示される場合がありますので、予めご了承ください。

4. お客様ご自身で NHK 受信料をお支払いになる場合は、直接 NHK へご連絡のうえ、お支払いをお願いいたします。またケーブルテレビにご契約いただいたお客様が NHK BS1、NHK BSプレミアムを視聴される際、NHK にご連絡をお願いする旨の案内が表示される場合がありますので、予めご了承ください。

番組ガイドについて

1. ホームページ、携帯電話、セットトップボックスの電子番組表の 3 方式でご確認いただける電子番組ガイドサービスをご提供しております。詳しくは当社ホームページにてご確認ください。（http://www.thn.ne.jp）
2. 冊子形番組ガイドの購読を希望される方には 1 冊 200 円にてお送りさせていただきます。購読のお申し込みについては、カスタマーセンターまでご連絡ください。購読料は毎月のご利用料と一緒にお引き落としさせていただきます。
3. 冊子形番組ガイドは前月 25 日頃より順次、発送致します。月末までに届かない場合は、お手数ですが、カスタマーセンターまでご連絡ください。

セレクトチャンネル（ペイチャンネル）について

1. セレクトチャンネルのご利用には、セットトップボックスの設置が必要です。セレクトチャンネルのみのお申し込みはできません。
2. セレクトチャンネルは、セットトップボックス 1 台ごとのご契約となります。
3. セレクトチャンネルは最低 3 ヶ月間のご利用をお願いしています。
4. セレクトチャンネル申込書類到着後 2~3 営業日で登録が完了いたします。登録完了後、所定のチャンネルに合わせて、センターからの信号を受信する必要がございます。しばらくそのままお待ちください。映らない場合は当社カスタマーセンターまでご連絡ください。
5. WOWOW ご契約の方へ
    1) お手続
    ご視聴には、株式会社 WOWOW との契約が必要です。
    WOWOW のお申し込みを希望される方は、直接 WOWOW カスタマーセンター (0120-800-912) へご連絡ください。
    手続き完了後に、株式会社 WOWOW より契約内容の確認書類が郵送されます。
    2) 個人情報について
    契約時に関する事務手続きにあたっては、WOWOW 及び当社で共有する場合がございます。
    3) 契約期間について
    契約期間が 1 ヶ月に満たない場合には、1 ヶ月分の WOWOW 利用料をお支払いいただきます。
    4) 解約について
    WOWOW ご解約にあたっては、直接 WOWOW カスタマーセンター (0120-800-912) へご連絡ください。

ケーブルテレビ放送サービス

B-CAS カード /C-CAS カードについて

1. デジタル放送受信のために B-CAS カード /C-CAS カードが必要となります。紛失・破損した場合は、カスタマーセンターへご連絡ください。
2. B-CAS カードを紛失・破損された場合は、再発行手数料として 3,000 円をいただきます。
3. C-CAS カードを紛失・破損された場合は、再発行手数料として 3,000 円をいただきます。
4. B-CAS カードについては、株式会社ビーエス・コンディショナルアクセスシステムズから貸与されるものであり、その扱いについては同社の「B-CAS カード使用許諾契約約款」に定めるところによります。
5. C-CAS カードの所有権は、当社 に帰属し、当社の手配による以外のデータ追加・変更・改竄は禁止し、それらがおこなわれたことによる当 社及び第三者に及ぼされた損害・利益損失についてはお客様が賠償するものとします。
6. お客様は、加入契約の解約若しくは解除時は、C-CAS カードを当社に返還 するものとします。また、当社は、必要に応じてお客様に C-CAS カードの交換及び返却を請求することができるもの とします。

ファミ録たく録り (HDD 内蔵セットトップボックス : Panasonic 製 TZ- HDW611PW) について

1. HDD 内蔵 STB は、内蔵チューナーにて受信するデジタル放送のみ録画できます。
2. ブルーレイ・DVD プレーヤー / レコーダーは内蔵されていません。
3. HDD 内蔵 STB の不具合、毀損及び紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合、または正常に録画が出来なかった場合等の損害について、当社は責任を負いません。
4. 予約録画に関しては事前によく確認し、設定を行ってください。チャンネル側の都合により、番組内容が変更となる場合がございますので、予めご了承ください。
5. 毎週予約、毎日予約、探して毎回予約（番組名から次回以降の放送を自動検索）などの繰り返し予約機能は実装されておりますが、放送日時が変更となった場合や、同じ名前の番組が見つからなかった場合には、正常に録画されないことがございます。
6. 録画した番組は個人でお楽しみください。
7. 無線 LAN をご利用いただく場合、その通信方式の特性上、他の電波発生機器との干渉や、電波が遮断されて届かない等の理由により、操作反応が遅くなる場合や、映像が中断する場合がございます。
8. リモート録画を利用する場合は、事前の設定が必要となります。
9. HDD 内蔵 STB 及び CAS カードは当社からの貸与品です。解約時は当社にご返却ください。紛失された場合は実費をいただくことがございます。
10. HDD 内蔵 STB を修理・交換する場合、または返還する場合には、当該 STB に記録されたデータに関する一切の権利を放棄するものとします。録画した情報の移動はできません。なお、当社のサービス提供エリア内へ転居し、本サービスを継続する場合であっても、HDD 内蔵 STB の交換が必要となりますので、予めご了承ください。
11. HDD 内蔵 STB の設置住所を当初取付時と変更される場合は、事前に当社までご連絡ください。

ファミ録ブルーレイ
(ブルーレイディスクドライブ / HDD 内蔵セットトップボックス : Panasonic 製 TZ- BDT910P) について

1.「ファミ録ブルーレイ」は当社指定のブルーレイディスクドライブ / HDD 内蔵セットトップボックス (以下「ブルーレイ内蔵 STB」といいます) を利用したサービスです。
2. ブルーレイ内蔵 STB は、内蔵チューナーにて受信するデジタル放送のみ録画できます。
3. ブルーレイ内蔵 STB の不具合、毀損及び紛失等の原因により、録画・編集したデータが滅失した場合、または正常に録画が出来なかった場合等の損害について、当社は責任を負いません。
4. 予約録画に関しては事前によく確認し、設定を行ってください。番組配信元の都合により、番組内容が変更となる場合がございますので、予めご了承ください。
5. 録画した番組は個人でお楽しみください。録画した情報の移動については当社は責任を負いません。
6. ブルーレイ内蔵 STB 及び CAS カードは当社からの貸与品です。解約時は当社にご返却ください。紛失、故意による破損、ご返却のない場合には損害金をお支払いいただきます。
7. ブルーレイ内蔵 STB を修理・交換する場合、または返還する場合には、当該 STB に記録されたデータに関する一切の権利を放棄するものとします。なお、当社のサービス提供エリア内へ転居し、本サービスを継続する場合であっても、STB の交換が必要となりますので、予めご了承ください。
8. ブルーレイ内蔵 STB の設置住所を当初取付時と変更される場合は、事前に当社までご連絡ください。

画面比率について

ワイドテレビ（16:9）をご利用の場合、標準画質（SD）で製作された番組は 4:3 の画面比率で放送しているため、16:9 のワイド画面テレビで受信されている場合、左右に黒い帯が出ます。
標準テレビ（4:3）をご利用の場合、地上デジタル放送用にハイビジョンで製作された番組は 16:9 の画面比率で放送しているため、4:3 の通常のテレビで受信されている場合、上下に黒い帯が出ます。

成人認証について

1. セレクトチャンネルおよび、TOKAI オンデマンドの視聴年齢制限付コンテンツについては、未成年の方のお申込をお断りいたします。
2. セットトップボックスには視聴年齢制限付コンテンツの視聴をコントロールするペアレンタルロック機能がございます。
3. 視聴年齢制限があるコンテンツについては暗証番号が必要となります。お客様にて 4 桁の番号を設定して下さい。暗証番号認定後に暗証番号をお忘れの場合やエラー表示が出た場合はカスタマーセンターまで、ご契約者本人様にてお問い合わせください。

録画制限について

セットトップボックスで視聴可能な地上デジタル放送、BS デジタル放送、専門チャンネルの番組の多くは、著作権保護のために、コピー制御信号をつけて放送され、デジタル録画機器（DVD レコーダーやハードディスクビデオレコーダー、D-VHS など）への録画制限がかかっています。

ケーブルテレビ放送サービス

TOKAI オンデマンド（ビデオオンデマンドサービス）について

● TOKAI オンデマンドご利用にあたって

1. TOKAI オンデマンドを利用するには、「TOKAI オンデマンド基本契約」のお申し込みが必要となります。
2. ご住所や建物によっては、ご利用いただけない場合がございますのでご了承ください。
3. 現在デジパックサービスをご利用の方で TOKAI オンデマンドに対応していない機種をお使いの場合、STB の交換が必要になります。（対応機種　パナソニック TZ-HDW611PW、パナソニック TZ-BDT920PW、パナソニック TZ-DCH821B1、パナソニック TZ-LS200P）　※ 2015 年 4 月現在
4. i.LINK はご利用になれません。予めご了承ください。
5. 一度購入した番組の取り消しはできません。
6. TOKAI オンデマンドをお申し込みされた STB からのコンテンツ購入はご本人様以外の方（特にお子様）の場合でも課金対象となりますのでご注意ください。
7. TOKAI オンデマンドを複数ご契約いただいている場合、有料コンテンツの課金は STB1 台ごととなりますので、ご注意ください。
8. TOKAI オンデマンドの番組録画はできません。また、ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させることはできません。それ以外の禁止事項に関しては TOKAI オンデマンド利用規約をご参照ください。
9. TOKAI オンデマンドはデジパックサービスおよび当社の指定するインターネット回線（ひかり de ネット、ひかり de ネットベーシック、CATV インターネット、TNC ケーブルひかり）の接続が必要となるため、デジパックサービス・インターネットのいずれかをご解約、または何らかの理由により使用できない場合、ご利用いただけません。
10. 番組のラインナップ、料金、視聴時間や画質は予告なく変更される場合があります。
11. 無線 LAN をご利用いただく場合、その特性上、状況により操作反応が遅くなる場合や、電波が届かない事により、TOKAI オンデマンドが中断する場合がございます。

●見放題パックについて

1. 見放題パックは「TOKAI オンデマンド基本契約」の他に別途当社が定める方法によりお申し込みが必要となります。
2. 見放題パックの視聴開始日は、当社カスタマーセンターがお客様の視聴申し込みを受領した日とさせていただきます。
3. 見放題パックの視聴期間は当社カスタマーセンターがお客様の視聴申し込みを受領した日から当該月の末日までとなります。また、お客様から事前に終了の通知が無い場合は自動更新されるものとします。
4. 見放題パックは月末日を締めとさせていただいております。見放題パックの終了を希望されるお客様は終了希望日の 10 日前までにご連絡をください。また、終了希望日を当社カスタマーセンターが受領した場合、その日を見放題パックの視聴終了日とさせていただきます。

●料金のお支払いと請求について

1. TOKAI オンデマンドのご利用料金はケーブルテレビサービスのご利用料金に追加して請求します。
2. 見放題パックは申し込み日に関わらず当該月を課金対象月とさせていただきます。また、TOKAI オンデマンドは一部のサービス（NHK オンデマンド見逃し見放題パック）を除き購入月の翌月の請求となります。

●視聴年齢制限付コンテンツについて

1. 視聴年齢制限付コンテンツは、未成年の方のお申し込みをお断りいたします。
2. STB には視聴年齢制限付チャンネルの視聴をコントロールする制限項目設定（ペアレンタルロック機能）がございます。ご利用下さい。
3. 視聴年齢制限がある番組の視聴については暗証番号（セットトップボックスの暗証番号と共通）が必要となります。
4. 視聴年齢制限付コンテンツの非表示を希望される方はカスタマーセンターまでお問合せください。

●暗証番号について

1. お子様のいるご家庭については暗証番号による設定をおすすめいたします。
2. 暗証番号の設定については取付業者にお尋ねいただくか、STB の取扱説明書をご確認ください。
3. 暗証番号ついては単純なものを避け、ご本人様しかわからない番号の設定をおすすめします。
4. 暗証番号設定についてのお問い合わせはご契約者本人様にてカスタマーセンターへお問い合わせください。
5. 暗証番号は当社では管理しておりませんのでお客様にて保管をお願い致します。

●定期メインテナンス

1. 毎月月末に定期メインテナンスを行います（深夜時間帯）。メインテナンス中は番組視聴、購入等すべての操作が行えません。ご了承ください。

●当社の推奨する接続方法

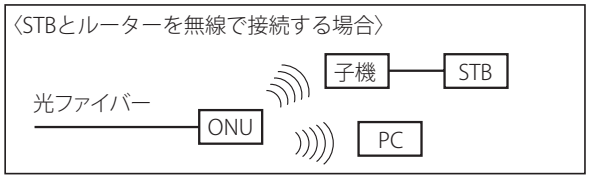

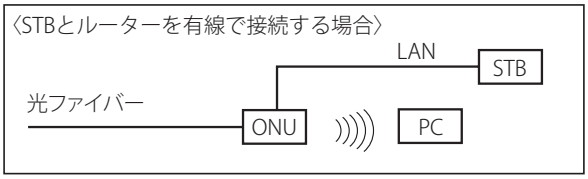

1. お客様にて独自にご用意・ご利用のネットワーク環境について当社はサポートすることはできません。予めご了承ください。

2.VDSL 設備においては TOKAI オンデマンドはご利用になれません。

その他

1.「降雨減衰」（激しい風雨などで、衛星放送に使われる電波が弱くなること）が原因で一時的に放送が途切れることがございます。
2. チャンネルの編成は諸般の事情により変わることがあります。
3. 配信地域により、番組編成が若干異なります。

インターネット接続サービス
（ひかり de ネット・CATV インターネット）

ひかり de ネット・CATV インターネット設置工事について

1. 宅内配線は原則として露出配線となります。
2. インターネットサービスは、建物の状況により、提供できない場合があります。
3. 施工範囲
   1）当社で行う工事は、ケーブルモデムもしくは ONU の設置工事までとなります。モデムもしくは ONU からパソコンまでの接続はお客様でお願いします。
   2）LAN アダプター、無線 LAN ルーターなどの周辺機器の取り付け・設定は、お客様にて行っていただきますようお願いいたします。パソコンのインターネット、メール設定には、セットアップガイドをご参照の上、設定ください。
   3）接続設定サポートを希望されるお客様は「あんしん訪問設定サポート」または「遠隔サポート」サービスのご利用をおすすめいたします。詳しくはカスタマーセンターまでお問い合わせください。

現在ご利用の他社インターネット回線・プロバイダーについて

現在の他社インターネット回線・プロバイダーを利用継続されない場合は、お客様側にて各社窓口へ手続き方法をご確認の上、解約の手続きをお願いいたします。
TNC（TOKAI ネットワーククラブ）をご利用のお客様は、TNC で発行したメールアドレスの引継ぎ（1 アドレス）が可能です。ご希望のお客様は TNC へのご連絡が必要です。TNC 解約後、長期間経過している場合は、メールアドレスの引継ぎができない場合がございます。オプションサービスの引継ぎ等、一部制限がある場合がございます。詳しくは下記 TNC 事務局にご確認ください。

TNC 事務局　0120-696927（通話料無料）
月〜金 10:00 〜 20:00
土日祝 10:00 〜 18:00

工事までにご用意いただくもの

1. インターネットサービスのご利用にあたっては、以下の接続機器が必要です。工事前にお客様にてご用意ください。

■パソコン
※パソコンの推奨スペックについては、右記表をご覧ください。
■ LAN アダプター（パソコン内蔵の場合は不要）
■ LAN ケーブル（ストレートタイプ）

2. ひかり de ネット・CATV インターネットサービスご利用にあたっての推奨スペックは以下のとおりです。
   サポート対象 OS は日本語版のみとさせていただきます。
   パソコンのスペックに関しては、お使いのパソコンの販売元、もしくは最寄りのパソコンショップへお問い合わせください。

※パソコンの推奨スペック

OS	Windows8	MacOS X(10.4) 以上
	Windows7	
	Windows Vista	
	Windows XP	
Web ブラウザ	Microsoft Internet Explorer6.0 以上	Safari2.0 以上
メールソフト	Windows Live メール version2009	Mail 1.2
	Microsoft Outlook Express6.0	
	Windows Mail6.0	
	Microsoft Office Outlook 2000 以上	

基本サービスについて

メールアドレス	ひかりインターネット　5 個
	CATV インターネット　1 個
メール保存容量	ひかりインターネット　20MB
	CATV インターネット　10MB
最大受信メールサイズ	ひかりインターネット　20MB ／ 1 通
	CATV インターネット　10MB ／ 1 通

メール保存期間	無制限※サービス利用中に限る
ホームページ保存容量	100MB
メールウィルスチェック	○
メール転送サービス	○
WEB メールサービス	○

オプションサービスや無料サービスについて

1. 以下のサービスは、当社ホームページ http://www.thn.ne.jp からお申し込みください。
   * 各種オプションサービスの追加および登録
   * メールアドレスの追加・変更
   * メール転送サービス
2. 有料オプション利用料は利用開始の翌月からのご請求となります。

カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティとは

本サービスは、カスペルスキー社が提供する Windows、Macintosh、Android 対応の「カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ」を月額制で利用できるサービスです。本サービスにはアンチウィルス、ファイヤーウォール等の機能があります。

■ご利用にあたって

1. カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティをご利用いただくには、お申し込みが必要となります。なお、ご利用の前に必ずカスペルスキー社の使用許諾契約書をご確認ください。（http://www.kaspersky.co.jp/eula）
2. 1 契約で、3 ライセンスまでご利用いただけます。
3. 1 契約（3 ライセンス）で、Windows、Macintosh、Android 端末を自由に組み合わせることができます。
4. ライセンス (4 ライセンス目以降) を追加申込する場合は、当社ホームページ（http://www.thn.ne.jp/kaspersky/）から追加申し込みができます。なお、手続きをしていただいた追加申し込みに関しては翌月より加算請求をさせていただきます。
5. カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティの申し込みは、1 世帯あたり 5 契約 15 ライセンスまでとなります。
6. 既に他のウィルス対策ソフトが入っている場合は、必ず事前にアンインストール（削除）してください。
7. 本サービスはあくまでも自己責任でご利用ください。
8. 新種のウィルスの場合、カスペルスキー社が対応するまで本サービスでは検地しない場合もあります。本サービスで、全てのウィルスの検知、駆除を保証するわけではありません。
9. 本サービスを利用したことにより発生した、お客様または、第三者の損害につきましては、一切の補償・賠償はいたしません。
10. 最新情報は、http://www.kaspersky.co.jp/ にてご確認ください。

インターネット接続サービス
（ひかり de ネット・CATV インターネット）

■動作環境について

カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティの主なシステム動作環境は以下の通りです。

Windows

CPU	Intel Pentium 1 GHz 32bit(x86) / 64bit(x64) 以上のプロセッサ （または同等の互換プロセッサ） ※デュアルコア以上の CPU 環境下での使用をお勧めします
メモリ	Windows XP の場合 32bit ・・・ 512MB 以上 64bit ・・・ 1GB 以上 Windows Vista, 7, 8 の場合 32bit ・・・ 1GB 以上 64bit ・・・ 2GB 以上
ハードディスク	480MB 以上の空き容量
ＯＳ	Windows XP (SP2 以上) Windows 7 (32bit/64bit) Home Windows 7 Starter Professional Home Premium Professional x64 Edition Professional Ultimate Windows Vista (32bit/64bit) Home Basic Windows 8 (32bit/64bit) Home Premium Windows 8 Business Windows 8 Pro Ultimate Windows 8 Enterprise Enterprise
インターネット接続	アクティベーションコードの認証とパターンファイルのアップデートをするために必要

Macintosh

ＣＰＵ	Intel Pentium 1 GHz 32bit(x86) / 64bit(x64) 以上のプロセッサ （または同等の互換プロセッサ） ※ PowerPC(PPC) 環境下では動作しません
メモリ	1GB 以上
ハードディスク	350MB 以上の空き容量
ＯＳ	Mac OS X v10.6 ～ v10.8
インターネット接続	アクティベーションコードの認証とパターンファイルのアップデートをするために必要

Android（スマートフォン）

ＯＳ	Android OS 2.2、2.3、4.0、4.1、4.2
キャリア	au、docomo、SoftBank、イー・モバイル
ディスプレイ解像度	320 × 480 以上
インターネット接続	アクティベーションコードの認証とパターンファイルのアップデートをするために必要
備考	SMS を送受信可能なモバイル端末で動作 SMS を送信する際、ご契約の通信プランに応じたデータ通信料が課金されます。 なお、一部機能（GPS 追跡および SIM 監視）では国際 SMS の送信が発生します。

Android（タブレット）

ＯＳ	Android OS 2.2 ～ 4.2
キャリア	Wi-Fi 接続可能であればキャリアに関係なく利用可能
ディスプレイ解像度	480 × 800 以上
インターネット接続	アクティベーションコードの認証とパターンファイルのアップデートをするために必要

■カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ　インストール方法

1. 当社ホームページ http://www.thn.ne.jp/kaspersky/ にご利用になりたい端末からアクセスしてください。
2. お客様がご加入のコースのバナー（「バンドルコースの方はこちら」または「オプションコースの方はこちら」）をクリックし、当社から発行した認証ＩＤとパスワードを入力してください。
3. 遷移先のページにて製品のアクティベーションコードの取得及びダウンロードができます。画面の「今すぐ登録」ボタンを押していただきますとアクティベーションコードが発行されます。
4. アクティベーションコード取得後、3.（前項）のページにて、「製品のダウンロード」（http://www.kasperskylabs.jp/kss/）をクリックし、カスペルスキーマルチプラフォームセキュリティをインストールする端末のＯＳを選択して、ダウンロード及びインストールを実施してください。インストールの途中でアクティベーションコードを求められますので取得されたものを入力していただきますと製品の利用が可能となります。

※アクティベーションコードがわからなくなった場合には再度認証 ID とパスワードを入力いただきますと表示されます。
※認証 ID とパスワードがわからなくなった場合には当社カスタマーセンターまでお問い合わせください。

■ カスペルスキーテクニカルサポートセンター窓口

受付窓口：0570-006269　または　03-6745-0304
受付時間　9：30 ～ 18：00（年中無休）

遠隔サポートサービスについて

■遠隔サポートとは

「遠隔サポート」とは、契約者のパソコンに関するお問合せにオペレータがお電話でお応えすることおよび、遠隔地にある契約者のパソコンにネットワーク経由でアクセスし、直接支援、操作することで、契約者のパソコンに関するトラブルシューティング、ソフトウェアインストール、ウイルスチェック等を支援するサービスです。

■遠隔サポート受付窓口

・受付窓口（フリーダイヤル）：０１２０－００９－１１６
　※土日祝日含む（年末年始除く）
・受付時間：１０：００～２０：００

■ご利用にあたって

1. 遠隔サポートを利用するには、お申し込みが必要となります。
2. 遠隔サポートの主なシステム動作環境、サポート対象およびサポート範囲は以下の通りです。なお、以下に規定するシステム動作環境、サポート対象と範囲以外は本サービスの対象外となります。
3. 以下に規定するシステム動作環境、サポート対象およびサポート範囲内であっても、問題の解決をお約束するサービスではありません。

システム動作環境

OS	パソコン Windows 32 ビット版 ・Windows2000 Professional（ServicePack4） ・Windows XP Home Edition（SerivcePack3） ・Windows XP Professional（ServicePack3） ・Windows Vista HomeBasic ・Windows Vista Home Premium ・Windows Vista Business ・Windows Vista Enterprise ・Windows Vista Ultimate（ ServicePack1 ） ・Windows7 ・Windows7 Starter ・Windows8 ・Windows8 Pro 64 ビット版 ・Windows2000 Professional（ServicePack4） ・Windows XP Professional（ServicePack3） ・Windows Vista HomeBasic ・Windows Vista　Home Premium ・Windows Vista Business ・Windows Vista Enterprise ・Windows Vista　Ultimate　（ServicePack1） ・Windows7 ・Windows8 ・Windows8 Pro Macintosh ・MacOS X 10.5（Leopard）以降で（但し、Intel 製基盤のパソコン） スマートフォン・スマートパッド ・Android 2.1 以降

ブラウザ	パソコン Windows ・Internet Explorer 6.0 以上 ・FireFox 3.0 以上 ・Safari 3.0 以上 ・Opera 9.0 以上 ・Chrome10 以上 Macintosh ・FireFox 3.0 以上 ・Safari 3.2　以上 ・Intel 基盤の Macintosh パソコン スマートフォン・スマートパッド ・Android ブラウザ ・Safari
接続回線	ブロードバンド回線
CPU	Intel Pentium III 800MH z 以上 またはその互換のプロセッサ
ソケット通信	Winsock1.0 以上
ネットワーク環境	LAN、ADSL、電話線、ワイヤレスのグローバル IP またはバーチャル IP 対応

サポート対象機器、ソフトウェアおよびサービスとサポート範囲

機器	・サポート対象 スマートフォン本体、パソコン本体、キーボード、マウス、ルーター、無線 LAN アクセスポイント、ハブ、LAN カード等のネットワーク機器、ネットワーク接続可能なゲーム機器。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、家庭内ネットワークとの接続、初期設定、マニュアルに記載された基本的操作。
OS （日本語版に限ります。）	・サポート対象 Windows 2000 Professional(ServicePack4)、 Windows XP Home Edition(ServicePack3)、 Windows XP Professional（ServicePack3）、 Windows Vista、Windows Vista HomeBasic、 Windows Vista Home Premium、 Windows Vista Home Business、 Windows Vista Enterprise、 Windows Vista Ultimate（ServicePack1）、 Windows7、 Windows8、 Windows8 Pro、 Android2.1 以降、IOS4 以降 ・サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。
ソフトウェア	・サポート対象 ブラウザ、メーラー、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール。 ・サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。
接続サービス	・サポート対象 FTTH サービス、DSL サービス、データ通信カード、プロバイダサービス、インターネット上の各種サービス。 ・サポート範囲 インターネット接続設定、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法。

ホームネットワーク用機器レンタルについて

■ホームネットワーク機器レンタルについての重要事項説明

本申込は、株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）のインターネットサービスをご利用中のお客様のみに適用されます。

「ホームネットワーク機器」（以下「機器」といいます。）の取り扱いにつきましては、下記となります。

最大速度 : 機器の実効スループット（単位当たりのデータ転送量）が回線速度以下の場合、その値が速度上限の目安となります。ご了承ください。

事務手数料 : ホームネットワーク機器レンタルお申し込みにあたっては、事務手数料 1,000 円をいただきます。また訪問設置を希望される場合は、別途有償にて承ります

故障時 : お客様の責に帰すべき事由による故障につきましては、有償 3,000 円（不課税）にて機器交換を行います。

サービス解約時 : 直ちに当社カスタマーセンターへ連絡をお願いいたします。

その他 : 当社は、機器によるデータの破損・通信不具合などによる一切の責任を負いません。
お客様において善良な管理者の注意をもって機器を使用・保管していただきます。
インターネットサービス 1 回線につき、無線ルーターは親機 1 台までとなります。

■機器サポートについて

初期設置後の設置場所の移動、設定に関して当社カスタマーセンターではサポートすることができません。

機器添付マニュアルをご参照の上、メーカーサポートをご利用ください。

接続設定サポートをご希望されるお客様は「遠隔サポート」サービス（有償）をご利用ください。詳しくは P17 をご覧ください。また、出張による訪問設定を希望されるお客様は「出張設定サポート」サービス（有償）をご利用ください。詳しくは下記をご覧ください。

出張接続設定サポートについて

出張接続設定を希望される場合には、有償にて承っております。カスタマーセンター（0120-696-942）までご連絡ください。

■出張接続設定サポート実施日までにご準備いただくもの

当社インターネット開通工事が完了している必要があります。（ただし、一部接続を除きます。）

登録情報（メールアカウント／メールアドレス／メールパスワード）は事前にお客様でご用意いただきます。

作業に必要な機器類・部材・ソフトなどはお客様にてご用意いただきます。

※作業で設定をおこなうホームページ閲覧ソフト（ブラウザ）は Internet Explorer 又は Safari、電子メールソフトは Outlook Express・windows live mail・windows mail・Mac Mail になります。また、お客様がご希望のソフトに対応できない場合もありますのであらかじめご了承ください。

※作業を行うパソコンは工事完了後初回設定で 1 台までとなります。2 台目以降は有料となり、別途見積もりをさせていただきます。また、ゲーム機等の設定につきましては対象外とさせていただきます。

対象 OS について

対象 OS は以下のとおりです。

Windows	・Windows8　・Windows7　・Windows Vista　・Windows XP
Mac	MacOS X 10.2 以降（ただし、一部対応できない地域があります。）

※対象 OS への対応表明がされていないパソコン・周辺機器・ソフトウェア・サービスなどの PC 訪問設定サービスをご希望の場合、ご希望にそえない場合や作業完了できない場合、もしくは作業自体が行えない場合が有ります。

※上記以外の OS や OS バージョンでお客様が作業をご希望の場合は、お客様のパソコンの状態によってご希望にそえない場合や作業が完了できない場合があること、および原状復帰ができなくなる可能性があることをあらかじめご了承の上、作業前までに必要なデータはお客様ご自身でバックアップをして保存していただき、その後、作業を行わせていただきます。データの保証はいたしかねます。

※ OS はすべて日本語 OS とさせていただきます。

※業務用 PC 設定はサポートしておりません。

■設定業者について

設定業者より、10:00 から 18:00 の間に訪問いたします。

※お客様のご希望の日程にお伺いできない場合もございますのでご了承ください。

アカウント、パスワードについて

1. お客様のアカウント、パスワードは大切に保管してください。
2. お客様にて変更されたパスワードをお忘れになった場合は、当社ホームページから初期パスワードにて設定変更が可能です。初期パスワードをお忘れの場合は、発行は郵送のみとなります。
3. 登録完了通知の再発行をご希望の場合、契約者ご本人様からのお申し出が必要です。
4. 電話、E-mail、FAX での登録完了通知発行は行っておりません。

インターネットがつながらなくなったら

機器（モデム・ONU・PC 等）の電源が入っているか確認してください。コンセントが抜けている等のトラブルが増えています。モデム・ONU の再起動（電源の入れなおし）後、接続確認をしてください。また、ルーター・HUB 等を利用している場合には、こちらも再起動することをお勧めいたします。以上をご確認の上、カスタマーセンターへご連絡ください。

インターネット接続サービス
（ひかり de ネット・CATV インターネット）

一時停止

1. お客様のご希望によるサービス提供の一時的な中断は 1 ヶ月単位を基本として受け付けております。カスタマーセンターまでご連絡ください。なお、一時停止の際は当社指定の書面でのお手続きが必要です。
2. 停止最長期間と停止期間中の利用料金

   停止最長期間

   6 ヶ月

   500 円 / 端末接続装置（モデム・ONU）1 台

※ひかり de ネットを休止中であっても、ひかり de トークをご利用の場合は、ひかり de ネット休止費用 500 円とひかり de トーク月額基本料及びユニバーサルサービス料が継続的に課金されます。

※再開をご希望される場合は、カスタマーセンターまでご連絡ください。なお、再開の際も当社指定の書面でのお手続きが必要です。

お問い合わせ

当社インターネットサービスについてのお問い合わせはカスタマーセンターまでご連絡ください。

1. パソコン・無線 LAN 等の不具合については、各製品提供元のメーカーにご相談ください。

その他

1. ひかり de ネット・CATV インターネットはベストエフォートサービスです。常に表示の速度が出るものではありません。
2. 集合住宅（マンション・アパート・公営団地等）につきましては工事ができない場合があります。予めご確認下さい。
3. 当社設備とお客様設備との責任分界点は、モデム・ONU の LAN インターフェイス部分となります。
4. モデム・ONU は当社からの貸し出し機器となります。お取り扱いには十分ご注意ください。また解約時には当社へご返却ください。
5. 解約時には解約手数料が必要となります。（P.3 参照）
6. 電子メール・ホームページのご利用によるお客様および第三者の利害の発生については当社は一切の責任を負いかねます。

（インターネットによる株式売買、ホームページやオークションでの物品購入、インターネットによる競輪、競馬、競艇など投票券などの購入、等）

電話サービス
（ケーブルプラス電話／ひかり de トーク (S) 共通）

番号ポータビリティーについて

1. 番号ポータビリティーをご利用いただけない場合は、新しい電話番号を提供いたします。
2. 番号ポータビリティー手続きの関係上、「ケーブルプラス電話」・「ひかり de トーク (S)」のご利用までには、HGW/TA（IP 電話アダプター）の設置後、アナログ電話からの切替で約 10 日、ひかり電話からの切替で約 1 ヶ月程度かかります。また、重畳型 ADSL・ISDN・他社ひかりプライマリー電話サービスをご利用になっていた場合は、お客様にも手続きを行っていただく場合がございます。その場合、開通まで通常よりさらにお時間がかかります。NTT 西日本による番号ポータビリティー工事完了後、「ケーブルプラス電話」・「ひかり de トーク (S)」でのご利用開始となります。
3. 従来ご加入いただいていた他社電話サービスにて登録されていた名義人や住所に相違がある場合は電話番号ポータビリティー完了日が延びる場合がございます（アナログ電話からの切替で約 10 日間、ひかり電話からの切替で約 1 ヶ月程度の延長となります）。

電話サービス利用料の請求について

電話サービス［ケーブルプラス電話、ひかり de トーク (S) ］のご利用料金については、以下のとおり、1 ヶ月遅れてのご請求となります。なお、ご利用明細については、当社ホームページよりご確認ください。ID とパスワードについては発送させていただきます。
ご解約時には、解約月のご利用料をその翌月に請求させていただきます。
テレビサービスやインターネットサービス月額利用料ご請求のタイミングと異なりますので予めご了承ください。

■ケーブルプラス 電話ご請求イメージ

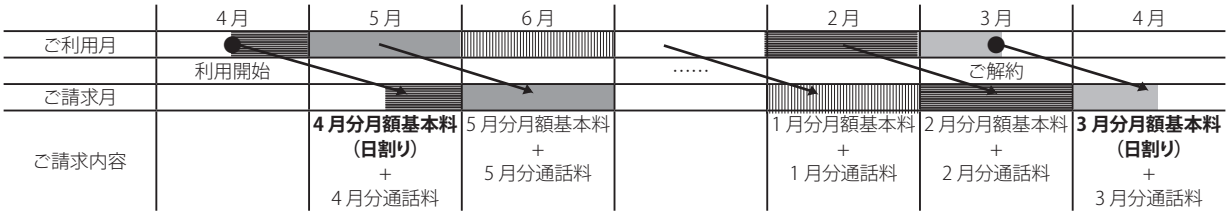

■ひかり de トーク (S) ご請求イメージ

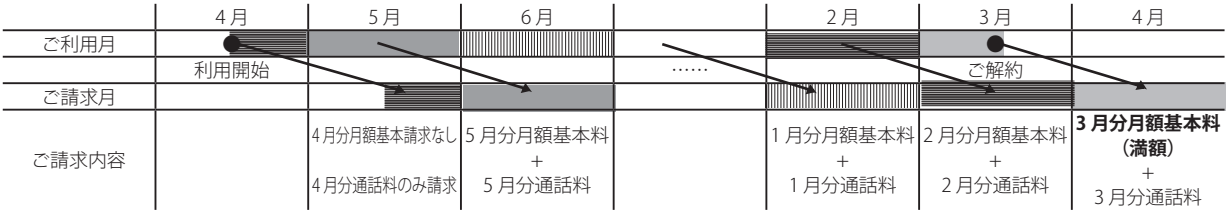

ご注意！ ひかり de トーク (S) ご利用のお客様が、ケーブルプラス電話への切替をした場合、切替月の翌月には、ひかり de トーク (S) の月額基本料（満額）・通話料に加え、ケーブルプラス電話の月額基本料（日割り）・通話料・ユニバーサルサービス料をご請求いたします。

電話サービス
（ケーブルプラス電話）

「ケーブルプラス電話」に関する説明事項（重要）

本説明事項（重要）は「ケーブルプラス電話」に関するものです。

（1）サービス名称・〔区分〕

ケーブルプラス電話・〔IP 電話サービス〕

（2）本サービスを提供する会社

KDDI 株式会社

（3）お問い合わせ先

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク
〒 410-0053　静岡県沼津市寿町 8 番 28 号メディアプラザ
〈お問い合せ〉　フリーダイヤル：0120-696-942
（受付時間）9：30 ～ 18：30
故障に関するお問い合わせは 365 日 24 時間受付（時間外は代行受付センターで承ります）
URL : http://www.thn.ne.jp/

（4）ご留意事項

①サービスについて

●料金やサービスは、改善等のため予告なく変更する場合があります。

●記載の内容は 2015 年 4 月 1 日現在の情報です。

②請求についてのご注意

●本サービスのご利用料金はお申込みいただいた TOKAI ケーブルネットワークから請求させていただきます。消費税の計算方法は、TOKAI ケーブルネットワークの定める方法となりますので、本紙の記載表示額の合計とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。

③他社料金についてのご注意

●他社料金（NTT 西日本料金等）につきましてはあくまでも目安となります。また、NTT 西日本工事費につきましては、お客様宅内等の状況により記載の内容とは異なる場合があります。あらかじめご了承ください。

④個人情報のお取り扱いについてのご注意

● KDDI / TOKAI ケーブルネットワークが本サービスのお申込みに際して取得する個人情報につきましては、本サービスの提供、料金請求業務、KDDI / TOKAI ケーブルネットワーク既存サービス・新サービスのご案内、アンケート調査の実施、利用促進等を目的としたキャンペーンの実施、サービスの開発・評価・改善、その他契約約款等に定める目的に利用いたします。

⑤ au ID について

●ケーブルプラス電話のお申込みにより、ケーブルプラス電話の契約が登録された au ID を KDDI 株式会社が払い出します。au ID は、お客さまサポートのログインに利用します。なお、au ID の利用は KDDI 株式会社の「au ID 利用規約」によります。

⑥その他

●本紙に記載しているサービス名称は一般に各社の商標または登録商標です。

(5) サービス内容

●国内加入電話、国際、携帯電話・PHS、IP 電話等向け通話をご利用いただけます。

●現在お使いの NTT 西日本等の電話番号を継続して本サービスでご利用（以下、「番号ポータビリティ」といいます）いただけます。詳細については「(8)-1 番号ポータビリティをご利用の場合」をご確認ください。

●「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」への発信が可能です。

●本サービスは ISDN をご利用いただけません。

●停電時はご利用になれません（携帯電話や PHS、または、お近くの公衆電話をご利用ください）。

(6) 契約・お申込みについて

●このお申込みによる契約は、KDDI のケーブルプラス電話サービス契約約款によるものとします。

●お申込みを受付した場合でも KDDI の設備の都合により、本サービスをご利用いただけないことがあります。

● 110 番、119 番非常通報装置 (注) は本サービスに接続できません。

(注) 非常ボタン等を押すことにより 110 番（警察）、119 番（消防）へ自動的に発信し、発信元の情報を自動音声で伝える装置。

●緊急通報等を行なう自動通報装置（電話機）(※) は機能や設定される通話先の電話番号等によりご利用いただけない場合がありますので、本サービスにお申込みいただけません。

※主に各自治体が高齢者の方や体の不自由な方などに提供している電話機で、ボタンを押すことにより緊急通報を行なうことができるものでペンダントタイプの場合もあります。「緊急通報システム」「あんしん電話」等の名称で呼ばれています。

●本サービスはネットワークの保守メンテナンス等により、サービスがご利用いただけない場合があります。

●お申込者が未成年の場合は、親権者の同意を得た上でお申込みください。

●お申込者は、この契約に基づく契約者の権利を第三者に譲渡することはできません。

(7) 緊急通報（110 / 118 / 119）について

●「110（警察）」「118（海上保安庁）」「119（消防）」へダイヤルした場合は、ご契約者の住所・氏名・電話番号が接続相手先（警察、海上保安庁、消防）に通知されます（一部の警察・海上保安庁・消防を除く）。なお、回線毎の非通知設定が適用されませんので、通知を拒否される場合は、一通話毎に「184」を付けてダイヤルしてください。

(8) 電話番号の継続利用について

(8) -1. 番号ポータビリティをご利用の場合

●NTT 西日本および NTT 西日本以外の事業者（以下、「他社」といいます）から本サービスへの番号継続に際し、現在ご利用中の電話サービスは終了（NTT 加入電話、INS ネット 64 は休止、NTT 加入電話・ライトプラン、INS ネット 64・ライトおよび他社の電話サービスは解約）となり、現在ご利用中の電話サービスにおける付加サービスは解約となります。NTT 西日本および他社への手続きは KDDI が代行して行ないます。お客様からの手続きは必要ありません。また、本サービスへの番号移転に際し、移転元事業者より連絡がある場合がございます。

※ NTT 加入電話、INS ネット 64 からの番号継続の場合は休止工事費 2,000 円（税込 2,160 円）が別途 NTT 西日本よりお客様に請求されます。

※他社からの番号継続の場合は他社が定める提供条件により、解約に関わる費用（工事費など）が発生する場合がありますので、現在ご利用のサービス提供会社へご確認ください。

● NTT 西日本による電話番号継続利用の設定完了をもって本サービスの利用開始となります。
● NTT 西日本等の電話サービス等に関する契約者情報（本人性確認結果、質権の設定または差押えの有無、提供可否確認結果および提供不可理由などにかかわるもの）を NTT 西日本等が KDDI に対して提供することについて、お申込者（お申込者と電話契約者が異なる場合には、お申込者および電話契約者）に同意いただきます。
●番号継続について NTT 加入電話等の契約者（名義人）の同意を得た上でお申込みください。
●番号ポータビリティは以下の条件に合致した場合にご提供可能となります。
・NTT 西日本が契約者に提供する一般加入電話（電話サービス）および ISDN（総合ディジタル通信サービス）であること。または、NTT 西日本の一般加入電話および ISDN からの番号ポータビリティにより KDDI が別に定める他社サービスをご利用であること。
・現在ご利用者が使用している電話番号であり、ご利用場所の変更がないこと（ご利用場所が異なる場合、番号ポータビリティをご利用いただけない場合があります）。
※番号ポータビリティをご利用いただけない場合は KDDI より新しい電話番号を提供いたします。
●共同電話、支店代行電話、公衆電話、臨時電話で利用中の回線の番号継続はお申込みできません。
● ADSL サービス、お申込み電話番号に付随する各種割引サービスをご利用の場合は定額料金が発生する場合がありますので、必ず解約の手続きを行なってください。
●インターネット接続サービスと合わせてご利用の場合など、電話サービス以外のサービスの取扱いについては、現在ご利用のサービス提供会社へお問い合わせください。
●現在 INS64 をご利用中の場合、ISDN の各種機能、ISDN 専用電話機や ISDN 専用端末はご利用いただけません。また、DSU、TA（ターミナルアダプタ）は本サービスではご利用いただけません。
● NTT 西日本の加入電話、INS ネット 64 の休止に伴い、NTT 西日本より休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）がお客様に送付されます。休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）は、再度 NTT 西日本をご利用の際等に必要となりますので、大切に保管してください。
※他社からの番号継続の場合は休止連絡票（「利用休止のお知らせ」）が送付されることはありません。
● NTT 西日本の加入電話、INS ネット 64 の利用休止期間は原則 5 年です。ただし、お客様の NTT 西日本への申告により 5 年単位で期間の更新が可能です。延長を行なわない場合、更に 5 年を経過した時点で権利が失効となる場合がありますので、ご注意ください。詳しくは NTT 西日本にお問い合わせください。
●レンタル電話等の機器リースをご利用の場合は、ケーブルプラス電話の開通日までに、NTT ファイナンス（株）（連絡先：0120-866-612）へご連絡ください。また NTT 西日本から単体電話機（黒電話・カラー電話機・プッシュホン）をレンタルされている場合は、ケーブルプラス電話をお申込みいただく前に、必ず NTT 西日本（116）へ「買い取り」または「レンタル終了（NTT への返却）」をご連絡ください。

（8）-2. ADSL one 電話サービス / メタルプラス電話 / au ひかり電話サービスからの切替をご利用の場合

● ADSL one 電話サービス / メタルプラス電話（「ご家庭用」「事業所用単回線」）から本サービスへの番号継続に際し、ADSL one の電話サービス、ネットサービス及び 050 番号サービス（KDDI-IP 電話）またはメタルプラス電話及び au one net ダイヤルアップ（メタルプラス電話コース）は解約となります。解約手続は KDDI が行いますので、お客様からの手続は必要ありません。
● au ひかり電話サービスから本サービスへの番号継続に際し、au ひかり電話サービスは自動解約となります。解約手続は KDDI が行いますので、お客様による手続は必要ありません。
※ au ひかりネットサービス・テレビサービスの取扱いについては、KDDI またはご契約のプロバイダへお問い合わせください。

● ADSL one 電話サービス / メタルプラス電話 / au ひかり電話サービスでご利用中の付加サービスも解約となりますので、本サービス申込時に改めてお申し込み下さい。なお、電話帳掲載につきましても改めてお申し込みが必要になります。

※付加サービスのうち「KDDI 電話 au で着信確認」サービスのみ、メタルプラス電話 /au ひかり電話サービスでのご登録情報が自動的に引き継がれます。

● ADSL one 電話サービス / メタルプラス電話 / au ひかり電話サービスからの番号継続は、以下の条件に合致した場合に可能となります。

・ADSL one / メタルプラス電話 / au ひかり電話サービスのご利用場所とケーブルプラス電話のご利用場所が同一住所であること（ご利用場所が異なる場合、番号継続が出来ない場合があります）。

※番号継続が出来ない場合、KDDI より新しい電話番号を提供いたします。

● KDDI メタルプラス（事業所用複数回線）をご利用のお客様については、番号継続はご利用いただけません。

(9) 本サービスの機能について

●ご利用いただけない通話・通信先がございます (詳しくは「【別表 1】接続可否」をご参照ください)。

●「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信はできません。ACR 機能は停止して利用することをお勧めします。

※「0088」等の事業者識別番号の後に国内・携帯・国際 (自動ダイヤル) 等の本サービスで提供可能な電話番号をダイヤルした場合、本サービスのご利用となりその通話料金が適用されます。

●以下の機能・各種サービスはご利用いただけません（詳しくは「【別表 2】ご利用いただけない機能・サービス」をご参照ください）。

通信機能・サービス	
ISDN G4 FAX通信／スーパーG3 FAX通信 パケット通信	ユーザー間情報通知（UUI） オフトーク通信サービス（電話回線を利用した自治体の防災放送等） ノーリンギング通信サービス（電気／ガス／水道等遠隔検針・制御） 信号監視通信サービス（セキュリティサービス等）
通話機能・サービス	
トリオホン でんわばん ナンバーお知らせ136、空いたらお知らせ159 プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	マジックボックス・ボイスワープセレクト等 ボイスワープの一部機能 電話機能付インターホン（ドアホン）
電話番号に関する機能・サービス	
二重番号サービス i・ナンバー	代表組み ダイヤルイン
KDDI又は他社が提供する機能・サービス	
ADSLサービス マイラインサービス（マイライン・マイラインプラス） お申込み電話番号に付随する各種割引サービス	iFAX トーキンダイヤル

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

●以下の機能・各種サービスはご利用いただけない場合があります。

機能・サービス		備　考
モデム通信等	ガス・電気・水道等の遠隔検針	発信先の電話番号、通信方式によりご利用いただけない場合があります。 必要に応じてサービス提供者や製造会社へお問合せください。
	セキュリティサービス	
	ダイヤルアップによるインターネット接続	
	その他モデム通信	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。

※ FAX は概ねご利用いただけます。

（10）104 番号案内および電話帳への掲載手続きについて

● 104 番号案内と電話帳への番号掲載をご利用いただけます。

※電話帳は NTT-BJ が発行するハローページおよびタウンページへの掲載となり、掲載者名はご契約者名となります。

（11）電話帳の配布について

●電話帳の配布 (有料) を希望される場合は、別途タウンページセンター（連絡先 :0120-506-309）へご連絡願います。

（12）ご利用料金

（12）-1. 料金に関するご注意

●本サービスのご利用料金はお申込みいただいた TOKAI ケーブルネットワークから請求させていただきます。

※国際オペレータ通話等の請求書は、ご利用発生の翌月に KDDI からご契約者に直接送付させていただきます。

●請求書の発行時期、料金のお支払い方法については、TOKAI ケーブルネットワークの定めるところによります。

●基本料についてはご利用開始月および解約月については日割料金となります。また、付加サービス利用料については利用開始月は無料（月途中加入の場合）、解約月は全額のご請求となります。ただし、基本料・付加サービス利用料について同じ月にご利用開始と解約を行なった場合は全額のご請求となります。

●ユニバーサルサービス料については毎月月末時点においてご契約中のお客様に全額をご請求させていただきます。

●実際の請求時の消費税の計算方法は、TOKAI ケーブルネットワークの定める方法となりますので、本紙に記載する料金の表示額の合計とは異なる場合があります。

●本紙に記載する料金とは別に、開通または解約の際に TOKAI ケーブルネットワークが設定する工事費等がかかる場合があります。詳しくは TOKAI ケーブルネットワークにお問い合わせください。

●保守費用につきましては実費を請求させていただきます。

●キャンペーンの適用は、1 設置場所につき 1 回限りとさせていただきます。

（12）-2. 月額利用料

a. 基本料

基　本　料	1.330円（税込1.436.4円）

b. その他料金

通話明細発行[注1)]	100円（税込108円）

注 1）通話明細は KDDI よりご契約者に送付させていただきます。

（12）-3. 通話料

種　別		通　話　料
ケーブルプラス電話向け通話		無料
「J:COM PHONE プラス」 「J:COM PHONE」「ケーブルフォン」向け通話[注1]		無料
国内加入電話向け通話	市内通話	8円（税込8.64円）／3分
	県内市外通話[注2]	
	県外通話[注2]	15円（税込16.2円）／3分
国際通話[注3]	ダイヤル通話	例:アメリカ本土宛　9円（免税）／1分 フィリピン宛　35円（免税）／1分 中国宛　30円（免税）／1分
携帯電話向け通話	au宛	15.5円（税込16.74円）／1分
	au以外宛	16円（税込17.28円）／1分
PHS向け通話		10円（税込10.8円）／1分 別途10円（税込10.8円）／1通話
IP電話向け通話		10円（税込10.8円）／3分
020番号宛通信[注4]		10円（税込10.8円）／40秒 別途40円（税込43.2円）／1通話
特別番号への通話	時報	8円（税込8.64円）／3分
	天気予報	市内・県内市外　8円（税込8.64円）／3分
		県外　15円（税込16.2円）／3分
	番号案内	100円（税込108円）／案内
	電報	NTT東日本・NTT西日本設定料金
	災害用伝言ダイヤル	8円（税込8.64円）／1分
	ナビダイヤル（NTTコミュニケーションズ）	NTTコミュニケーションズ設定料金
	テレドーム（NTTコミュニケーションズ）	NTTコミュニケーションズ設定料金

注 1）「J:COM PHONE プラス」「J:COM PHONE」は株式会社ジュピターテレコムが提供する電話サービス、「ケーブルフォン」は福井ケーブルテレビ株式会社、さかいケーブルテレビ株式会社が提供する電話サービスです。

注 2）県内・県外の区分は郵政省令第 24 号 (平成 11 年 7 月 1 日施行) によって定められた都道府県の区域に従っており、行政区分上とは異なる場合があります。

注 3）その他対地、オペレータ通話の通話料についてはお問合せいただくか、KDDI のホームページ（http://www.KDDI.com/cable/index.html）でご確認ください。

注 4）東京テレメッセージ株式会社の 020 番号を用いたサービス（D-FAX）のみ接続可能です。

（12）-4. ユニバーサルサービス料

ユニバーサルサービス料	ユニバーサルサービス支援機関（TCA）が公表する認可料金の相当額

※ユニバーサルサービス料は、1 電話番号毎に請求させていただく月額料金です。

※認可料金は、ユニバーサルサービス支援機関が原則 6 ヶ月ごとに算定し、総務大臣認可を経て決定される「番号単価」を指します。詳しくは支援機関のホームページをご参照下さい。（**http://www.tca.or.jp/universalservice/**）

※なお、ユニバーサルサービス制度やお客様への請求につきましては、以下 URL をご参照下さい。
（**http://www.KDDI.com/corporate/KDDI/kokai/universal/index.html**）

（12）-5. 手続きに関する料金

a. 初期費用

契　約　料	キャンペーンにより無料
番号ポータビリティ	キャンペーンにより無料

b. その他料金

番号変更	1手続きあたり2,000円（税込 2,160円）

※加入月の翌月末日までの番号変更は無料です。

（12）-6. 付加サービス利用料

サービス名	月額利用料
割込通話（キャッチホン）	300円（税込324円）
発信番号表示（ナンバー・ディスプレイ）	400円（税込432円）
番号通知リクエスト（ナンバー・リクエスト）注1)	200円（税込216円）
割込番号表示（キャッチホン・ディスプレイ）注2)	100円（税込108円）
迷惑電話撃退（迷惑電話おことわりサービス）	700円（税込756円）
着信転送注3)	500円（税込540円）
KDDI電話　auで着信確認注4)	無料

注 1）発信番号表示の契約が必要です。また、利用にあたり利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話　ご利用ガイド」をご確認下さい。
注 2）割込通話・発信番号表示の契約が必要です。
注 3）申込後、転送先電話番号・転送パターンの設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話　ご利用ガイド」をご確認下さい。
注 4）申込後、着信通知先に登録した au 携帯電話から利用開始の設定が必要です。詳しくは後日お送りする「ケーブルプラス電話　ご利用ガイド」をご確認下さい。なお、一部の機種では本サービスはご利用いただけません。

（12）-7. 割引料金

①ケーブルプラス電話　au ケータイセット割

概要	KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とau携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、基本料（定額利用料）より毎月100円（税込108円）を減額いたします。 ※その料金月の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、本割引の対象外となります。 ※ケーブルプラス電話契約と対象のau携帯電話契約を含む「auスマートバリュー」の割引グループにおいて、対象のau携帯電話ご契約者が「auスマートバリュー」の適用を受けている場合、本割引の対象外となります。 ※KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更*があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 *携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます 注）au携帯電話には沖縄セルラーも含みます。また、auぷりペイド（auプリペイド式携帯電話）は対象外となります。
注意事項	・解約やキャンペーンの適用等により基本料（定額利用料）が100円（税込108円）に満たない場合は差額のご返金はいたしません。 ・「ケーブルプラス電話　auケータイセット割」の適用についてTOKAIケーブルネットワークに通知されることについて、承諾していただきます。

② au まとめトーク (ケーブルプラス電話からの発信通話について)*au ケータイからの発信通話については au →自宅割の適用条件によります

概要	KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号にau携帯電話番号が登録されている場合で、ケーブルプラス電話とau携帯電話のご登録契約者氏名が同じ、もしくはご登録住所が同じ場合、以下の通話につき通話料相当額を割引し、無料といたします。 ① auひかり　電話サービス*1・auひかり ちゅら 電話サービス・ADSL one電話サービス*1・メタルプラス電話・au one netの050電話サービス（KDDI－IP電話）・コミュファ光電話*1への国内通話 ② au携帯電話（auぷりペイド含む）への国内通話（グローバルパスポート対応機種への国外通話の場合、発信元は無料ですが、着信先に通話料がかかります） *1 付加サービスの050電話サービスを含みます ※その料金月の月末において、対象のau携帯電話が解約・休止などの場合、本割引の対象外となります。 ※KDDIに登録されたご契約者の連絡先電話番号について、内容の変更*2があった場合、あらためて届出が必要です。届出されていなかった場合、本割引の対象外となることがあります。 *2 携帯電話番号ポータビリティによる事業者の変更を含みます 注）au携帯電話には沖縄セルラーも含みます。また、特に記載がある場合を除き、auぷりペイド（auプリペイド式携帯電話）は対象外となります
注事意項	・本割引の適用についてTOKAIケーブルネットワークに通知されることについて、承諾していただきます。

（12）-8. キャンペーンについて

①初期費用無料キャンペーン

お申込み受付期間	2015年4月1日から2015年9月30日までの期間中にお申込みいただいたお客様
お申込み対象者	ケーブルプラス電話にご加入いただいたお客様
概要	ケーブルプラス電話の加入に関わる初期費用（契約料、番号ポータビリティ）が無料となります。
注意事項	本キャンペーンの適用は1設置場所につき、1回限りとさせていただきます。

（13）宅内機器について

●本サービスをご利用の際は、ご利用の TOKAI ケーブルネットワークが設置する宅内機器を KDDI が指定する方法に則って接続してご利用ください。指定外の機器に交換したり、指定外の接続をされる場合、約款の規定に反する行為とみなしサービスの提供をお断りする場合があります。

●宅内機器の電源は、常に ON の状態でご利用願います。電源が OFF の状態では発信 / 着信ができなくなりますのでご注意ください。

●本サービスは、宅内機器と接続された電話機からのみご利用いただけます。

●宅内機器の仕様は、予告無く変更となる場合があります。

●宅内機器には動作ソフトの自動バージョンアップ機能があります。バージョンアップの際には、機器の起動に時間を要したり、機器が再起動することがあります。また、再起動するとサービスが一旦停止します。

●宅内機器に故障が生じた際はご利用の TOKAI ケーブルネットワークが交換・修理対応をいたしますが、お客様責任による故障・紛失の場合は実費請求いたします。

●宅内機器をラジオなどの電波を受信する機器の近くで使うと、受信障害（ノイズ）を引き起こすことがあります。このような場合は、宅内機器とラジオなどを離してご使用ください。

（14）本サービスの解約について

●本サービスを解約される場合にはご利用の TOKAI ケーブルネットワーク（お問い合わせ先につきましては、本ケーブルプラス電話 重要事項説明の「(3) お問い合わせ先」の項目をご参照ください）へお申し出ください。また、転居に伴う解約に際し、転居先において au ひかり　電話サービス、メタルプラス電話へご加入予定で、その際現在の電話番号の継続利用を予定されている場合は、その旨を必ずTOKAIケーブルネットワークへお申し出下さい。

●宅内機器等については、TOKAI ケーブルネットワークにて撤去工事を行ないます。

●番号ポータビリティにてご利用いただいていた本サービスの電話番号を NTT 西日本等で継続してご利用される場合は（以下、「他社への番号ポータビリティ」といいます）、NTT 西日本等へ事前に「番号の継続利用希望の旨」をご申請ください。なお、KDDI より提供した電話番号を本サービスでご利用の場合、他社への番号ポータビリティはお申込みいただけません。

●他社への番号ポータビリティの場合、NTT 西日本での電話番号継続利用の設定完了後、本サービスはご利用いただけなくなります。（ご申告いただいてから変更先事業者での手続き完了までは本サービスでのご利用となります。）

●他社への番号ポータビリティにあたり、電話番号の継続利用に要する期間および料金等については各社にご確認ください。

電話サービス
（ケーブルプラス電話）

【別表 1】接続可否

発着区分	種　別	ダイヤル	接続可否	説　　明	備　　考
電話をかける場合	1XY の 3 桁番号サービス（一部 4 桁）	100	×	100 番通話	
		102	×	非常・緊急扱い電話	
		104	○	番号案内	DIAL104（番号案内後、案内された番号にそのままつながるサービス）はご利用いただけません。
		106	×	コレクトコール (オペレータ)	
		108	×	自動コレクトコール	
		110	○	警察 (緊急呼)	
		111	×	線路試験受付	
		112	×	共同加入者受付	
		113	×	故障受付	NTT 東日本・NTT 西日本の故障受付にはつながりません。
		114	×	話中調べ	
		115	○	電報受付	
		116	×	営業受付	NTT 東日本・NTT 西日本の営業受付にはつながりません。
		117	○	時報	
		118	○	海上保安 (緊急呼)	
		119	○	消防 (緊急呼)	
		121	×	クレジット通話サービス	
		122	○	固定優先解除	122 をダイヤルした後に続けて本サービスでご利用可能な事業者識別番号（0091 で始まる番号を除く）をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		125	×	でんわ会議	
		134	×	ダイヤル Q2 パスワード	
		136	×	ナンバーアナウンス	
		141	×	でんわばん , 二重番号サービス	
		142	○	着信転送 [KDDI 付加サービス]	KDDI の「着信転送」サービスの設定変更が可能です。
		144	○	迷惑電話撃退 [KDDI 付加サービス]	KDDI の「迷惑電話撃退」サービスの設定変更が可能です。
		145	×	キャッチホン 2	
		146	×	キャッチホン 2	
		147	×	ボイスワープセレクト , なりわけサービス	
		148	○	番号通知リクエスト [KDDI 付加サービス]	KDDI の「番号通知リクエスト」サービスの設定変更が可能です。
		149	×	DDX—TP	
		1540	○	KDDI 電話 au で着信確認 [KDDI 付加サービス]	KDDI の「KDDI 電話 au で着信確認」サービスの設定変更が可能です。
		159	×	空いたらお知らせ	
		161 ～ 167	×	ファクシミリ通信網等	
		171	○	災害用伝言ダイヤル	
		177	○	天気予報	
		184—	○	発信者番号通知拒否	
		186—	○	発信者番号通知	
		189	×	ダイヤル Q2	
	0A0 から始まる電話番号	010—	○	国際電話	
		020—	△	ポケベル等	東京テレメッセージ株式会社が提供する 020 番号を用いたサービス（D—FAX）のみ接続可能です
		050—	○	IP 電話	ほぼ全ての IP 電話事業者と通話可能です。
		060—	×	UPT	
		070—	○	PHS	
		080—	○	携帯	
		090—	○	携帯	
電話をかける場合	0AB0 の 4 桁番号サービス	0120—	○	フリーダイヤル / フリーコール DX/ フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0170—	×	伝言ダイヤル	
		0180—	○	テレドーム	
		0190—	×	エンジェルライン / あんないジョーズ	
		0570—	○	ナビダイヤル / アクセスコール / アドコール（0570—300 で始まる番号のみ）	ナビダイヤルのご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
			×	ナビアクセス　等	
		0800—	○	フリーダイヤル / フリーコール DX/ フリーアクセス	フリーダイヤル等のご契約者の設定によりご利用いただけない場合があります
		0990—	×	ダイヤル Q2	
	00XY の事業者識別番号 (KDDI 提供)	0077— 0070—	○	各種サービス (フリーコール、DOD サービス等)	
		0051— 0053—1— 0053—9— 0055— 0056— 0057—	○	国際オペレータ通話等各種国際電話サービス	
		0077—22— 0077—80— 0077—48—	○	KDDI DOD サービスの一部	
		0053—63—	×	KDDI DOD サービスの一部	
		0077—43—	×	KDDI　VP ネット (仮想専用線サービス)、広域短縮	
		0052— 0053—53—	×	KDDI 国際電話サービスの一部 国際料金通知、エコノミーホン	
	00XY の事業者識別番号 (他社提供)	00XY—	×	「0088」等の事業者識別番号による電気通信事業者を指定した発信（0088 フリーコールなど以下に記載のものは除く）	・ACR 機能は停止して利用することをお勧めいたします。 ・事業者識別番号の後に国内・携帯・国際 (自動ダイヤル) 等の本サービスでご利用可能な電話番号をダイヤルした場合、そのダイヤルした事業者識別番号を利用せずに相手先へ電話をかけたことになります。
		0037—6— 0044— 0066— 0088—	○	0037—6— 着信課金サービス 0044 国際着信課金サービス 0066 国際国内着信課金サービス 0088 フリーコール	
	＃ダイヤル	#4 桁の番号	×	着信短縮ダイヤル、クイックナンバー等	
電話を受ける場合	他社サービスの着信		×	1XY の 3 桁番号サービスを使った着信	コレクトコール、話中調べ、空いたらお知らせ等での着信
				他社の着信者課金サービスの着信電話としての設定・登録	

※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

【別表 2】ご利用いただけない機能・サービス

機能・サービス		注意事項・備考
通信機能・サービス	ISDN	現在 INS64 をご利用中の場合は以下の点にご注意願います。 ・本サービスでは ISDN の機能はご利用いただけません。 ・2ch 利用はできません。1ch（1 回線）での提供となります。 ・ISDN 専用電話機や ISDN 専用端末はご利用いただけません。 ・DSU,TA（ターミナルアダプタ）を取り外してください。 ・ISDN のサブアドレス着信（相手先電話番号の後に「＊」を付けてダイヤルする）等はご利用いただけません。
	G4 FAX 通信 / スーパー G3 FAX 通信	G3 FAX は概ねご利用いただけます。
	パケット通信	
	ユーザー間情報通知（UUI）	
	オフトーク通信サービス （電話回線を利用した自治体の防災放送等）	これらのサービスをご利用中、もしくはご不明な場合はお客様ご自身でサービス提供者 (ガス会社、警備会社等) へご連絡ください。利用の如何にかかわらず料金が発生する場合があります。
	ノーリンギング通信サービス （電気 / ガス / 水道等遠隔検針・制御）	
	信号監視通信サービス （セキュリティサービス等）	
通話機能・サービス	トリオホン	
	でんわばん	
	ナンバーお知らせ136、空いたらお知らせ159	
	プッシュ回線の短縮ダイヤル機能	短縮ダイヤル以外のプッシュホン機能はご利用いただけます。
	マジックボックス・ボイスワープセレクト等	
	ボイスワープの一部機能	KDDI の転送サービスでは無応答時転送、応答後転送機能はご利用いただけません。
	電話機能付インターフォン（ドアフォン）	電話の発着信は利用できなくなりますので、必要に応じて別の電話機をご用意ください。
電話番号に関する機能・サービス	二重番号サービス	
	i・ナンバー	
	代表組み	
	ダイヤルイン	
KDDI 又は他社が提供する機能・サービス	ADSL サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	マイラインサービス （マイライン・マイラインプラス）	番号ポータビリティをお申込みの場合、自動的に解約になります。
	お申込み電話番号に付随する 各種割引サービス	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。 ※ KDDI の電話利用規約・割引サービスについては自動的に解約となります。 ただし、だんぜんトークⅡ等の割引サービスにご加入の電話番号を本サービスに番号ポータビリティで切り替えた場合、該番号を課金先とする KDDI カードの国際電話ご利用額に 25% の割引を適用します。
	iFAX	定額料金が発生する場合がありますので、解約の手続きを行なってください。
	トーキンダイヤル	

※番号ポータビリティをお申込みの場合、NTT 東日本・NTT 西日本の付加サービス、割引サービス、フレッツ・ISDN、フレッツ・ADSL は自動的に解約となります。
※ B フレッツの課金先電話番号となっている電話番号を番号ポータビリティされる場合は、NTT 東日本・NTT 西日本から発行される B フレッツの請求は電話料金の請求とは別になります。
※上記に記載されていない場合でも使えない場合があります。ご不明な点はお問い合わせください。

電話サービス
（ひかり de トーク (S)）

「ひかり de トーク (S)」とは

「ひかり de トーク (S)」は国内最大級の IP 電話事業者であるソフトバンクグループと提携し、TOKAI ケーブルネットワークが提供するサービスです。
ソフトバンクグループの提供する「BB フォン (M)」「BB フォン」「BB フォン光」「ケーブルライン」「NURO 光でんわ」との通話が無料となる IP 電話サービスです。

契約について

○ご注意

1.「ひかり de トーク (S)」は「ひかり de ネット」1 契約につき最大 3 番号まで契約が可能となります。
※ VDSL 設備については 1 番号のみのご契約となります。

2.「ひかり de トーク (S)」のお申込みによる契約は、「IP 電話サービス利用規約」にご同意いただきます。

3.「ひかり de トーク (S)」は集合住宅にお住まいの方は建物の設備の状況等によりサービスのご提供ができない場合がございます。

4. インターホン機器の共用について
インターホン機器を共用している場合については、別途配線工事が必要となります。
このような追加工事はお客様のご負担となります。

5. ホームセキュリティサービスについて
電話回線を利用したホームセキュリティサービスはご利用いただけない場合がございます。
詳しくは、ご契約されている警備会社等へご連絡願います。

6. ガス・水道検針、遠隔遮断システムについて
ガス漏れなどの自動通報サービスや遠隔遮断、ノーリンギングサービス、その他電気、ガス、水道等の自動検針サービスをご利用されている場合には、「ひかり de トーク (S)」ではご利用できなくなる場合がございます。ご契約されているガス会社等へご連絡願います。

7. ホームテレホン、ビジネスホン
一部機種によっては使用できなくなる場合がありますので、予めご了承ください。

8. インターネット利用について
1.ISDN や ADSL は、「ひかり de トーク (S)」ではご利用になれません。
2. ダイヤルアップ（電話接続）のインターネットサービスをご利用の際は、プロバイダーのアクセスポイントの電話番号によっては、一部ご利用になれない場合がございますので予めご了承ください。また、パソコンの設定変更はお客様にて実施いただきますようお願いいたします。

9.FAX のご利用について

FAX については電話機器や回線の状況により、稀に使用できない場合がございます。FAX の送受信等についてのサポートは承りかねますので、各 FAX メーカーにお問い合わせ下さい。

10.ACR/LCR/0036/0039 などの自動ダイヤル機能について

ACR/LCR/0036/0039 などの自動ダイヤル機能をオンにしたまま利用すると、「ひかり de トーク (S)」をご利用できなくなりますので、その機能を解除していただきます。解除方法については各電話機メーカーにお問い合わせ下さい。

11. 災害時優先通信について

ひかり de トーク (S) は「災害時優先通信」には対応しておりません。

「災害時優先通信」とは、災害発生時に総務省の特定する機関（例 : 病院、消防署等）の通信を優先して接続する機能です。

総務省の特定する機関であって災害時優先通信を必要とする場合は当該機能を有する通信回線を別途ご利用頂く必要がございます。

12.「ふれあい案内」について

ひかり de トーク (S) では、「ふれあい案内」はご利用になれません。

「ふれあい案内」とは、NTT 東日本および NTT 西日本が行っている福祉サービスで、各種障害者手帳をお持ちの方の一部を対象に、電話番号案内を無料とするサービスです。

13. 下記サービスをご利用中の場合、「ひかり de トーク (S)」をお申し込みいただけない可能性があります。NTT 東日本・NTT 西日本の「ご利用料金内訳書」等、現在ご利用中の電話会社からの請求書等で各項目についてご確認ください。

1. フリーダイヤル又はフリーアクセスをご利用の場合

※フリーダイヤル・フリーアクセスとは、ご契約されている電話番号のほかに、0120 や 0800 等で始まる電話番号を契約し、外部から通信料金無料（受信者払い）の電話を受け付けるサービスです。

2. ダイヤルインサービスをご利用の場合

※ダイヤルインサービスとは、ご契約されている電話番号のほかに、複数の電話番号を利用できるサービスです。

3. 二重番号サービスをご利用の場合

※二重番号サービスとは、ご契約いただいてる電話番号のほかに、もうひとつの電話番号を利用できるサービスです。

4. 代表取扱サービスをご利用の場合

※代表取扱サービスとは、同一拠点に設置される複数の契約回線でグループ（代表群）を構成し、予め決められた代表（親）番号に着信があった場合、事前に契約した選択方式に従い、代表群から空いている回線を選んで着信できるサービスです。

5. その他下記サービスをご利用の場合

- ●ピンク電話、共同電話
- ● 110 番、119 番直接通報装置
- ●高齢者向け緊急通報システム
- ● 0035 で始まる電話番号へ発信することが利用できるサービス
- ●ボイスワープセレクト
- ● 0180 番号を利用して提供するテレゴング、ダイヤル Q2、オフトーク通信、でんわばん、電話会議、メッセージイン等
- ●視聴者参加型通信サービス

電話サービス
（ひかり de トーク (S)）

○住所

1. ご利用場所は、緊急通報受理機構「警察（110）、海上保安（118）、消防（119）」へ正しく通知するためにとても大事な情報になります。「ひかり de トーク (S)」でご登録いただくご利用場所が間違っていると、緊急通報受理機構から迅速な対応ができない場合がございます。

○番号ポータビリティー

1. 番号ポータビリティーとは電話のご利用にあたって、NTT 等他社で使用していた電話番号をそのまま IP 電話で使えるようになるサービスです。

1. 番号ポータビリティー適用条件
   1）「NTT アナログ回線」「NTTISDN 回線」「KDDI メタルプラス」「NTT ひかり電話」で、尚且つ NTT アナログ回線及び ISDN 回線で取得した番号に対し、適用できます。また、「NTT ひかり電話」「KDDI メタルプラス」「ひかり de トーク (F)」をご利用中の場合、事業者間移転を行なうことができます。
   2）1) 以外の条件の方が番号ポータビリティーを希望される場合には一旦、NTT 加入電話回線にお戻し頂く必要がございます。
   3）従来ご加入いただいていた他社電話サービスにて登録されていた住所表示と相違がある場合、番号ポータビリティーはできません。
   4）i ナンバー（複数番号）ご利用の場合、1 番号（子番号）のみ番号ポータビリティーが可能です。親番号を番号ポータビリティーしたい場合には事前に NTT へ「親子切替工事」をお申し出頂く必要がございます。
   5）番号ポータビリティをご利用いただけない場合は当社より新しい電話番号を提供いたします。
2. 番号ポータビリティー注意点
   1）番号ポータビリティーの利用にあたって、NTT 西日本の契約者情報の確認や NTT 西日本の番号に付随する各種サービスの変更・解約などのお手続きをお願いする場合がございます。
   2）加入電話等でこれまで利用していた電話番号をそのまま利用する場合、別途加入電話等の休止工事費 2,100 円が NTT より請求されます。
   3）NTT 西日本との番号ポータビリティー手続きの際、電話番号のご契約状態によってお申込みを承れない場合がございますのでご了承ください。
   4）番号ポータビリティー手続きの関係上、「ひかり de トーク (S)」のご利用までには、TA（IP 電話アダプター）の設置後、10 日程度かかります。また、重畳型 ADSL・ISDN・他社ひかり電話サービスをご利用になっていた場合は、開通まで通常よりさらにお時間がかかります。NTT 西日本による番号ポータビリティー工事完了後、「ひかり de トーク (S)」でのご利用開始となります。
   5）「おとくライン」または「ケーブルプラス電話」をご利用中の場合、同時にひかり de トーク (S) をご利用いただくことはできません。事前に、NTT アナログ契約への回線戻しを行ってください。また、「おとくライン」にて、その他サービスをご利用中の場合は、事前にソフトバンクモバイルに付随するサービスの解約を申

し出てください。

3. NTT 西日本の加入電話等サービスの利用休止について
    1）「ひかり de トーク (S)」ご利用に際し、現在ご利用中の NTT 西日本の加入電話等サービスの利用休止（ライトプランの場合は契約解除を含む）につきましては、当社がお客様に代わって NTT 西日本へのお申し込み手続きをさせていただきます。
    2）利用休止（ライトプランの場合の契約解除を除く。以下同じ）の工事完了後、NTT 西日本から「休止のお知らせ」が届きますので、内容をご確認ください。

ご利用にあたって

1.「ひかり de トーク (S)」のご利用には TA が必要になります。TA はレンタルにてご提供いたします。なお、ご利用料金は「ひかり de トーク (S)」月額基本料に含まれます。
※ TA は当社からの貸与品となりますので、解約時には返却していただきます。紛失した場合は別途ご請求となります。
2.「ひかり de トーク (S)」はインターネット回線を利用した IP 電話サービスです。インターネット回線の状態によって利用できなくなる場合がございます。
3. 停電やブレーカーの停止により ONU と TA の電源が強制的に落とされた場合には ONU、TA のリセットをお願い致します。
4.「ひかり de トーク (S)」の通話明細は、WEB 明細でご確認ください。URL や ID パスワードは開通後、お客様宛に郵送でお送りします。

複数番号サービスについて

1.「ひかり de トーク (S)」はひかり de ネット 1 回線につき、最大 3 番号ご利用いただけます。
2. NTT 西日本の加入電話等から番号ポータビリティーせず複数番号サービスを新たに利用開始する場合、「ひかり de トーク (S)」専用の電話番号になります。
3.「ひかり de トーク (S)」に対応した HUB をご利用いただく必要があります。（当社支給品）
4.「ひかり de トーク (S)」オプションサービスもご利用いただく場合には、当該オプションサービス月額利用料が上記料金に加算されます。（1 番号ごと）
5.「ひかり de トーク (S)」複数番号のご利用には別途工事費が必要です。
6. 複数番号のご利用には、上記料金に加え、1 番号ごとユニバーサルサービス料と通話料が別途必要となります。
7. 加入電話等でこれまで利用していた電話番号をそのまま利用する場合、別途加入電話等の休止工事費 2,000 円（基本工事費 /1,000 円　交換等工事費　1,000 円）が NTT より請求されます。（1 番号ごと）
8.「ホワイトコール 24」サービスにおいて、1 つの携帯電話番号につき、複数の「ひかり de トーク (S)」電話番号を登録することはできません。
9. VDSL 設備については、1 番号のみのご契約となります。

登録住所について（お引越しの時には…）

1. お引越し等で住所移動があった場合には原則的として電話番号は変更となります。同番号を希望される場合一時的に NTT 回線に移行し、再度「ひかり de トーク (S)」に番号ポータビリティーを行う必要がございます。

電話帳掲載について

1. 電話帳掲載については無料となります。
   ただし、重複掲載については電話帳発行毎（通常 1 年毎）1 掲載につき、500 円となります。
   ※重複掲載は、同じ電話帳に複数のお名前を掲載する場合やお客様の電話番号地域以外の電話帳に掲載する場合に発生します。
2. 電話帳掲載情報について
   お申し込みいただいた電話番号の電話帳掲載情報・104 番号案内情報については、NTT 東日本・NTT 西日本以外の番号案内事業者、電話帳発行事業者にも NTT 西日本より提供されています。
   一部、NTT 以外の電話帳発行事業者から発行される電話帳に掲載されない場合があります。
3. 電話帳の配布について
   1. 電話帳の配布を希望される場合は、別途タウンページセンター（電話 :0120-506-309）へご連絡願います。
   2. 電話帳の配布は有料です。料金および支払い方法についても合わせて上記タウンページセンターにご確認ください。

個人情報

1. お客様からお預かりする個人情報は、ソフトバンクモバイル株式会社と共同利用することを予めご了承ください。

ユニバーサルサービス料について

1. ユニバーサルサービス制度の開始に伴い、「ひかり de トーク (S)」をご利用いただいてるお客様に、1 電話番号あたり、2 円 / 月を「ユニバーサルサービス料」としてお支払いいただきます。（2015 年 4 月現在）
   ※ユニバーサル制度とは、NTT 東日本・NTT 西日本が提供しているユニバーサルサービス（加入電話・公衆電話・緊急通報などの国民生活に不可欠な電話サービス）を全国どの世帯でも公平で安定的に利用できる環境を確保する為に必要な費用を、電話会社全体で応分に負担する制度のことをいいます。
   ※ユニバーサルサービス料の番号単価は半年に一度見直しを行うこととなっています。
   ※ユニバーサルサービス制度の詳細は、ユニバーサルサービス支援機構である社団法人電気通信事業者協会のホームページ
   （http://www.tca.or.jp/universalservice）
   または自動音声・FAX 案内サービス【24 時間受付】(03-3539-4830）にてご確認ください。
   ※ユニバーサルサービス料は回線が開通した翌月よりご負担いただきます。また、解約月や契約の休止中も料金がかかります。

サービスの解約について

1.「ひかり de トーク (S)」を解約し、ご利用いただいていた電話番号を NTT 西日本など他事業者での利用に変更する場合は、NTT 西日本などの番号の変更先事業者へ事前に番号の継続利用希望の旨をご申請ください。NTT などの変更先事業者での番号ポータビリティーの設定完了後、「ひかり de トーク (S)」はご利用いただけません。
2. 変更先事業者での番号ポータビリティーに要する時間、料金などについては変更先事業者へご確認ください。
3. ライトプラン、i・ナンバーなどの電話番号で番号ポータビリティーをされた場合、「ひかり de トーク (S)」解約後同じ番号を利用できない場合がございます。電話番号の継続利用可否につきましては、NTT のお手続き時にあわせてご確認ください。
4.NTT 回線の休止解除を行う際には、休止解除工事費等が別途 NTT 西日本より請求されます。
5. そのほか、電話回線の新規敷設に関わる工事費用が別途発生する場合がございます。くわしい工事内容、工事金額につきましては、NTT 西日本のお手続き時にあわせてご確認ください。

「ひかり de トーク (S)」は「ひかり de トーク (S) 契約約款」に基づきサービスを提供いたします。

スマートテレビサービス
（TCN スマート TV）

サービスについて

1.「TCN スマート」TV サービス（以下本サービス）のご利用には、当社のデジパックサービスおよび、ひかりインターネットサービスへのご加入が必要です。別途、月額利用料がかかります。

2. 本サービスを利用するにあたり、KDDI 株式会社が提供する、au ID が 1 つ払い出されます。ご利用にあたり、「au ID 利用規約」に同意いただきます。

3. 本サービスと同時に au スマートパス、au ビデオパスに申し込みされる場合は、「au かんたん決済会員規約」に同意いただきます。

4. 本サービスを利用するにあたり、トレンドマイクロ社が提供する「ウイルスバスター for au」の不正アプリ対策機能（ファイルアンチウイルス）を無償でご利用いただきます。ご利用にあたり、「ウイルスバスター for au」の使用許諾に同意 いただきます。お客様ご自身で「ウイルスバスター for au」のアプリを削除した場合は、不正アプリ対策機能（ファイ ルアンチウイルス）はご利用いただけませんのでご注意ください。再度ご利用いただく場合は、アプリをダウンロードのうえ、起動いただく必要があります。

最低利用期間について

本サービスの最低利用期間は 1 年となります。

解約について

1. 最低利用期間内に解約される場合は、所定の解約手数料のほかに、残月数分の月額利用料をいただきます。

2. 本サービスを解約された場合、本サービスに付随する各サービスは自動的に解約されます。ただし、au ID は自動的に解約されません。不要な場合は、お客様にて au ID のホームページより解約手続きを行ってください。

アプリケーションについて

1. あらかじめ Smart TV Box にインストールされているもの以外のアプリケーションの使用を希望される場合は、各アプリケーションの利用規約にあらかじめ同意いただいたうえで、Smart TV Box より au ID を利用し購入ください。

2. au ID およびパスワード、暗証番号はアプリケーションを購入・ダウンロード時に必要となります。au ID 利用規則に従い、大切に保管いただきますようお願いいたします。

3. 購入された有料アプリケーションの料金等（契約時に同時に申し込んだ au スマートパス・au ビデオパスを利用し

Smart TV Box で購入したアプリケーションの料金）のうち一部は、当社より請求させていただきます。

4. au マーケット以外で購入ダウンロードしたアプリケーションについて、映像視聴やインターネット利用に影響を及ぼす等の当社が想定しない挙動をする場合があります。お客様の責任においてご利用ください。

5. 一部アプリケーションにおいて、時間指定等の起動設定を行った場合、映像視聴やインターネット利用中にアプリケーションが起動する可能性があります。必要時以外はアプリケーションの起動設定をオフにしてご利用ください。

6. お客様がダウンロードされたアプリケーションの内容については、お客様サポートを行うことを目的に、当社にて履歴管理いたします。

視聴年齢制限について

Smart TV Box にて視聴年齢制限を設定することができます。お子様に見せたくない番組がある場合は Smart TV Box にて設定してください。

インターネットの利用について

本サービスを利用して、インターネットにアクセスが可能です。お子様などが Smart TV Box を使ってインターネットをご覧になる場合には、有害サイトフィルタリングサービス（有料）にご加入いただくことで、インターネットの有害サイトを閲覧できないように制限をかけることができます。詳しくは、Smart TV Box の取扱説明書またはウイルスバスター for au の説明をご覧ください。

録画機能について

1. Smart TV Box に外付けハードディスク (USB 接続に限ります) を接続することで、番組を録画することができます。

2. Smart TV Box の機器交換や撤去を行った場合、録画番組が視聴いただけなくなります。なお、録画番組の消失、破損が生じた場合、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

3. 本サービスを複数契約し、外付けハードディスクの付け替えを行った場合、外付けハードディスク設定時にハードディスクが初期化され録画番組が消去されます。あらかじめご了承ください。

4. ホームネットワーク（DLNA など）で接続し、お客様側の機器の不具合により視聴・録画ができなかった場合、当社は責任を負いかねますのであらかじめご了承ください。

5. 外付けハードディスクには推奨機器がございます。あらかじめホームページ等でご確認ください。

スマートテレビサービス
（TCN スマート TV）

無線接続の環境について

1. 本サービスにおいては、Wi-Fi 機能をご利用いただけます。
Wi-Fi の特性上、Smart TV Box の設置場所や Wi-Fi ルーターの場所、建物の構造や材質等により、通信速度が遅くなる場合や、電波が届かない場合がございます。

2. 当社で行なう工事は、Smart TV Box・Wi-Fi ルーターの設置までです。各機器に接続する端末の設定等につきましては、お客様にて行なっていただきますようお願いいたします。

3. Wi-Fi 機能では、LAN ケーブルを使用する代わりに、電波を利用してパソコン等と無線アクセスポイント間での情報のやり取りを行なうため、電波の届く範囲であれば自由に LAN 接続が可能であるという利点があります。その反面、電波はある範囲内であれば障害物（壁など）を越えて全ての場所に届くため、セキュリティに関する設定を行なっていない場合、通信内容を盗み見られる、もしくは不正に侵入されるなどの可能性があります。Smart TV Box には標準でセキュリティが設定されていますので、設定を無効にせずそのままご利用になることをお奨めします。

4. セキュリティ対策を施さず、あるいは Wi-Fi 機能の仕様上やむを得ない事情によりセキュリティの問題が発生してしまった場合、当社はこれによって生じた損害に対する責任は負いかねますので、あらかじめご了承ください。

5. 本サービスでは、2.4GHz と 5GHz 帯域の電波を使用しています。2.4GHz 周波数帯では、電子レンジ等の産業・科学・医療機器のほか、他の同種無線局、工場の製造ライン等で使用される免許を要する移動体識別用構内無線局、免許を要しない特定小電力無線局、アマチュア無線局等（以下、「他の無線局」と略す）が運用されています。

   1）使用する前に、近くで「他の無線局」が運用されていないことを確認してください。

   2）万一、「他の無線局」との間に電波干渉が発生した場合は、電波の発射を停止し混信回避のための処置について当社までご相談ください。

   3）その他、電波干渉の事例が発生した場合は、当社までお問い合せ下さい。

損害賠償について

1. 当社は、提供するアプリの内容を変更または終了することがあります。変更または終了によって生じる損害賠償には応じません。

2. 当社の責めに帰さない事由により発生したあらゆる事象に対しての損害賠償には応じません。
   ・天変地異などによるサービスの停止および受信障害

   ・機器が正常に動作しなかったことによる不具合

・当社設備および機器に接続されたお客様の施設および接続機器などの損害

3. インターネットの利用による第三者とお客様の間に生じた損害賠償義務および責任を当社は負いません。

4. 当社の責めに帰さない事由により有料アプリケーションが利用できない場合、障害の原因となった提携事業者の責めにより提携事業者の規定に従い賠償するものとします。

機器について

1. 本サービスの提供に必要となる Smart TV Box は貸出品です。故障の場合は当社までご連絡ください。

2. お客様の過失により紛失・破損された場合は損害金（40,000 円※不課税）を請求させていただきます。なお、破損品の回収・交換を実施する場合は、損害金に加え、出張費・交換費用（実費）が別途かかります。

3. Smart TV Box 本体や AC アダプタに水をかけたりしないでください。感電・火災の原因となります。機器の開口部（通風口など）をふさがないように、Smart TV Box と壁の間に 10cm 以上の隙間を空けてください。通風口をふさぐと内部に熱がこもり、故障もしくは火災の原因となります。（その他、取扱いに記載されている「安全上の注意」を必ずお守りください。）

4. Smart TV Box は、電源を切った状態でデジタル放送からの情報受信や端末のバージョンアップ情報などの通信を自動的に行なっています。異常時以外はコード類を抜かないでください。

5. Smart TV Box に設定されているソフトウェアの更新通知が表示される場合があります。お手数をおかけしますが、画面内容に従いソフトウェアの更新を行なっていただきますようお願いいたします。

6. Smart TV Box には、あらかじめ 1 枚の SD カードをセットさせていただきます。この SD カードは、お客様へ無償で配布しているものとなりますので、ご利用中に故障・紛失等をされた場合や容量の追加を希望される場合は、お客様ご自身にて SD カードをご用意いただきますようお願いいたします。

個人情報の取り扱い

1. Smart TV Box の設置工事や運用・保守等のため、お客様情報の一部を委託先に開示いたします。

2. Smart TV Box 上で利用されたアプリケーションに関するお問い合せ等の対応のために、本サービス利用にあたり払い出され た auID を設定した Smart TV Box の機器情報を、KDDI 株式会社に開示いたします。

3. Smart TV Box での視聴情報や、使用状況ならびに操作に関する記録について集計・分析を行ない、個人が識別・特定できないように加工した統計資料を作成し、設備の保守および新規サービスの開発、サービスレベルの維持・向上に利用します。

スマートテレビサービス
（TCN スマート TV）

「ウイルスバスター for au」のご使用前に必ずお読みください

下記の使用許諾契約書（以下「本契約」といいます）は、お客様とトレンドマイクロ株式会社（以下「トレンドマイクロ」といいます）との間の契約です。「ウイルスバスター for au」（第 4 条所定のサポートサービスの一環として提供される一切のパターンファイル、検索エンジンおよびプログラムモジュール等、ソフトウェア製品に付属するツール等のうち専用の使用許諾契約書がないものを含みます。以下、総称して「本ソフトウェア」といいます。）をインストール、複製、または使用することによって、お客様は本契約のすべての条件に同意されたことになります。また、本契約はお客様とトレンドマイクロとの間で締結されますが、20 歳以上の方のみ本契約を締結することができます。もし、お客様が 20 歳未満である場合には、お客様の親または保護者が本契約に同意する必要があります。お客様自身が本契約に同意した場合には、お客様が 20 歳以上であるということ、ならびに、本契約が有効であり、お客様が、本契約におけるすべての法的な責任を負うことを保証します。

使 用 許 諾 契 約 書

第 1 条 使用権の許諾

トレンドマイクロは、本契約記載の条件に従い、本条に定めるお客様が自己所有（お客様が自己使用するリース物件またはレンタル物件を含みます）するモバイルハードウェアにおけるセキュリティ対策を目的とした以下の非独占的、再許諾不可能かつ譲渡不可能な権利を KDDI 株式会社（KDDI 株式会社所定の CATV 会社を含みます。以下総称して「KDDI」といいます）または沖縄セルラー電話株式会社（以下「沖縄セルラー」といいます）の提供する所定のサービス（以下「本件サービス」といいます）に加入されたお客様に対して許諾します。

(a) 本件サービスの加入期間中、本件サービスの適用対象となるハードウェア上で本ソフトウェアを KDDI または沖縄セルラーが許諾する数を限度に使用する権利。

第 2 条 著作権等

1. 本ソフトウェアおよびマニュアル等本ソフトウェアに関連する一切のドキュメント（以下、総称して「ドキュメント」といいます）に関する著作権、特許権、商標権、ノウハウおよびその他のすべての知的財産権はトレンドマイクロへ独占的に帰属します。
2. お客様は、トレンドマイクロの事前の承諾を得ることなく、本ソフトウェアおよびドキュメントを第三者へ賃貸、貸与または販売できないものとし、かつ、本ソフトウェアおよびドキュメントに担保権を設定することはできないものとします。また、お客様は、トレンドマイクロの書面による事前の承諾を得ることなく、お客様の顧客サービス（有償・無償を問わず営利目的または付加価値サービスとして第三者へ提供されるサービス）の一環として本ソフトウェアを使用することはできないものとします。
3. お客様は、本ソフトウェアにつき、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルすることはできないものとします。お客様の改造に起因して本ソフトウェアに何らかの障害が生じた場合、トレンドマイクロは当該損害に関して一切の責任を負わないものとします。

第 3 条 保証および責任の限定

1. トレンドマイクロは、本ソフトウェア、ドキュメントまたは第 4 条に定義されるサポートサービスに関して一切の保証を行いません。また、トレンドマイクロは、本ソフトウェアもしくはドキュメントの機能またはサポートサービスがお客様の特定の目的に適合することを保証するものではなく、本ソフトウェアまたはドキュメントの物理的な紛失、盗難、事故および誤用等に起因するお客様の損害につき一切の補償をいたしません。
2. KDDI または沖縄セルラーが定める手続によるユーザ登録もしくはユーザ登録変更の届出がなされない場合またはその内容に不備がある場合、トレンドマイクロからお客様への通知、郵送およびその他のコンタクトの不達により生じる不利益および損害については、お客様の責任とさせていただきます。
3. 本ソフトウェアの譲渡に関連して生じたいかなるトラブルについても、トレンドマイクロは一切の責任を負いません。また、トレンドマイクロは、合理的な理由に基づき不正な手段もしくは目的による譲渡または入手につき、使用停止の措置を講ずる場合があります。この場合、トレンドマイクロは、本ソフトウェアの利用者に責任がない場合であっても一切の補償をいたしません。
4. お客様が期待する成果を得るためのソフトウェアプログラム（本ソフトウェアを含みますがこれに限られません）の選択、導入、使用および使用結果につきましては、お客様の責任とさせていただきます。本ソフトウェアもしくはドキュメントの使用、サポートサービスならびにサポートサービスの提供を受けられないことに起因してお客様またはその他の第三者に生じた結果的損害、付随的損害および逸失利益に関してトレンドマイクロは一切の責任を負いません。
5. 本契約のもとで、理由の如何を問わずトレンドマイクロがお客様またはその他の第三者に対して負担する責任の総額は、本契約のもとでお客様が実際に支払われた対価の 100% を上限とします。

第 4 条 サポートサービス等

1. トレンドマイクロは、KDDI または沖縄セルラーが定める手続に従い、本件サービスに加入されたお客様に対し、本件サービスへの加入期間中、以下に記載されるサポートサービス（以下「サポートサービス」といいます）を提供いたします。ただし、インターネット接続環境またはメールアドレスをお持ちでないお客様においては、一部ご利用いただけないサポートサービスがあります。
   (a) 各種パターンファイル、検索エンジンおよび各種プログラムモジュールのアップデートサービス
   (b) メールまたはチャット等による問い合わせ対応
2. サポートサービスの提供に関するトレンドマイクロの義務は、本条 1 項記載の内容に関する合理的な努力を行うことに限られるものとします。また、トレンドマイクロは、以下のいずれかに該当するお客様に対してサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。
   (a) KDDI または沖縄セルラーが定める手続に従って本件サービスへの加入手続きを行っていないお客様
   (b) 前項所定の変更の届出を行っていないお客様または当該変更の届出に不備があるお客様
   (c) KDDI または沖縄セルラー所定のサービスへの契約を終了または契約を解除されたお客様
   (d) 本ソフトウェアを、トレンドマイクロが対応外とするオペレーティングシステム（日本語版以外のオペレーティングシステムを含みます）上で使用しているお客様 (e) 日本語以外の言語にて問い合わせをされたお客様
   (f) KDDI または沖縄セルラーにおいて所定のサービスへの登録情報が確認できないお客様
3. トレンドマイクロは、以下の場合、お客様へ事前の通知を行うことなくサポートサービスの提供を停止できるものとします。
   (a) システムの緊急保守を行うとき
   (b) 火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、システムの運用が困難になったとき
   (c) 天災またはこれに類する事由により、システムの運用ができなくなったとき
   (d) 上記以外の緊急事態により、トレンドマイクロがシステムを停止する必要があると判断するとき
4. 前各項にかかわらず、トレンドマイクロは、本ソフトウェアおよび一部の対応オペレーティングシステム上で使用される本ソフトウェアについて同社の裁量でサポートを終了することができるものとし、同社がサポートを終了した本ソフトウェアについては、お客様に対するサポートサービスを提供する義務を負わないものとします。なお、サポート終了製品は、別途サポートサービスの一環として配信する Web ページ、電話またはファックスを介する問い合わせによってご案内いたします。

第 5 条 契約の解除

1. お客様が本契約に違反した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。この場合、お客様は、本ソフトウェアおよびドキュメントを一切使用することができません。
2. 前項に定める他、お客様が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロもしくは特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下「暴力団等」という）、に該当する、または次の各号のいずれか一に該当することが判明した場合、トレンドマイクロは本契約を解除することができます。
   (a) 暴力団等が経営を支配しているまたは経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
   (b) 自己もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団等を利用していると認められる関係を有すること
   (c) 暴力団等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
   (d) 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
3. お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物を破棄することにより本契約を終了させることができます。この場合、本契約のもとでお客様が支払われた一切の対価は返還いたしません。
4. 本契約が終了するかまたは解除された場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントおよびそのすべての複製物をトレンドマイクロへ返却するかまたは破棄するものとします。

第 6 条 守秘義務

1. お客様は、(a) 本契約記載の内容、および、(b) 本契約に関連して知り得た情報（本ソフトウェアのサポートサービスに関連する電話番号、ファックス番号、メールアドレス、URL、ID、パスワード、更新キー、IP アドレスならびにサポートサービスの一環としてコンピュータネットワークを介して提供される情報内容を含みます）につき、トレンドマイクロの書面による承諾を得ることなく第三者（KDDI、沖縄セルラーを除きます）に開示、漏洩しないものとし、かつ、本契約における義務の履行または権利の行使に必要な場合を除き方法を問わず利用しないものとします。ただし、国家機関の命令による開示等正当な事由に基づき開示する場合はこの限りではありませんが、その場合にはトレンドマイクロに対して速やかに事前の通知を行うものとします。
2. 前項にかかわらず、以下各号に定める事項については前項の適用を受けないものとします。
   (a) 開示を受けた時に既に公知である情報
   (b) 開示を受けた後、自己の責によらず公知となった情報
   (c) 開示を受ける前から、自己が適法に保有している情報
   (d) 第三者から、守秘義務を負わず適法に入手した情報
   (e) トレンドマイクロの機密情報を使用または参照することなく独自に開発した情報
3. 前各項の規定は、本契約が解除、期間満了またはその他の事由によって終了したときであってもなおその効力を有するものとします。

第 7 条 個人情報の取り扱いについて

1. お客様は、トレンドマイクロがお客様に関する以下の個人情報（変更後の情報を含みます。以下「個人情報」といいます。）につき必要な保護措置を講じたうえで収集、利用し、同社が定める相当な期間保有することに同意します。
   (a) 氏名、会社名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス等、KDDI および沖縄セルラーまたはお客様が第 4 条 1 項、2 項および 3 項に基づき届け出た事項
   (b) 購入製品、ユーザ登録日、契約の更新状況、対価の振込に関連して開示された情報等、お客様と KDDI および沖縄セルラーとの契約にかかわる事項
   (c) お客様から提出された問い合わせ内容およびアンケートへの回答内容等
2. お客様は、トレンドマイクロが、コンピュータまたはインターネットに関連するセキュリティ対策製品およびサービスの提供に関する事業において、以下の目的のために個人情報を利用することに同意します。
   (a) サポートサービスの提供
   (b) 契約の更新案内
   (c) トレンドマイクロの製品およびサービスに関する案内
   (d) トレンドマイクロの製品およびサービスに関連のある他社製品の案内
   (e) セキュリティに関する情報の提供
   (f) アンケート調査ならびにキャンペーン、セミナーおよびイベントに関する案内等のマーケティング活動
   (g) トレンドマイクロの製品またはサービスの開発を目的とした分析および調査ならびにベータテストの依頼に関する通知
3. お客様は、トレンドマイクロが前項の各行為を実施するにあたり、秘密保持契約書を締結したうえで同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して本条第 1 項所定の個人情報を提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合があることに同意します。尚、当該個人情報を同社の子会社および関連会社、販売代理店ならびに代行業者に対して提供、もしくは、個人情報の取り扱いの全部または一部を委託する場合には、適切な安全管理措置を講じた上で、電子メール、記憶媒体などの送付により行います。
4. お客様は、トレンドマイクロに対し、自己に関する客観的な事実に基づく個人情報に限り、開示するよう請求することができるものとします。なお、開示請求にあたっては、別途トレンドマイクロが定める手続および手数料が必要となります。開示請求により万一個人情報の内容が不正確または誤りであることが判明した場合、トレンドマイクロは速やかに当該個人情報の訂正もしくは削除に応じるものとします。
5. 前項にかかわらず、以下のいずれかに該当する情報については、トレンドマイクロは開示の義務を負わないものとします。
   (a) トレンドマイクロまたは第三者の営業秘密またはノウハウに属する情報
   (b) 保有期間を経過し、現にトレンドマイクロが利用していない情報
   (c) 個人に対する評価、分類、区分に関する情報
   (d) トレンドマイクロ内部の業務に基づき記録される情報であって、これが開示されると業務の適正な実施に著しい支障をきたす恐れがあると同社が判断した情報
6. お客様は、トレンドマイクロが本条 2 項に記載される目的のために個人情報を利用することにつき停止および第三者への提供の停止の申し出を行うことができるものとし（但し、法令等に定めがある場合を除く）、同社は当該申し出を受けた場合利用停止の措置を講じるものとします。ただし、サポートサービスの提供または更新案内等、業務上必要な通知に同封または併記される製品案内、通知等についてはこの限りではありません。当該申し出に関するお問い合わせ、および個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ先は、トレンドマイクロ 個人情報保護担当（兼個人情報保護管理責任者）privacy@trendmicro.co.jp となります。
7. お客様は、本契約が終了するかまたは解除された場合であっても、その理由の如何を問わず本条 1 項に基づきユーザ登録を行った事実に関する個人情報がトレンドマイクロにより一定期間利用されることに同意します。
8. お客様が本条にご同意いただけない場合、本ソフトウェアに関する一部もしくは全部のサービス提供等を受けられない場合があります。

第 8 条 契約期間

1. 本契約の有効期間は、お客様が本契約に同意した日から、第 5 条に基づき本契約が終了するかまたは解除されるとき、もしくは本件サービスの加入期間が終了するときまで有効です。
2. KDDI または沖縄セルラー所定の手続を行うことにより本件サービスの加入期間を更新されたお客様には、本契約の最新の内容が適用されます。

第 9 条 一般条項

1. 理由の如何を問わず、トレンドマイクロからお客様へ通知、郵送およびその他のコンタクトを行う場合（サポートサービス提供の場合を含みますがこれに限られません）、当該通知、郵送およびコンタクト等の宛先は日本国内に限定されるものとします。
2. お客様は、本ソフトウェアおよびそれらにおいて使用されている技術（以下「本ソフトウェア等」という）が、外国為替および外国貿易法、輸出貿易管理令、外国為替令および省令、ならびに、米国輸出管理規則に基づく輸出規制の対象となる可能性があること、ならびにその他の国における輸出規制対象品目に該当している可能性があることを認識の上、本ソフトウェア等を適正な政府の許可なくして、禁輸国もしくは貿易制裁国の企業、居住者、国民、または、取引禁止者、取引禁止企業に対して、輸出もしくは再輸出しないものとします。
3. お客様は、2012 年 9 月現在、米国により定められる禁輸国が、キューバ、イラン、北朝鮮、スーダン、シリアであること、禁輸国に関する情報が、以下のウェブサイトにおいて検索可能であること、ならびに本ソフトウェア等に関連した米国輸出管理法令の違法行為に対して責任があることを認識の上、違法行為が行われないよう、適切な手段を講じるものとします。
   http://www.treas.gov/offices/enforcement/ofac/
   http://www.bis.doc.gov/complianceandenforcement/ListsToCheck.htm
4. 本契約の締結により、お客様が米国により現時点で禁止されている国の居住者もしくは国民ではないこと、および本ソフトウェア等を受け取ることが禁止されていないことを認識し、お客様は、本ソフトウェア等を、大量破壊を目的とした、核兵器、化学兵器、生物兵器、ミサイルの開発、設計、製造、生産を行うために使用しないことに同意するものとします。
5. 本契約は、本ソフトウェアの使用許諾に関し、本契約の締結以前にお客様とトレンドマイクロとの間になされたすべての取り決めに優先して適用されます。なお、トレンドマイクロは、お客様へ事前の通知を行うことなく本契約の内容、サポートサービスの内容およびその他の告知内容を変更できるものとし、当該変更がなされた場合、従前の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容は無効となり、最新の本契約の内容、サポートサービスの内容および告知内容が適用されるものとします。
6. お客様は、トレンドマイクロからお客様への通知が電子媒体かつ電子的手段（POPUP 等を含みます）によってなされる場合があること、および、当該通知を受領することに同意するものとします。
7. 本ソフトウェアにおいて有害サイトのアクセス規制機能、フィッシング対策機能等を有する場合、お客様が当該機能を有効にし、Web ページにアクセスした場合、以下の事象がおこることがあります。(a) お客様がアクセスした Web ページの Web サーバ側の仕様が、お客様が入力した情報等を URL のオプション情報として付加し Web サーバへ送信する仕様の場合、URL のオプション情報にお客様の入力した情報（ID、パスワード等）などを含んだ URL がトレンドマイクロ（本号においてその子会社を含みます）のサーバに送信される。 この場合、トレンドマイクロでは、お客様がアクセスする Web ページの安全性の確認のため、これらのお客様より受領した情報にもとづき、お客様がアクセスする Web ページのセキュリティチェックを実施します。
8. 本契約は、日本国法に準拠するものとします。本契約に起因する紛争の解決については、東京地方裁判所が第一審としての専属的管轄権を有するものとします。

トレンドマイクロ株式会社 2013 年 5 月

タブレットサービス
（iPad Air・iPad mini Retina ディスプレイ）

i Pad レンタルサービスについて

1.iPad レンタルサービス（以下本プラン）は、Apple Inc. が販売する「iPad Air Wi-Fi 16GB」及び「iPad mini Retina ディスプレイ Wi-Fi 16GB」を㈱ TOKAI ケーブルネットワークがレンタルサービスとして提供するサービスとなります。
2.本プランは当社が提供する放送サービス、インターネットサービスのいずれかにご加入中のお客様が対象となります。
3. 本プランは Apple Inc. が認定、後援、その他承認したものではありません。

料金について

1. レンタル料金はお選びいただいた商品によって異なります。詳しくは別紙料金表をご確認ください。
2. 月額レンタル料金は TOKAI ケーブルネットワークへのお支払いになります。
3. 月額レンタル料金のお支払い方法は、クレジットカード決済のみとなります。
4. ご利用開始月の月額レンタル料金は発生いたしません。
5. 解約月の月額レンタル料金は全額かかります。（日割り計算はいたしません。）

最低利用期間について

1.iPad レンタルサービスでは最低利用期間（36 ヶ月間）を設定しております。
※最低利用期間の開始は商品お渡しの翌月を 1 ヶ月目といたします。
2.iPad レンタルサービスのご利用開始月はお客様がレンタル商品を受け取られた月といたします。
3. 最低利用期間中にサービスを解約された場合、いかなる理由についても解約違約金がかかります。
4. 解約違約金の金額につきましては下記一覧表をご確認ください。

商品名	1 年未満での解約	1 年以上 2 年未満での解約	2 年以上 3 年未満での解約
iPad Air Wi-Fi 16GB スペースグレイ	55,000 円（不課税）	38,000 円（不課税）	19,000 円（不課税）
iPad Air Wi-Fi 16GB シルバー	55,000 円（不課税）	38,000 円（不課税）	19,000 円（不課税）
iPad mini Retina Wi-Fi 16GB スペースグレイ	49,000 円（不課税）	33,000 円（不課税）	17,000 円（不課税）
iPad mini Retina Wi-Fi 16GB シルバー	49,000 円（不課税）	33,000 円（不課税）	17,000 円（不課税）

5. 商品をお受け取り後は、レンタル商品の返品をお受けできませんので、あらかじめご了承ください。
6. 本サービスはクーリングオフ対象外です。

レンタル商品の取り扱いについて

1. レンタル商品が故障した場合
・レンタル商品の自然故障（初期不良）の場合、半年間は無償交換をさせていただきます。
・お客様の過失、事故の場合は製造元の保障規定に従い修理交換をさせていただきます。
修理・交換に要する期間中の iPad レンタル料金は通常通り発生いたしますのであらかじめご了承ください。
2. レンタル商品に記録されたお客様のデータはいかなる場合も保障いたしかねます。
3.「iPad Air Wi-Fi 16GB」及び「iPad mini Retina ディスプレイ Wi-Fi 16GB」はレンタルサービスです。
ただし、最低利用期間終了後はお客様へ譲渡いたします。

緊急地震速報サービス

「緊急地震速報サービス」について

1. 株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク（以下「当社」と称します。）は、お客さまに対して、緊急地震速報の情報配信のサービス（以下「本サービス」といいます。）を本サービスの利用規約に従い行いますが、情報配信・到達の有無、適時性、正確性、有用性などについて、なんら保証を行うものではありません。
2. 当社では端末機器の正常動作の確認はできないため、お客さまにおいて、端末機器の取扱説明書等に記載されている方法により、端末機器の正常動作の確認を行ってください。発報テストをご希望の方は当社までご連絡ください。
3. 本サービスは、予測される災害情報を配信するものでありお客さまの身体・財産の安全を保証するサービスではございません。
4. 当社は、当社の故意又は重大な過失に基づく場合でない限り、本サービスおよびその他の災害情報の提供に際し、誤報やシステム障害、端末機器の故障等による情報の不達、情報伝送の遅延、情報の不完全性や不正確性など、情報配信や不達の結果生じたいかなる損害についても、その損害賠償の責を一切負いません。
5. お客さまは、当社から本サービスに係る情報の提供を受け、その情報を私的利用以外の目的で第三者に提供することはできません。
6. 本サービスは、当社が提供する放送サービスに加入し、当社より端末機器を購入し、かつ、本サービスの利用規約に同意することを条件として利用できるものとします。
7. 端末機器は、当社によって定められた地域の範囲内で作動するように設定されています。お客さまは、端末機器の設置場所を変更される場合は、当社へ連絡し端末機器の再設定を行う必要があります。
8. お客さまが、当社の提供する放送サービスを解約した場合は、本サービスも自動的に解約されます。
9. 当サービスには、24 ヶ月の最低利用期間があります。最低利用期間内に加入契約を解約する場合には、解約料がかかります。

ひかり de ネット N　重要事項説明

ひかり de ネット N　重要事項説明

サービス提供者：株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク
サービス名称：ひかり de ネット N
サービス提供エリア：NTT 西日本フレッツ光ネクストサービス提供エリア（静岡県内）
サービスメニュー：

メニュー	回線タイプ	通信速度
ファミリータイプ（戸建住宅向け）	ファミリー・スーパーハイスピード	最大概ね 1Gbps
	ファミリー・ハイスピード	最大 200Mbps
	ファミリー	最大 100Mbps
マンションタイプ（集合住宅向け）	マンション・スーパーハイスピード	最大概ね 1Gbps
	マンション・ハイスピード	最大 200Mbps
	マンション	最大 100Mbps

※マンションタイプは、NTT 西日本フレッツ光のマンションタイプ（ミニ、プラン 1、プラン 2）に相当するメニューです。

ご契約について

●ひかり de ネット N（以下、本サービス）は、NTT 西日本の光コラボレーションモデル（フレッツ光の卸提供）を利用した株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク（以下、当社）が提供するサービスです。
●本サービスは光アクセス回線のみの提供となる為、インターネット接続サービスには別途プロバイダ（当社グループ ISP サービス「TNC」等）の契約が必要です。
●本サービスおよびそのオプションサービスは、当社が定める「インターネット接続サービス契約約款」、「ひかり de ネット N 利用規約」およびその関連規約・約款に基づいて提供します。
●お客様のご利用場所・ご利用住所がサービス提供エリアであることをご確認ください。一部、行政区分と異なる場合があり ます。また、NTT 西日本の設備状況などによりサービスのご利用をお待ちいただく場合や、サービスをご利用いただけない場合 があります。なお、NTT 西日本で光回線が敷設できなかった場合、お申し込みを取り消しさせていただく場合があります。
●サービスおよび契約の内容は、お申し込み完了後に送付するご案内をご確認ください。また、ご契約の内容によっては確認のため、ご連絡をさせていただく場合があります。予めご了承ください。

料金について

●初期費用として、新規開通工事費用、事務手数料がかかります。月額費用として、月額利用料、機器レンタル代金等が かかります。別途定める各種サービス利用規約料金表（http://www.thn.ne.jp）をご確認ください。
●本サービスおよびそのオプションサービスの料金は、当社よりお客様にご請求します。
●支払方法は、クレジットカード決済または口座振替によるお支払いから選択していただきます。一部お取扱いのできない金 融機関・クレジットカードがございます。
●引落日は、口座振替をご選択の場合には毎月 27 日頃となります。クレジットカードをご選択の場合は、各クレジットカードごとの引落日をご確認ください。
●本サービスの料金計算期間は、毎月 1 日から末日までとなります。また、毎月のご請求額は、ご請求月前月 1 日現在で契約されているサービスの月額ご利用料金となります。ご利用開始月および解約月の月額利用料金は日割り計算にてご請求させていただきます。

ひかり de ネット N　重要事項説明

●ご利用のない月であっても月額費用のお支払いが必要です。
●本サービス開始時の工事費を分割払いで支払われていて、残額があるまま移転や品目変更等される場合、残額分の分 割払いは継続されます。
●当社グループ ISP サービス「TNC」をご利用いただく場合、ISP サービスのご利用料金は提供元である株式会社 TOKAI コミュニケーションズに代わり当社が回収させていただきます。

サービスについて

＜接続＞
●本サービスは、IPv4 または IPv6 による PPPoE および IPv6 による IPoE を利用して、NTT 西日本のフレッツ網へ接続した通信でのご利用となります。
●回線終端装置または VDSL 装置とお客様の端末は、LAN ケーブルで接続してください。
●無線 LAN のご利用には、お客様自身でのホームゲートウェイ、無線 LAN カード、Wi-Fi 対応機器の接続設定が必要な場合があります。
＜スペック＞
●本サービスはベストエフォート型のサービスです。通信速度は、お客様宅内に設置する回線終端装置から NTT 西日本の設備までの間における技術規格上の最大値であり、お客様宅内での実効速度を示すものではありません。インターネットご利用時の速度は、お客様のご利用環境や回線の混雑状況、ご利用時間帯、セキュリティ機能のご利用状況によっては大幅に低下する場合があります。
● 100Mbps を超える通信速度でご利用いただくためには、1Gbps の通信速度に対応した環境が必要となります。
100Mbps の通信速度に対応した環境でもご利用いただくことが可能ですが、最大通信速度は 100Mbps となります。
●ご利用のパソコン等の OS により一部対応していない機能があります。

転用について

● NTT 西日本で提供しているフレッツ光をご利用されているお客様が、当社の提供する ひかり de ネット N に契約を変更されることを「転用」といいます。
●転用には、お客さま自身で NTT 西日本へ転用承諾番号を取得いただき、その番号をもとに当社への転用のお申し込みを していただく必要があります。転用承諾番号には有効期限があります。有効期限を過ぎた場合にはあらためて転用承諾番号 の取得が必要となります。
●転用前後のサービス名称、内容、料金については、一部変更となる場合があります。ご利用中のサービス等によっては転用前と比較して料金がお安くならない場合があります。
●本サービスへの転用をご検討中の方は、あらかじめ NTT 西日本の転用のご案内ページで注意事項のご確認をお願いいた します。
●転用が可能なサービス品目は、NTT 西日本が提供するフレッツ光ネクストに限ります。
●転用に伴い、サービス品目や回線タイプ等が変更となる場合や移転を伴う場合は、別途工事費用やひかり電話の電話番 号の変更が発生する場合があります。
● NTT 西日本のフレッツ光から本サービスへの転用と同時に、ご利用中のフレッツ光の一部オプションサービス（ひかり電話、フレッツ・テレビ、リモートサポート、ホームゲートウェイ、ホームゲートウェイ無線 LAN カード、フレッツ・v6 オプション）は自動的に 転用となり、転用後は当社が提供します。
●転用前にご利用の NTT 西日本のセキュリティ対策ツールについては、転用後も引き続きご利用いただけます。ただし、端 末台数が 2 台以上でご利用の場合は別途追加ライセンスの利用料が必要となります。詳しくは NTT 西日本までお問い合わ せください。提供条件を見直す場合は当社からご連絡します。

●転用のお手続き完了後に NTT 西日本が提供しているポイントサービスのポイントは失効しますので、ご注意ください。
●転用される際、フレッツ光のひかり電話でご利用の電話番号はそのまま転用できますが、転用後に ひかり de ネット N を解約し、他社サービスに変更される際は、電話番号は変更になります。
●本サービスの利用開始後、NTT 東日本・NTT 西日本のフレッツ光や他の光コラボレーション事業者へ転用することはできません。光回線の廃止と新規のお申し込みが必要となります。

ひかり de トーク（N）について

●ひかり de トーク（N）のご利用にはひかり de ネット N の契約が必要です。
●ひかり de トーク（N）は「ひかり de トーク（N）利用規約」「ひかり de トーク（N）端末設備貸出サービスに係る利用規約」に基づいて提供します。
●ひかり de トーク（N）をご利用の場合、1 電話番号ごとにユニバーサルサービス料がかかります。
●番号ポータビリティーをご利用いただけない場合は、新しい電話番号を提供いたします。
●ひかり de トーク（N）でご利用の電話番号は、ひかり de トーク（N）解約時に、番号ポータビリティして同じ電話番号を継続利用することはできません。
●停電時は緊急通報を含む通話ができません。

ひかり de ネット N リモートサポートサービスについて

●ひかり de ネット N リモートサポートサービスのご利用にはひかり de ネット N の契約が必要です。
●ひかり de ネット N リモートサポートサービスは「ひかり de ネット N リモートサポート規約」に基づいて提供します。
●お客様のご利用環境などによってはひかり de ネット N リモートサポートサービスの一部のサービスをご利用いただけない場合があります。
●契約者からのお問い合わせに限ります。
●ひかり de ネット N リモートサポートサービスはトラブルの解決を保証するものではありません。

N テレビ伝送サービスについて

● N テレビ伝送サービスのご利用にはひかり de ネット N の契約が必要です。
● N テレビ伝送サービスのご利用には、放送事業者であるスカパー JSAT 株式会社が提供する放送サービス（スカパー JSAT 施設利用サービス）の契約が必要です。
● N テレビ伝送サービスは「N テレビ伝送サービス規約」に基づいて提供します。
●地上 /BS デジタル放送に対応したテレビまたはチューナーが必要です。
● BS、CS（スカパー!）の有料放送の視聴には、別途提供事業者との契約、対応機器が必要です。
● NHK 受信料が別途必要です。
●天候や設備の状況等によってサービスをご利用できない場合があります。
● N テレビ伝送サービスの契約は、 1 つの利用回線について 1 契約とし、その契約者は、利用回線の契約者と同一の者に限ります。
●お客様宅内設備の状況等により、ブースターの設置、同軸ケーブルの張替え等が必要となる場合があります。
●お客様からのスカパー JSAT 施設利用サービス契約の解約申し込み等により、お客様がスカパー JSAT と締結するスカパー JSAT 施設利用サービス契約が解除となった場合、当社はスカパー JSAT からの通知に基づき、N テレビを解除する場合があります。

ひかり de ネット N　重要事項説明

ホームゲートウェイ及び無線 LAN カードレンタルについて

●ホームゲートウェイ及び無線 LAN カードレンタルのご利用にはひかり de ネット N の契約が必要です。
●ホームゲートウェイ及び無線 LAN カードレンタルは「ひかり de トーク（N）利用規約」「ひかり de トーク（N）端末設備貸出サービスに係る利用規約」に基づいて提供します。
●障害物等により通信の伝送速度が著しく低下もしくは変動する状態、符号誤りが発生する状態または通信が全く利用できない状態となる場合があります。
● IEEE802.11ac/n/a/g/b に準拠している機器が必要です。
●お客様ご自身の責任と判断で、無線 LAN のセキュリティ設定を行ってください。

工事について

●お客様のご利用の回線タイプや設備状況等によっては、お客様宅にお伺いして工事を実施する派遣工事が必要となる場 合があります。派遣工事が必要な場合は、NTT 西日本指定の工事会社が実施します。派遣工事にお伺いする前にNTT西日本の工事担当者よりご連絡させていただく場合があります。また、ひかりdeネットNとNテレビ伝送サービスに伴う屋内同軸配線工事では工事担当者が異なる場合があります。
●回線終端装置等を事前に送付してお客様ご自身での取り付けが必要になる場合があります。
● N テレビ伝送サービスをご利用いただくには、映像用回線終端装置をお客様宅内に設置する必要があります。
●設備状況などにより本サービスのご利用をお待ちいただいたり、本サービスをご利用いただけない場合がございます。
●お客様のご利用場所および設備状況や工事内容等により、ご利用開始までの期間は異なります。

保守について

● NTT 西日本の設備メンテナンス等のため、本サービスを一時中断する場合があります。
●故障発生時は当社へご連絡ください。なお、当社で故障箇所を確認し、故障箇所が NTT 西日本設備区間だった場合 は、NTT 西日本からお客様に連絡する場合があります。
●お客様の過失により、回線終端装置・VDSL 装置等に故障が発生した場合、故障修理費用についてはお客様に請求さ せていただく場合があります。

フレッツ光の卸提供対象外のオプションサービスについて

●転用によるお申し込みの場合、転用後も現在契約しているフレッツ光のオプションサービスは廃止の申し出がない限りは継 続します。
● NTT 西日本のフレッツ光と同じオプションサービスをご利用いただけます。ご利用を希望する場合は、NTT 西日本へ直接 お問い合わせください。
●フレッツ光の卸提供対象外のフレッツ光オプションサービスについては、NTT 西日本よりご請求します。
● NTT 西日本が提供するオプションサービスがあり、契約者名を変更する場合は NTT 西日本の契約者名を変更することを 同意していただきます。なお、変更後の契約者名確認のため、NTT 西日本よりご連絡することがあります。

転用時におけるフレッツ光初期工事費割引の解約金について

● NTT 西日本のフレッツ光で「初期工事費割引」の適用を受けていた場合には、割引適用開始から転用後の期間を通算 して 24 カ月以内に ひかり de ネット N を解約されると「フレッツ光初期工事費割引解約金」相当額（ご利用開始から 15 カ月以内に解約した場合は最大 20,000 円、16 カ月目以降 24 カ月目以内に解約した場合は最大 10,000 円）を当社より請求させていただきます。

各種お手続き（移転、解約、取消含む）について

●当社が提供するサービスに関するお手続き（移転、解約、取消含む）やお問い合わせ（故障受付含む）は当社にご連 絡ください。NTT 西日本が提供するオプションサービスに関するお手続きやお問い合わせは NTT 西日本にご連絡ください。
●お申し込みの取り消しをご希望の場合には、工事予定日（契約開始日）の４日前までに当社までご連絡ください。
●本サービスを解約した場合、本サービスのオプションサービスは自動的に解約となります。また、NTT 西日本と契約している 光回線のオプションサービスも解約となります。

本サービスに関する当社のお問い合わせ先

TOKAI ケーブルネットワーク　カスタマーセンター：0120-696942（通話料無料）

※受付時間：9:30 ～ 18:30
※年間日数のお休みをいただきます。

個人情報のお取り扱いについて

●お客様の個人情報は「TOKAI ケーブルネットワーク個人情報保護ポリシー」に従ってお取り扱いさせていただきます。
●本サービスを提供するにあたり、サービス提供に必要なお客様の情報を NTT 西日本およびサービス提供に必要な他の事 業者に提供することについてご承諾いただきます。

その他

●他社インターネットサービスから本サービスに変更される場合、変更前の事業者が定める違約金や契約解除料等が発生 する場合があります。詳しくはご利用の事業者にご確認ください。
●各社の社名、製品名、サービス名およびサイト名は各社の商標または登録商標です。
●記載の料金はすべて税抜です。別途消費税が加算されます。
●本内容は予告なく変更する場合があります。

個人情報保護ポリシー

個人情報保護のお取り扱いについて

TOKAI ケーブルネットワークのケーブルテレビサービスにお申し込みいただきますと、「株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク個人情報保護ポリシー」に沿ってお客様の個人情報をお取り扱いさせていただきます。内容にご同意の上、お申し込みください。

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク個人情報保護ポリシー

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク（以下「当社」といいます）は、お客様の個人情報を慎重に取り扱うと共に、次の取り組みを推進いたします。

1、安全対策

当社は、個人情報につき外部からの不正なアクセス、紛失・破壊・改ざん・漏えいなどへの危険防止に対する合理的かつ適切な安全対策を行ってまいります。また、社員に対する教育啓蒙活動を実施するほか、お客様個人に関する情報を取り扱っている部門あるいは部署単位で管理責任者を置き、その管理責任者は適切な管理を行います。

2、利用目的

お客様より取得する個人情報は、次の利用目的のためにのみ利用させていただきます。

(1) 当社及び TOKAI グループ各社（具体的には TOKAI ホールディングスホームページをご参照ください。**http://tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html** ）（以下、単に「TOKAI グループ各社」といいます）の各種商品の販売及びサービスのご提供
(2) 当社及び TOKAI グループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等のご案内
(3) 当社及び TOKAI グループ各社提携先の各種商品及びサービス等のご案内
(4) 当社及び TOKAI グループ各社のご優待特典及び会員サービス等のご案内やご提供
(5) 当社及び TOKAI グループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
(6) 当社及び TOKAI グループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応
(7) 当社及び TOKAI グループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに当社及び TOKAI グループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析

尚、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。

3、利用目的の変更

当社は、第 2 条に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法によりお客様にご連絡または公表いたします。

4、共同利用

当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、第2条記載の利用目的の範囲内で、お客様から取得する個人情報を新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。尚、当社は、お客様からのお求めに応じて、お客様の個人情報の共同利用を停止いたします。

a. 当社と共同利用する者の範囲

共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAIグループ各社とします。

b. 利用目的

共同利用する目的は、第2条に記載した利用目的と同じです。

c. 共同して利用する個人情報の項目

共同利用する個人情報の項目は次のとおりとします。

(1) 氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等のお客様の属性に関する情報

(2) ご購入・ご契約時又はサービス提供の際に取得するお客様やお客様のご家族に関するすべての個人情報

(3) キャンペーン・懸賞等にご応募いただいたお客様の個人情報、又は、その他お客様からいただいたすべての個人情報

d. 管理責任者

共同利用における管理責任者は個人情報を取得した、それぞれの当社及びTOKAIグループ各社とします。

5、第三者への提供

当社は、お客様より取得した個人情報を適切に管理し、第2条に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等一切いたしません。また、個人情報の利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人情報を当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けております。

1. 前項の規定に拘わらず、法令により許された場合（例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。）は、提供する場合があります。
2. 前二項の規定に拘わらず、お客様ご利用にかかるサービスおよび提携サービスに関し、当社がお客様に負担している債務の特定、支払いおよび回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。

6、第三者からの取得

当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、ご本人様の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。

個人情報保護ポリシー

7、開示等の求め

お客様が、お客様の個人情報の開示を希望される場合には、お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることといたします。

お客様が、お客様の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止等を希望される場合には、お申し出をされた方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、お客様の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応をいたします。

尚、当社では、お客様からお電話で各種のお申し込み、お問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただくことがございます。

※開示等の求めに関する手続きについては当社ホームページをご参照いただくか（**http://www.thn.ne.jp/info_policy4/**）、カスタマーセンターにお問い合わせ（0120-696-942）ください。

8、契約解除後の個人情報の利用

当社は、お客様との契約が解除された後も、第 2 条の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

9、クッキーの使用

当社は、当社ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しております。クッキーとは、当社ホームページを通じてお客様のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、お客様が再度当社ホームページに訪問された際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、お客様から何らかの個人情報を取得したり、お客様のプライバシーを侵害するものではなく、またお客様のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

10、法令遵守

当社は、当社の保有する個人情報に関して適用される法令、その他の規範およびガイドラインを遵守いたします。

11、本ポリシーの改定

お客様の個人情報の取り扱いにつきましては、従うべき法令の変更などに合わせて、上記各項目の内容を適宜見直し、改善してまいります。

契約約款・利用規約

放送施設加入約款 …… 1 ページ
TOKAI オンデマンド利用規約 …… 3 ページ
インターネット接続サービス契約約款 …… 4 ページ
カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ利用規約 … 7 ページ
あんしん訪問設定サポート会員規約 ……8 ページ
遠隔サポート利用規約 …… 10 ページ
ケーブルプラス電話ご利用規約 …… 12 ページ
ひかり de トーク (S) 契約約款 …… 14 ページ
TCN スマート TV サービス加入契約約款 …… 19 ページ
TCN iPad レンタルサービスご利用規約 …… 20 ページ
緊急地震速報サービス利用規約 …… 21 ページ
ひかり de ネット N 利用規約 …… 22 ページ
ひかり de ネット N リモートサポート規約 …… 23 ページ
ひかり de トーク (N) 利用規約…… 24 ページ
ひかり de トーク (N) 端末設備貸出サービスに係る利用規約 25 ページ
Ｎテレビ伝送サービス規約 …… 25 ページ
TOKAI グループ TLC 会員サービス約款 …… 26 ページ
TLC ポイントサービス規約 …… 27 ページ

本書に記載の契約約款・利用規約は 2015 年 4 月現在のものです。
最新の内容および料金表については、当社ホームページ（http://www.thn.ne.jp）にてご確認ください。
通信環境がない場合や、ご不明な点がございましたらカスタマーセンター（0120-696-942）までご連絡ください。

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク
放送施設加入約款

株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「甲」といいます)と甲が設置する施設により、本件サービス(第1条第2項に定義する)を受ける者(以下「乙」といいます)との間に締結される契約(以下「加入契約」といいます)には、次の条項から成るこの約款を適用するものとします。

第１条(提供サービス)

甲は、甲が定めるサービス提供区域(以下「業務区域」といいます)において、本件サービス(本条第2項に定義する)の提供に必要な施設を設置するとともにその維持運営にあたります。また、甲は、乙に本件サービスを提供します。

2.提供するサービス(以下、本項各号に定めるサービスを総称して「本件サービス」といいます)

(1)テレビジョン放送事業者のテレビジョン放送を再放送するサービス。

(2)自主放送サービス番組の提供を行うサービス

(3)ビデオオンデマンドを提供するサービス

3.前項(3)のビデオオンデマンドサービスの提供については、甲が別に定める「TOKAIオンデマンド利用規約」(以下「VOD利用規約」といいます)が優先的に適用されるものとします。また、VOD利用規約に定めのない事項については、この約款を適用するものとします。

4.甲が提供する本件サービスのコースは別紙1に定める。

第２条(加入契約の成立)

加入契約は加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記載のうえ甲に提出し、甲がこれを承諾したときに成立します。

2.加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、甲は、次の場合には承諾しないことがあります。

(1)加入申込者が料金等(第3条第1項に定義する)その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合

(2)その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合

(3)加入申込者に対する本件サービスの提供を行うための本件施設(第6条第1項に定義する)の構築が困難であると甲が判断する場合

(4)加入申込者が成年被後見人であり、後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合

(5)加入申込者にかかる本件施設(第6条第1項に定義する)を設置し保守する事が技術上、経営上困難な場合

(6)その他やむを得ない事由がある場合

第３条(料金等)

乙は、別紙1に定める料金表(以下「料金表」といいます)及び次の各号の定めに従い、工事代、料金、手数料等(以下「料金等」といいます)を甲に支払うものとします。また、TOKAIオンデマンドの利用料金はVOD利用規約に定めるとおりとします。

(1)乙は、甲に対し、加入契約時に料金表記載の工事代金を支払うものとします。

(2)乙は、甲に対し、本件サービスの提供を受け始めた日が属する月の翌月から料金表記載の月額利用料を支払うものとします。

(3)料金表記載の工事代金及び月額利用料には、日本放送協会(NHK)の放送受信料並びに株式会社WOWOWの加入料及び月額視聴料は含まれないものとします。

第４条(料金等の支払方法)

乙が甲に支払う料金等の支払方法は、甲が指定する銀行口座への口座振替で行うものとします。但し、その他の甲と乙との合意に基づく支払方法で行う時はこの限りではありません。(なお、上記銀行口座振替のときは、銀行通帳への記帳をもって領収書に代えさせて頂きます。)

第５条(責任事項)

甲が、甲の責に帰すべき事由により、本件サービス全ての提供を、1ヶ月のうち連続して引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第3条の規定にかかわらず無料とします。

2.天災･衛星の機能停止その他甲の管理が及ばない事由により、本件サービスの提供ができなかった場合には、乙は甲に対して利用料等の減免又は賠償の請求ができないものとします。

3.甲(第6条第2項に定義する)施設には保安装置が設けられていますが、落雷等により乙施設(第6条第5項に定義する)又は乙の受信機その他の機器等が破損した場合は甲の責任外とします。

第６条(施設の設備及び費用の負担等)

甲の本件サービスの提供に必要な施設(以下「本件施設」といいます)の設備工事並びに保守は、甲及び甲の指定する業者が行います。

2.放送センターから保安器の出力端子もしくはV−ONUまでの設備(以下「甲施設」といいます)については、甲の所有とします。

3.本件施設のうち、保安器の出力端子から受信機までの施設(甲から貸与を受けたSTB等を含む)の工事に要する費用は、乙が負担するものとします。

4.コンバータ、デジタルセットトップボックス(以下「STB」といいます)及びその付属品(以下総称して「STB等」といいます)、は、甲から乙に貸与となります。乙は、STB等を本来の用法に従って善良な管理者の注意をもって使用するものとし、STB等を開蓋もしくは改造をしてはなりません。また、STB等の保守に要する費用は、乙が負担するものとします。

5.乙は、本件施設のうち、保安器の出力端子もしくはV−ONUから受信機までの施設(ただし、甲から貸与を受けたSTB等を除く)(以下「乙施設」といいます)を所有し、乙の費用と責任において保守を行なうものとします。

6.乙は、本件施設と他の受信機及び受信設備を相互に接続してはなりません。

第７条(便宜の提供)

乙は、甲及び甲の指定する業者が設備の点検、修理を行うため、乙の敷地、家屋、構築物等の出入りについて協力を求めた場合は、これに必要な便宜を提供するものとします。

第８条(故障)

甲又は甲の指定する業者は、乙から本件施設に異常がある旨申し出があった場合には、速やかにこれを調査し、必要な措置を講ずるものとします。但し、当該異常が、本件施設以外の乙の受信機若しくは受信設備等に起因し又はその他乙の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではありません。

2.乙は、本件施設に異常をきたしている原因が乙施設による場合は本件施設の設備の修復に要する費用を負担するものとします。

3.乙は、本件施設以外の乙の受信機若しくは受信設備等に起因し、又はその他乙の責に帰すべき事由により本件施設に異常･故障が生じた場合は、本件施設の修復に要する費用を負担するものとします。

第９条(一時停止)

乙は、本件サービスの提供の一時停止又はその再開を希望する場合は、事前に甲にその旨を文書で申し出るものとします。この場合は一時停止を申し出た日の属する月の翌月から再開した日の属する月の前月までの料金は第3条の規定にかかわらず無料とします。ただし、当該一時停止期間は、1年につき累計で最長6ヶ月間とし、当該期間を超過した場合は、当然に本件サービスの提供の一時停止は終了して本件サービスの提供が再開されるものとします。

2.甲は、一時停止の申し出を受理した後、本件サービスの停止とともに必要に応じて乙の費用負担でSTB等の撤去を行うことができるものとします。また、復元に要する費用は、乙の負担とします。

第１０条(設備場所の変更)

乙は、甲の定める技術基準に適合し、かつ変更先が甲が指定する業務区域内であり、しかも同一建物内である場合に限り、乙施設及びSTB等の設置場所を変更することができます。

2.乙は、前項の規定により、乙施設及びSTB等の設置場所を変更しようとする場合は、事前に甲又は甲の指定する業者にその旨を申し出るものとします。

3.乙は、前項に定める設置場所の変更に要する費用を負担するものとします。

第１１条(名義変更)

次の各号に規定する場合において、甲の事前の書面による承認を得た場合に限り、新乙は、旧乙の加入契約にかかる契約上の地位を承継し、名義を変更できるものとします。

(1)相続の場合

(2)新乙が加入契約に定める旧乙の受信機の設置場所において本件サービスを受けることを条件に旧乙の加入契約にかかる契約上の地位の承継を希望する場合

2.前項の規定により名義を変更しようとする時は、新乙は、料金表に定める名義変更手数料を添えて甲に申し出るものとします。

第１２条(加入契約の解除･解約)

乙は加入契約を解約しようとする場合は、解約を希望する10日前までに、文書によりその旨を甲に申し出るものとします。

2.加入契約が解除又は解約された場合において、すでに支払われた料金等については返還しません。また復元に要する費用は、乙の負担とします。

3.甲は、乙からの解約の申し出を受理した後、必要に応じて甲施設及びSTB等の撤去を行い、料金表に定める解約手数料を乙に対して別途請求することができるものとします。

4.乙が料金等を2ヵ月以上滞納した場合は、甲は、本件サービスの提供を停止し、必要に応じて甲施設及びSTB等を撤去することができるものとします。当該撤去費用及び停止後の復元に要する費用は乙の負担とします。

5.加入契約が解除された場合、甲は、必要に応じて甲施設及びSTB等を撤去することができるものとし、当該解除が乙の責めに帰すべき事由による場合には、甲は、当該撤去費用を乙に請求できるものとします。

第１３条(最低利用期間)

本件サービスには、1年以内で甲が別に定める最低利用期間が適用される場合があります。

2.乙は、最低利用期間の定めがある場合において、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、最低利用期間満了日までの利用料を、料金表に定める解約手数料に加え、違約金として甲に対して別途支払うものとします。

第１４条(乙の義務違反による停止･解除)

甲は、乙にこの約款に違反する行為があったと認める場合は、乙に催告のうえ本件サービスの提供を停止し、必要に応じて甲施設及びSTB等を撤去することができます。当該撤去費用及び停止後の復元に要する費用は乙の負担とします。

2.甲は、乙にこの約款に違反する行為があったと認める場合は、前項の停止を行った上又は前項の停止を行わずに、乙との加入契約を解除することができるものとします。

第１５条(Ｂ－ＣＡＳカードならびにＣ－ＣＡＳカードの取扱いについて)

BSデジタル放送用ICカード(以下「B−CASカード」といいます)については、株式会社ビーエス･コンディショナルアクセスシステムズから貸与されるものであり、その扱いについては同社の「B−CASカード使用許諾契約約款」に定めるところによります。

2.C−CASカード(デジタルCATV放送限定受信用ICカード)の所有権は、甲に帰属し、甲の手配による以外のデータ追加･変更･改竄は禁止し、それらがおこなわれたことによる甲及び第三者に及ぼされた損害･利益損失については乙が賠償するものとします。

3.乙は、加入契約の解約若しくは解除時は、C−CASカードを甲に返還するものとします。また、甲は、必要に応じて、乙にC−CASカードの交換及び返却を請求することができるものとします。

4.乙がC−CASカードを破損又は紛失した場合には、乙は、甲に直ちに届け出るものとし、甲が別途定める手数料を甲に支払うものとします。また、乙は、当該破損又は紛失により甲に生じた損害を賠償するものとします。

第１６条(料金等の変更)

社会情勢の変化、本件サービスの内容の変更等に伴い、甲は第3条の料金等を改定できるものとします。この場合、改定の1ヶ月前までに甲は乙に通知します。

第１７条(加入契約の有効期間)

加入契約の有効期間は、加入契約成立日から1年間とし、加入契約期間満了の10日前までに甲及び乙いずれからも、更新しない旨の意思表示のない場合、加入契約は、引き続き1年間の期間をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第１８条(個人情報の保護)

甲は、乙の個人情報を別途オンライン上に提示する「個人情報保護ポリシー(http://www.thn.ne.jp/info_policy2/)」に基づき、適切に取り扱います。

2.甲は、乙の個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

(1)甲及びTOKAIグループ各社(具体的にはTOKAIホールディングスホームページをご参照ください。http://tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html)(以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます)の各種商品の販売及びサービスの提供

(2)甲及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等の案内

(3)甲及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等の案内

(4)甲及びTOKAIグループ各社の優待特典及び会員サービス等の案内及び提供

(5)甲及びTOKAIグループ各社の保守･アフターサービス等のお客様サポート

(6) 甲及びTOKAIグループ各社のお客様からの相談･問い合わせへの対応

(7) 甲及びTOKAIグループ各社の新商品･新サービスの提供を目的とした開発、並びに甲及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査･分析

なお、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、乙から事前の同意をいただきます。

3.甲は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他甲が適当であると判断する方法により乙に連絡又は公表します。

4.甲及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項記載の利用目的の範囲内で乙から取得する個人情報を新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。

なお、甲は、乙からの求めに応じて、乙の個人情報の共同利用を停止します。

(1)甲と共同利用する者の範囲

共同利用する者の範囲は、甲及びTOKAIグループ各社とします。

(2)利用目的

共同利用する目的は、本条第2項に記載した利用目的と同じです。

(3)共同して利用する個人情報の項目

共同利用する個人情報の項目は次のとおりとします。

①氏名･住所･電話番号･電子メールアドレス等の乙の属性に関する情報

②購入･契約時又はサービス提供の際に取得する乙や乙の家族に関するすべての個人情報

③キャンペーン･懸賞等に応募いただいた乙の個人情報、又は、その他乙からいただいたすべての個人情報

(4)管理責任者

共同利用における管理責任者は個人情報を取得した、それぞれの甲又はTOKAIグループ各社とします。

5.甲は、乙より取得した個人情報を適切に管理し、本条第2項に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等一切しません。

また、個人情報の利用目的を達成するために甲が業務を委託し、個人情報を当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けています。

(2)前号の規定に拘わらず、法令により許された場合 (例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。) は、提供する場合があります。

(3)前二号の規定に拘わらず、乙の利用にかかるサービス及び提携サービスに関し、甲が乙に負担している債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示･提供を行います。

6.甲は、甲が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、本人の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。

7.乙が、乙の個人情報の開示を希望する場合には、甲は、申し出をした方が乙ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることとします。

乙が、乙の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止等を希望する場合には、甲は、申し出をした方が乙ご本人であることを当社にて確認した上で、乙の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応をします。
なお、甲では、乙から電話で各種の申し込み、問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただくことがございます。
※開示等の求めに関する手続きについては当社ホームページをご参照いただくか（http://www.thn.ne.jp/info_policy4/）、カスタマーセンターにお問い合わせ（0120-696-942）ください。

8.甲は、乙との契約が解除された後も、第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

9.甲は、甲ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しています。クッキーとは、甲ホームページを通じて乙のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、乙が再度当社ホームページに訪問する際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、乙から何らかの個人情報を取得したり、乙のプライバシーを侵害するものではなく、また乙のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

第１９条（東京キー局の放送サービス）

東京キー局の放送サービスは段階的に終了します。

1.東京キー局の地上アナログ放送（区域外同時再放送）については、平成23年（2011年）7月24日までにサービスが終了します。

2.東京キー局のデジタル放送（区域外同時再放送）については、最長平成26年（2014年）7月24日まで当該チャンネルに対する有効な視聴契約がある方対象にご覧いただけます。

3.東京キー局のデジタル放送（区域外同時再放送）を視聴するにあたり、地上デジタル放送のチャンネル設定をされる場合、地域設定は「静岡」に設定するものとします。

4.東京キー局のデジタル放送で視聴できる関東広域局の緊急地震速報・地域情報・行政情報・災害情報・CM等は関東地域の情報で、静岡地域の情報ではありません。静岡県の情報は、県内放送局をご覧下さい。

5.東京キー局の放送サービスについては、東京キー局との話し合いにより「視聴習慣に伴う激変緩和措置」によるもので、東京キー局のデジタル放送（区域外同時再放送）開始後の契約者は、一部のチャンネルを除いて視聴することはできません。

第２０条（ＴＯＫＡＩオンデマンドサービスの利用）

（1）乙は、TOKAIオンデマンドサービスを利用する際には、デジパックサービスに加入するものとします。また、乙は、デジパックサービスに加入した場合でもSTBの交換が必要になる場合があることに同意します。

（2）乙は、VOD利用規約に定める接続方法においてSTBがインターネット回線に接続されている必要があることに同意します。

（3）その他、TOKAIオンデマンドサービスの利用についての事項はVOD利用規約の定めによります。

第２１条（約款の変更）

甲は、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が乙に適用されるものとし、本件サービス提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。

2.この約款の変更に当たっては、甲は、乙に対して、その変更内容を電子メールによる送信、甲ホームページにおける公表その他甲が適当であると判断する方法により乙に事前に通知します。

第２２条（特約事項）

甲は、視聴状態の確認を行うために、第18条（個人情報の保護）の規定を遵守した上で、予め同意を得た加入者が使用する、当社条件を満たした環境下の対象STBと、電気信号による通信を行うことができるものとします。

第２３条（協議）

この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第２４条（準拠法）

この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第２５条（合意管轄）

この約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則　平成27年2月1日より適用します。

TOKAI オンデマンド利用規約

第1条　利用規約の適用
株式会社TOKAIケーブルネットワーク（以下「当社」といいます。）は、株式会社TOKAIケーブルネットワーク放送施設加入約款（以下「原約款」といいます。）およびこのTOKAIオンデマンド利用規約（以下「本規約」といいます。）に基づき、TOKAIオンデマンドサービス（以下「本サービス」といいます。）を提供するものとします。

第2条　利用規約の遵守
1.本サービスを利用する者（以下「利用者」といいます。）は、本規約を遵守するものとします。
2.本規約に定めなき事項については、原約款の規定が適用されるものとします。

第3条　利用規約の変更
当社は、本規約を、利用者の承認を得ることなく変更することがあります。本規約の変更に当たっては、当社は、利用者に対して、その変更内容を電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法により利用者に事前に通知します。

第4条　サービス内容
本サービスは、当社のネットワーク網および設備等を使用して当社が提供する映像その他のコンテンツ（以下「ビデオコンテンツ」といいます。）を視聴することができる映像配信サービスです。

第5条　本サービスの提供条件
1.本サービスは、次の各号の全てを満たす利用者に対し提供されます。
（1）TOKAIオンデマンド基本契約を締結した利用者
（2）当社の指定するインターネット接続サービスの利用者
（3）当社の推奨する配線接続方法にてインターネット回線をSTBに接続している利用者
2.前項の規定にもかかわらず、当社は、次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、本サービスを提供しないときがあります。
（1）利用者が本規約に違反する恐れがある場合
（2）原約款に基づく申し込み内容に虚偽の記載があった場合
（3）本サービスの提供が著しく困難である場合
（4）その他、利用者による利用が不適当であると当社が判断した場合
（5）当社の指定するインターネット回線の接続がない場合
3.前項の規定により、当社が本サービスを提供しない場合、当社は、利用者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。
4.本サービスの全部またはその一部は、当社の都合により変更もしくは終了することがあります。

第6条　本サービスの種類
本サービスには、次の各号で定める種類があります。
（1）フリー・オン・デマンド
当社が定めるビデオコンテンツを追加料金なしで視聴できるサービス。
（2）プレミアム・オン・デマンド
当社が定めるビデオコンテンツをコンテンツごとに有料で視聴できるサービス。
（3）マンスリー・オン・デマンド
当社が定めるビデオコンテンツを1ヵ月間有料（固定料金）で視聴できるサービスで、別表の1.に定めるもの。
（4）オプションチャンネルの契約に伴うチャンネル・オン・デマンド
原約款に定めるオプションチャンネルを申し込むことで、当該オプションチャンネルの契約期間中に限り、当該オプションチャンネルが定めるビデオコンテンツを追加料金なしで視聴できるサービスで、別表の2.に定めるもの。

第7条　本サービスの利用についての申し込み
1.本サービスの利用を希望する利用者は、当社に対し当社の定める方法によりTOKAIオンデマンド基本契約の申し込みを行うものとします。
2.当社は、前項の申し込みを承諾しない場合があります。この場合、当社は、当該利用者に対し当社の定める方法によりその旨を通知します。

第8条　ビデオコンテンツの視聴申し込み
1.利用者がビデオコンテンツを視聴する場合、利用者は、STB付属のリモートコントローラーを用いて本サービスを提供するテレビ画面上にて視聴を申し込むものとします。ただし、マンスリー・オン・デマンドおよびオプションチャンネルの契約に伴うチャンネル・オン・デマンドについては、当社が別途定める方法にて視聴を申し込むことができます。
2.前項の申し込みをした利用者は、理由の如何を問わず、当該申し込みを撤回または取り消すことはできません。
3.第1項の申し込みをした利用者は、本規約等で別途定めがある場合を除き、原則として視聴期間が満了するまで何度でも当該ビデオコンテンツを視聴できます。

第9条　マンスリー・オン・デマンド
1.利用者がマンスリー・オン・デマンドを視聴する場合、事前に当社が定める申込方法による申し込みが必要になります。
2.マンスリー・オン・デマンドの視聴開始日は、当社が利用者の視聴申し込みを承諾した日と定めます。
3.マンスリー・オン・デマンドの視聴期間は自動更新されるものとします。
4.マンスリー・オン・デマンドの利用者は、毎月末日付にて、マンスリー・オン・デマンドの視聴を終了することができます。この場合、当該利用者は、終了希望月の末日の10日前までに当社の定める方法によりその旨を当社に通知するものとします。
5.前項に規定する通知を当社が受領した場合は、通知された終了希望月の末日を、当該マンスリー・オン・デマンドの視聴終了日と定めます。
6.利用者は、当該視聴終了日が属する月の別表の1.に定める月額利用料金を全額支払うものとし、日割り計算による精算は行わないものとします。ただし、別表の1.に定める「NHKオンデマンド見逃し見放題パック」および「NHK特選見放題パック」については、別途当社が定める規定によるものとします。

第10条　本サービスの利用料金
1.当社は、利用者がプレミアム・オン・デマンドまたはマンスリー・オン・デマンドを視聴した場合、本サービスの利用料金をケーブルテレビサービスの利用料金に追加して請求します。
2.当社は、本サービスの利用料金を変更することがあります。なお、視聴期間内に本サービスの利用料金が変更された場合であっても、当該ビデオコンテンツについては、視聴を申し込んだ時点における本サービスの利用料金が適用されるものとします。

第11条　視聴年齢制限付コンテンツ等
1.本サービスには、視聴年齢制限を設けて提供するビデオコンテンツ（以下「視聴年齢制限付コンテンツ」といいます。）があります。
2.視聴年齢制限付コンテンツは、利用者がSTBに設定する任意の暗証番号を用いることにより視聴することができます。
3.利用者が満20歳に達していることを当社が当社の定める方法により確認できない場合、当社は、当該利用者が利用するSTBに対し、視聴年齢制限付コンテンツのうち成人向けビデオコンテンツを提供できません。
4.当社は、利用者、利用者の家族、その他の第三者が視聴年齢制限付コンテンツを視聴したことによって被った損害を賠償しません。

第12条　個人情報等
1.利用者は、利用者からの問い合わせ対応や著作権侵害調査等当社が必要と判断する場合において、当社が利用者の個人情報をビデオコンテンツの提供元に開示する場合があることにつき、あらかじめ同意するものとします。
2.視聴したビデオコンテンツのタイトル等について利用者の家族等から照会を受けた場合、当社は、利用者の承諾なくこれを当該利用者の家族等に開示する場合があります。
3.個人情報の取扱いに関してはTOKAIグループ個人情報保護ポリシーによります。

第13条　禁止行為
利用者は、本サービスを利用するにあたり、次の各号で定める行為を行ってはならないものとします。
（1）ビデオコンテンツを複写もしくは複製し、または翻訳もしくは編集その他の変更を加える行為
（2）日本国外から本サービスへアクセスして本サービスを利用する行為
（3）ビデオコンテンツを私的使用の範囲を超えて第三者に視聴させる行為
（4）不正な手段を用いて当社が本サービスを提供するために使用する設備に接続する行為
（5）本サービスの提供に支障を来し、またはそのおそれがある行為
（6）当社または第三者が所有する著作権および著作隣接権等の知的財産権、プライバシー権および肖像権を含む人格権、その他の権利を侵害し、またはそのおそれがある行為
（7）本サービスが視聴者レビュー等の書き込み機能を有する場合において、利用者または第三者の営利を目的とする行為
（8）法令もしくは公序良俗に違反し、またはそのおそれがある行為
（9）その他、当社が本サービスの提供を不適当と判断する行為

第14条　本サービス提供の停止および解除
1.当社は、利用者に責めに帰すべき事由（原約款に定める当社が行うケーブルテレビジョンサービス提供の停止事由および当社が行う加入契約の解除事由を含み、これらに限定されません。）が認められる場合、本サービスの提供を停止し、または本サービスに関するTOKAIオンデマンド基本契約を解除することができます。
2.前項の規定により当社が本サービスの提供を停止しまたは本サービスに関するTOKAIオンデマンド基本契約を解除した場合、利用者は、本サービスを利用できなくなり、当該利用者において購入済みビデオコンテンツの視聴期間が未了であっても、提供停止または解除の効力が発生した時点で、当該ビデオコンテンツを視聴できなくなるものとします。
3.前各項の規定により購入済みのビデオコンテンツが視聴できなくなったとしても、当該利用者は、当社に対して異議を申し立てることができず、また、当該ビデオコンテンツの利用料金全額の支払いを免れるものではありません。

第15条　ビデオコンテンツ提供の中止
当社は、ビデオコンテンツの瑕疵等、相当の理由がある場合には、たとえ視聴期間が未了であっても、ビデオコンテンツの提供を中止することができるものとします。

第16条　責任
1.当社は、ビデオコンテンツの完全性、正確性、確実性および有用性等について、一切責任を負わないものとします。
2.当社は、前条（ビデオコンテンツ提供の中止）の規定により、ビデオコンテンツの提供が中止された場合、当社は一切責任を負わないものとします。

第17条　本サービスの廃止
1.当社は、業務上の都合により本サービスを廃止することができます。この場合、本サービスを廃止する日をもって本サービスに関する全ての契約は終了するものとし、この日を本サービスの利用終了日と定めます。
2.前項の場合、当社は、利用者に対し当社ホームページ上での掲載等、当社の定める方法によりその旨を告知します。

第18条　定めなき事項
1.本規約に定めなき事項は、原約款の規定を適用します。
2.本規約および原約款に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は誠意をもって協議の上、解決に当たるものとします。
平成26年4月1日より適用します。

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク
インターネット接続サービス契約約款

第１章　総則

第１条(約款の適用)

当社は、この有線テレビジョン放送施設(有線テレビジョン放送法(昭和47年法律第114号)第2条第2項に規定する有線テレビジョン放送施設及びこれに接続される受信設備をいう。)の線路(有線電気通信法(昭和28年法律第96号)第2条第2項に規定する有線電気通信設備であって、他の電気通信事業者により提供されるものを除く。)と同一の線路を使用する電気通信回線設備を用いるインターネット接続サービス契約約款(以下「本約款」といいます。)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)第31条第1項の規定に基づき届け出たインターネット接続サービス(以下「本サービス」といいます。)に係る料金表(以下「料金表」といいます。)並びに当社が別に定める電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第21条の2に規定する事項及び事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金により、本サービスを提供します。

第２条(約款の変更)

当社は本約款を変更することがあります。この場合には、本サービスの提供条件は、変更後の約款によります。

2.当社は、電子メールによる送信、当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、本約款の変更後の内容及び効力発生日を契約者に通知いたします。

第３条(用語の定義)

約款では、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。

用語 用語の意味

1.電気通信設備(法2条2項)　電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備

2.電気通信サービス(法2条3項)　電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること

3.電気通信回線設備(法9条)　送信の場所と受信の場所との間を接続する伝走路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備

4.電気通信回線　電気通信事業者から電気通信サービスの提供を受けるために使用する電気通信回線

5.インターネット接続サービス　主としてデータ通信の用に供することを目的としてインターネットプロトコルにより符号の伝送交換を行うための電気通信回線設備を用いて行う電気通信サービス

6.インターネット接続サービス取扱所

　1.本サービスに関する業務を行う当社の事業所

　2.当社の委託により本サービスに関する契約事務を行う者の事業所

7.契約　当社から本サービスの提供を受けるための契約

8.契約者　当社と契約を締結している者

9.契約者回線　当社と契約者との間の契約に基づいて設置される電気通信回線

10.端末設備(法52条1項)　電気通信回線設備の一端に接続される電気通信設備であって、一の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの

11.端末接続装置　端末設備との間で電気通信信号の交換等の機能を有する電気通信設備

12.自営端末設備　契約者が設置する端末設備

13.自営電気通信設備　電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの

14.相互接続事業者(法70条1項)　当社と電気通信設備の接続に関する協定を締結している電気通信事業者

15.技術基準　端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準

16.消費税相当額　消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

17.学校　学校教育法第1条[学校の範囲]、第2条[学校の設置者]に定める学校

第２章　契約

第４条(本サービスの種類等)

本サービスには、料金表に規定する品目があります。

第５条(契約の単位)

当社は、契約者回線1回線ごとに1の契約を締結します。この場合、契約者は1の契約につき1人に限ります。

第６条(最低利用期間)

本サービスには、1年以内で当社が別に定める最低利用期間があります。

2.契約者は、前項の最低利用期間内に契約の解除(本約款に規定する契約の解除には解約も含むものとし、以下同様とします。)があった場合は、当社が定める期日までに、料金表の定めにより解除手数料を支払っていただきます。

3.契約の解除があった場合は、第27条(手続きに関する料金等の支払義務)の規定により料金表に定める解除手数料等を請求します。

第７条(契約者回線の終端)

当社は、契約者が指定した場所内の建物又は工作物において端末接続装置を設置し、これを契約者回線の終端とします。

2.当社は、前項の設置場所を定めるときは、契約者と協議します。

第８条(契約申込みの方法)

契約の申込みをするときは、予め本約款に同意の上、次に掲げる事項について記載した当社所定の契約申込書を契約事務を行う本サービス取扱所に提出していただきます。

(1)氏名、住所及び連絡先

(2)料金表に定める本サービスの品目

(3)契約者回線の終端の場所

(4)その他本サービスの内容を特定するために必要な事項及び当社が別途定める事項

第９条(契約申込みの承諾)

当社は、契約の申込みがあったときは、受け付けた順に従って当社所定の方法により承諾の通知を発信し、同通知が発信されたときに契約は成立します。ただし、当社は、当社の業務の遂行上支障があるときは、その順序を変更することがあります。なお、当社は契約申込者に対して適宜申込内容を証する書類等の提出を求めることができるものとします。

2.当社は、前項の規定にかかわらず、本サービスの取扱い上余裕のないときは、その承諾を延期することがあります。

3.当社は、第1項の規定にかかわらず、次の場合には、契約の申込みを承諾しないことがあります。

(1)本サービスを提供することが技術上著しく困難なとき。

(2)契約申込者が本サービスの料金その他の当社に対して負担する債務(本約款に規定する料金及び料金以外の債務を含むものとし、以下同じとします。)の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると当社が判断したとき。

(3)契約申込者が、過去に本サービスに係わる料金その他の当社に対して負担する債務の支払いを怠ったことがあるとき。

(4)契約申込者が契約の申込みに際し、事実に反する事項を通知したことが判明したとき。

(5)契約申込者が未成年者又は成年被後見人であり、申込みの際に法定代理人又は成年後見人の同意を得ていなかったとき。

(6)契約申込者が、申込み以前に利用契約及びその他当社が提供する本サービス以外のサービスに関する契約を当社から解除されている場合、又は本サービスその他当社が提供する本サービス以外のサービスの利用を停止されていることが判明したとき。

(7)クレジットカードによる本サービスの料金等の支払方法を選択した契約申込者と、当該契約申込者が指定したクレジットカードの名義人とが異なるとき。

(8)クレジットカードによる本サービスの料金等の支払方法を選択した契約申込者が、当該契約申込者が指定したクレジットカードを発行したクレジットカード会社からクレジットカード利用契約の解除その他の理由によりクレジットカード(当該契約申込者が指定したクレジットカード以外のクレジットカードを含むものとします。)の利用を認められていないとき。

(9)その他当社の業務の遂行上著しい支障があると当社がみとめるとき。

第１０条(本サービスの種類等の変更)

契約者は、料金表に規定する本サービスの品目の変更の請求をすることができます。

2.前項の請求の方法及びその承諾については、当社が別に定めた場合を除き、第8条(契約申込みの方法)及び前条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第１１条(契約者回線の移転)

契約者は、契約者の負担により、同一の構内又は同一の建物内における、契約者回線の移転を請求できます。

2.契約者回線の移転が前項に定める場所以外であった場合は、当社は契約内容の変更又は制限を行う場合があります。

3.当社は、本条第1項の請求があったときは、当社が別に定めた場合を除き、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

4.第1項の変更に必要な工事は、当社又は当社が指定した者が行います。

第１２条(本サービスの利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その契約者回線を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第１３条(契約者による届出及びその他の契約内容の変更)

契約者は、契約の申込みのときに当社に届け出た内容に変更があった場合には、速やかに当社の定める方法により届け出なければならないものとし、当社は、契約者から請求があったときは、第8条(契約申込みの方法)に規定する契約内容の変更を行います。

2.前項の請求があったときは、当社が別に定めた場合を除き、当社は、第9条(契約申込みの承諾)の規定に準じて取り扱います。

第１４条(譲渡等の禁止)

契約者は、契約に基づき発生する権利及び義務を、当社の事前の書面による同意を得ずして第三者に貸与、譲渡、名義変更又は質入その他担保に供する等をすることができません。

第１５条(契約者が行う契約の解除)

契約者は、契約を解除しようとするときは、 10日以前にそのことを当社が別に定める本サービス取扱所に文書により通知していただきます。

2.前項による契約解除の場合、当社は、当社に帰属する電気通信設備等の資産を撤去し、撤去に関わる費用は実費をいただきます。

また、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第１６条(当社が行う契約の解除)

当社は、次の場合には、その契約を解除することがあります。

(1)第23条(利用停止)の規定により本サービスの利用停止をされた契約者が、当社から期間を定めた催告を受け当該期間が経過した後、又は利用停止期間が経過した後、なお第23条第1項各号の事実を解消しないとき。

(2)第23条(利用停止)の規定のいずれかに該当する場合に、その事実が当社の業務の遂行に特に著しい支障を及ぼすと認められる相当の理由があるときは、前号の規定にかかわらず、本サービスの利用停止をしないでその契約を解除することがあります。

(3)電気通信回線の地中化等、当社又は契約者の責に帰すべからざる事由により当社の電気通信設備の変更を余儀なくされ、かつ、代替構築が困難で本サービスの継続ができないとき。

2.当社は、本条第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社が適当であると判断する方法により、あらかじめ契約者にそのことを通知します。

3.当社は、本条第1項の規定により、その契約を解除しようとするときは、当社に帰属する電気通信設備等の資産を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等の復旧を要する場合には、撤去の費用と共に契約者にその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。

第３章　付加機能

第１７条(付加機能の提供等)

当社は、契約者から当社所定の方法により請求があったときは、料金表の規定により付加機能を提供します。

2.第1項の付加機能の提供が技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難である等当社の業務の遂行上支障があるときは、第1項の付加機能を提供できないことがあります。

3.契約者から当社所定の方法により付加機能の解除の請求があったときは、当社はこれに応じるものとします。

第４章　端末設備の提供等

第１８条(端末設備の提供)

当社は、契約者から請求があったときは、その契約者回線について、料金表に定める価格で端末設備を提供します。

第１９条(端末設備の利用の一時中断)

当社は、契約者から請求があった時は、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第５章　回線相互接続

第２０条(回線相互接続の請求)

契約者は、その契約者回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その契約者回線と当社又は当社以外の電気通信事業者が提供する電気通信回線とを相互に接続する旨の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面を当社が別に定める本サービス取扱所に提出していただきます。

2.当社は、前項の請求があった場合において、その接続に係る電気通信回線の利用に関する当社又は当社以外の電気通信事業者の契約約款等によりその接続が制限されるときを除き、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通信について、その品質を保証しません。

第２１条(回線相互接続の変更・廃止)

契約者は、第20条(回線相互接続の請求)の回線相互接続を変更・廃止しようとするときは、その旨を当社に通知していただきます。

2.第20条(回線相互接続の請求)の規定は、回線相互接続の変更・廃止について準用します。

第６章　利用中止及び利用停止

第２２条(利用中止)

当社は、次の場合には、本サービスの利用を中止することがあります。

(1)当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。

(2)第24条(利用の制限)の規定により本サービスの利用を中止するとき。

2.前項に規定する場合のほか、付加機能に関する利用について料金表に別段の定めがあるときは、当社は、その料金表に定めるところによりその付加機能の利用を中止することがあります。

3.前2項の規定により、本サービス又は付加機能の利用を中止するときは、電子メールによる送信、当社ホームページへの掲載その他当社が適当であると判断する方法により、あらかじめそのことを契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りではありません。

4.本条第1項及び第2項の利用中止が当社の責に帰すべきものでない場合、当社は利用中止により契約者に生じた損害を賠償いたしません。

第２３条(利用停止)

当社は、契約者が次のいずれかに該当するときは、本サービスの利用を停止することがあります。

(1)料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(支払期日を経過した後、当社が指定する料金収納事務を行う事業所以外において支払われた場合であって、当社がその支払の事実を確認できないときを含みます。)。

(2)契約の申込みに際し、事実に反する事項を通知したこと等が判明したとき。

(3)第38条(利用に係る契約者の義務)の規定に違反したとき。
(4)事業法、事業法施行規則又はその他関係法令に違反して当社の電気通信回線設備に自営端末設備、自営電気通信設備、他社回線又は当社の提供する電気通信サービスに係る電気通信回線を接続したとき。
(5)事業法、事業法施行規則若しくはその他関係法令に違反して当社の検査を受けることを拒んだとき、又はその検査の結果、技術基準に適合していると認められない自営端末設備若しくは自営電気通信設備について電気通信設備との接続を廃止しないとき。
(6)前各号のほか、本約款に違反する行為若しくは本サービスに関する当社の業務の遂行若しくは当社の電気通信設備等のいずれかに著しい支障を与え又は与えるおそれのある行為を行ったとき。
2.当社は、前項の規定により、本サービスの利用停止をするときは、電子メールによる通知、当社が指定するホームページ上での掲示その他当社が適当であると判断する方法により、あらかじめその理由及び利用停止をする日を契約者に通知します。

第7章　利用の制限

第24条(利用の制限)

当社は、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合で必要と認めたときは、災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする通信及び公共の利益のために緊急を要する事項を内容とする通信であって事業法施行規則で定めるものを優先的に取り扱うため、本サービスの利用を制限することがあります。
2.通信が著しくふくそうしたときは、通信が相手先に着信しないことがあります。
3.本サービスの契約者(契約者の支配下にある利用者も含みます。)が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をしたときは、又は、本サービスの契約者が、当社の電気通信設備に過大な負荷を生じる行為をさせたと当社が認めるときは、その利用を制限することがあります。
4.本条に基づく利用の制限により契約者に損害が生じた場合でも、当社は一切責任を負いません。

第8章　料金等

第1節　料金

第25条(料金の適用)

本サービス及び付加機能の料金(以下「本件料金」といいます。)は、利用料、手続に関する料金及び工事に関する費用とし、料金表(料金表及び当社が別に定める事業法施行規則第19条の2各号に掲げる料金をいいます。以下同じとします。)に定めるところによります。
2.本件料金の支払方法は、当社が別に定めるところによります。

第2節　料金の支払義務

第26条(利用料等の支払義務)

契約者は、その契約に基づいて当社が本サービスの提供を開始した日(付加機能の提供については、その提供を開始した日)から起算して、契約の解除があった日(付加機能の廃止については、その廃止があった日)を含む暦月までの期間(利用期間が当社が別に定める最低利用期間に満たない場合は、第6条(最低利用期間)の規定に準じます)について、本サービス及び付加機能の態様に応じて料金表に規定する本件料金の支払を要します。
2.契約期間中に利用の一時中断等により本サービスの利用ができない状態が生じたときの利用料等の支払は、次によります。
(1)第12条に基づき契約者が利用の一時中断をしたときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
(2)第23条第1項に基づき利用停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料等の支払を要します。
(3)前2号の規定によるほか、契約者は、以下の支払を要しない料金とされる場合を除き、本サービス又は付加機能を利用できなかった期間中の本件料金の支払を要します。

区　別　支払を要しない料金

契約者の責めによらない理由により、本サービスを全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい障害が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合(次号に該当する場合を除きます。)に、そのことを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したとき。そのことを当社が認知した時刻以後の利用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する本サービスについての利用料等(その料金が料金表の規定により利用の都度発生するものを除きます。)
3.当社は、支払を要しないこととされた利用料等が既に支払われているときは、その料金を返還します。

第27条(手続に関する料金等の支払義務)

契約者は、本約款に規定する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、手続に関する料金の支払を要します。ただし、当社がその手続に着手する前にその契約の解除又は請求の取消しがあったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。

第28条(工事に関する費用の支払義務)

契約者は、本約款に規定する工事を要する手続の請求を行い当社がこれを承諾したときは、工事に関する費用の支払を要します。ただし、当社がその工事に着手する前にその契約の解除又は請求の取消し(以下この条において「解除等」といいます。)があったときは、この限りでありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、当社は、その料金を返還します。
2.工事の着手後完了前に解除等があった場合は、前項の規定にかかわらず、契約者は、その工事に関して解除等があったときまでに着手した工事の部分及び原状回復に要する費用について、当社が別に算定した額を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節　割増金及び延滞利息

第29条(割増金)

契約者は、本件料金の支払を不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を割増金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第30条(延滞利息)

契約者は、本件料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払がない場合には、支払期日の翌日から支払の日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算(年365日の日割り計算とします。)して得た額を延滞利息として当社が別に定める方法により支払っていただきます。ただし、支払期日の翌日から起算して10日以内に支払があった場合は、この限りではありません。

第9章　保守

第31条(当社の維持責任)

当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則(昭和60年郵政省令第30号)に適合するよう維持します。

第32条(契約者の維持責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準及び技術的条件に適合するよう維持していただきます。

第33条(設備の修理又は復旧)

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し、又は滅失した場合に、全部を修理し、又は復旧することができないときは、事業法施行規則に規定された公共の利益のため緊急に行うことを要する通信を優先的に取り扱うため、当社が別に定める順序でその電気通信設備を修理又は復旧します。

第34条(契約者の切分け責任)

契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備(当社が別に定めるところにより当社と契約者の間で保守契約を締結している自営端末設備又は自営電気通信設備を除きます。以下この条において同じとします。)が当社の電気通信回線設備に接続されている場合において、当社が設置した電気通信設備が正常に稼動しなくなったときは、当該自営端末設備又は自営電気通信設備に故障のないことを確認の上、当社に当社の電気通信回線設備その他電気通信設備の修理の請求をしていただきます。
2.前項の確認に際して、契約者から要請があった場合には、当社が別に定める本サービス取扱所又は当社が指定する者が当社が別に定める方法により試験を行い、その結果を契約者にお知らせします。
3.当社は、前項の試験により当社の電気通信回線設備その他当社の電気通信設備に故障がないと判定した場合において、契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、契約者にその派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額を負担していただきます。

第10章　損害賠償

第35条(責任の制限)

当社は、本サービスを提供すべき場合において、当社の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったときは、本サービスが全く利用できない状態(その契約に係る電気通信設備によるすべての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、その契約者の損害を賠償します。
2.前項の場合において、当社は、本サービスが全く利用できない状態にあることを当社が認知した時刻以後のその状態が連続した時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するその本サービスの利用料等の料金額(料金表の規定によりその利用の都度発生する利用料については、本サービスを全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月(一の暦月の起算日(当社が契約ごとに定める毎暦月の一定の日をいいます。)から次の暦月の起算日の前日までの間をいいます。以下同じとします。)の前6料金月の1日当たりの平均利用料(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
3.第1項の場合において、当社の故意又は重大な過失により本サービスの提供をしなかったときは、前項の規程は適用しません。

第36条(免責)

当社は、契約者が本サービスの利用に関して損害を被った場合、第35条(責任の制限)の規定によるほかは、何らの責任も負いません。
2.当社は、本サービスに係る設備その他の電気通信設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事に当たって、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等に損害を与えた場合に、それが当社の故意又は重大な過失により生じたものであるときを除き、その損害を賠償しません。
3.当社は、本約款等の変更により自営端末設備又は自営電気通信設備の改造又は変更(以下本条において「改造等」といいます。)を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。ただし、技術的条件(事業法の規定に基づき当社が定める本サービスに係る端末設備等の接続の技術的条件をいいます。)の設定又は変更により、現に契約者回線に接続されている自営端末設備又は自営電気通信設備の改造等を要する場合は、当社は、その改造等に要する費用のうちその変更した規定に係る部分に限り負担します。

第11章　雑則

第37条(承諾の限界)

当社は、契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき若しくは保守することが著しく困難であるとき又は契約者において料金その他債務の支払を現に怠り若しくは怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。ただし、本約款において別段の定めがある場合は、その定めるところによります。

第38条(利用に係る契約者の義務)

当社は、本サービスの提供に必要な電気通信設備の設置のため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等を無償で使用できるものとします。この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
2.契約者は、当社又は当社の指定する者が、本サービスの提供に必要な設備の設置、調整、検査、修理等を行うため、契約者が所有又は占有する土地、建物その他の工作物等への立ち入りを求めた場合は、これを承諾するものとします。
この場合、地主、家主その他の利害関係人があるときは、当該契約者は予め必要な承諾を得ておくものとし、これに関する責任は契約者が負うものとします。
3.契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその設備に線条その他の導体を連結しないこととします。ただし、天災、事変その他の事態に際して保護する必要があるとき又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のために必要があるときは、この限りではありません。
4.契約者は、故意に契約者回線を保留にしたまま放置し、その他通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこととします。
5.契約者は、当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社が契約に基づき設置した電気通信設備に他の機械、付加部品等を取り付けないこととします。
6.契約者は、当社が契約に基づき設置した電気通信設備を善良な管理者の注意をもって保管することとします。
7.契約者は、本条第3項乃至第6項の規定に違反して電気通信設備を亡失し、又は毀損したときは、当社が指定する期日までにその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。
8.第三者(当社を含むものとし、以下本項において同様とします。)の知的財産権その他の権利を侵害する、公序良俗に反する、又は法令に反する、又はそれらのおそれのある態様で本サービスを利用すること(以下の各号に例示する行為を含みます。)を厳に禁止します。
(1)知的財産の侵害、他人の財産・プライバシー・肖像権の侵害、誹謗中傷行為、犯罪行為若しくは犯罪行為の誘発・扇動行為
(2)わいせつ・児童ポルノ・児童虐待に当たる画像若しくは文章の送信・掲載
(3)無限連鎖講の解説若しくは勧誘
(4)情報の改ざん・消去、なりすまし行為
(5)有害なプログラム等の送信若しくは受信可能な状態での放置
(6)同意なしの不特定多数への商業的宣伝・勧誘メール・嫌悪感を抱く恐れのあるメールの送信
(7)公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為
(8)事実に反する、またはそのおそれのある情報を提供する行為
(9)ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
(10)選挙の事前運動等公職選挙法に違反する行為
(11)本人の同意を得ることなく、または不当な手段により第三者の個人情報または未公開情報を取得する行為
(12)本サービスの運営を妨げ、又はその信用を毀損する行為
(13)その他当社が不適切であると判断する行為

第39条(相互接続事業者のインターネット接続サービス)

契約者は、当社の相互接続事業者と相互接続利用契約を締結することとなります。この場合において、契約者は、当社が、契約者が締結した相互接続利用契約により生じることとなる相互接続業者の契約者に対する債権を当社が譲り受けたものとして、本約款に基づき料金を請求することを承認していただきます。
2.契約の解除があった場合は、その解除があった時に、契約者と当社の相互接続事業者との間のインターネット接続サービス利用契約についても解除があったものとします。

第40条(技術的事項及び技術資料の閲覧)

当社は、当社が別に定める本サービス取扱所において、本サービスに係る基本的な技術的事項及び契約者が本サービスを利用する上で参考となる事項を記載した技術資料を閲覧に供します。

第41条(営業区域)

営業区域は、当社が別に定めるところによります。

第42条(閲覧)

本約款において、当社が別に定めることとしている事項については、当社は当社のホームページにおいて閲覧に供します。

第42条の2(通知・連絡等)

本約款において別段の定めがない限り、当社は、書面による郵送、ホームページへの掲載、その他当社が適当であると判断する方法により、契約者(契約申込者を含むものとし、本条において以下同様とします。)に随時必要な事項の通知・連絡等を行うものとします。
2.当社が、ホームページへの掲載により契約者に通知・連絡等を行う場合は、当該通知・連絡等を掲載してから24時間を経過したときに、その他の手段による通知・連絡等の場合は、当社が契約者に当該通知・連絡等を発信したと

きに、その効力を生じるものとします。

第43条（個人情報の保護）

当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に提示する「個人情報保護ポリシー（http://www.thn.ne.jp/info_policy2/）」に基づき、適切に取り扱います。

2.当社は、乙の個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

（1）当社及びTOKAIグループ各社（具体的にはTOKAIホールディングスホームページをご参照ください。http://tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html ）（以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます）の各種商品の販売及びサービスの提供

（2）当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等の案内

（3）当社及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等の案内

（4）当社及びTOKAIグループ各社の優待特典及び会員サービス等の案内及び提供

（5）当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート

（6）当社及びTOKAIグループ各社のお客様からの相談・問い合わせへの対応

（7）当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並び　　に甲及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析

なお、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、契約者から事前の同意をいただきます。

3.当社は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法により契約者に連絡又は公表します。

4.当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項記載の利用目的の範囲内で乙から取得する個人情報を新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。

なお、当社は、契約者からの求めに応じて、契約者の個人情報の共同利用を停止します。

（1）当社と共同利用する者の範囲

共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAIグループ各社とします。

（2）利用目的

共同利用する目的は、本条第2項に記載した利用目的と同じです。

（3）共同して利用する個人情報の項目

共同利用する個人情報の項目は次のとおりとします。

①氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等の契約者の属性に関する情報

②購入・契約時又はサービス提供の際に取得する契約者や契約者の家族に関するすべての個人情報

③キャンペーン・懸賞等に応募いただいた契約者の個人情報、又は、その他契約者からいただいたすべての個人情報

（4）管理責任者

共同利用における管理責任者は個人情報を取得した、それぞれの当社又はTOKAIグループ各社とします。

5.当社は、契約者より取得した個人情報を適切に管理し、本条第2項に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等一切しません。

また、個人情報の利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人情報を当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けています。

（2）前号の規定に拘わらず、法令により許された場合（例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。）は、提供する場合があります。

（3）前二号の規定に拘わらず、乙の利用にかかるサービス及び提携サービスに関し、甲が乙に負担している債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。

6.当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、本人の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。

7.契約者が、契約者の個人情報の開示を希望する場合には、当社は、申し出をした方が契約者ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることとします。

契約者が、契約者の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止等を希望する場合には、当社は、申し出をした方が契約者ご本人であることを当社にて確認した上で、契約者の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応をします。

なお、当社では、契約者から電話で各種の申し込み、問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただくことがございます。

※開示等の求めに関する手続きについては当社ホームページをご参照いただくか（http://www.thn.ne.jp/info_policy4/）、カスタマーセンターにお問い合わせ（0120-696-942）ください。

8.当社は、契約者との契約が解除された後も、第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。

9.当社は、当社ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しています。クッキーとは、当社ホームページを通じて契約者のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、契約者が再度当社ホームページに訪問する際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、契約者から何らかの個人情報を取得したり、契約者のプライバシーを侵害するものではなく、また契約者のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

契約約款附則

（約款実施前の手続きの効力等）

1.この約款実施前に、改正前の約款の規定により行った手続きその他の行為は、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款の規定に基づいて行ったものとみなします。

2.この約款実施の際、現に改正前の約款の規定により提供している電気通信サービスは、この約款中にこれに相当する規定があるときは、この約款に基づいて提供しているものとみなします。

3.この約款実施前に、改正前の約款の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかったインターネット接続サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。

4.平成27年1月1日より適用します。

カスペルスキー マルチプラットフォーム セキュリティ利用規約

ご利用の前に必ず以下の利用規約をご確認ください。
使用許諾契約書(カスペルスキー社)http://www.kaspersky.co.jp/eula

株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下、「当社」といいます。)は、当社が提供する「カスペルスキー マルチプラットフォーム セキュリティ」(以下、「本サービス」といいます。)に関して、当社所定の申込み手続きを完了し利用する者(以下、「利用者」といいます。)に対し、以下のとおり利用規約(以下、「本規約」といいます。)を定めるものとします。

第1条(本サービスの内容)
本サービスは、カスペルスキー社の提供する「カスペルスキー マルチプラットフォーム セキュリティ」を月額制料金で利用できるサービスです(月額制料金については、インターネット接続サービス契約約款料金表に準じます)。本サービスにはアンチウィルス、ファイアウォール等の機能があります。

第2条(許諾内容)
1.利用者は、統合セキュリティソフトの利用目的に限り、本サービスを利用できるものとします。
2.本サービスの使用権の許諾は、利用者が本規約及びカスペルスキー社の定める使用許諾契約書の規定を遵守する事を条件とし、当社が提供するソフトウェア製品(以下「本ソフトウェア製品」といいます。)に収録されているプログラムおよび収録情報、本ソフトウェア製品のマニュアル等の印刷物に記載されている情報(以下あわせて「本ソフトウェア」といいます。)を使用する権利を許諾します。

第3条(利用申込みの方法)
申込者は、本規約及びカスペルスキー社の定める使用許諾契約書の規定を承諾した上で、所定の利用申込手続を行うものとします。

第4条(利用契約解除の方法)
本サービスの利用契約を解除するときは、当社所定の手続きにより行うものとします。

第5条(権利の帰属)
本サービスに関する著作権、特許権、商標権、ノウハウ等、全ての知的所有権およびその他一切の権利は、カスペルスキー社またはカスペルスキー社にこれらを許諾した第三者に帰属します。

第6条(禁止事項)
1.利用者は、本規約に許諾されている場合を除き、本ソフトウェア製品及び本ソフトウェアの全部または一部を複製することは出来ません。
2.利用者は、全体又は部分を問わず、本ソフトウェア製品及び本ソフトウェアの改変を行うことはできません。万一、利用者の改変により、本ソフトウェア製品及び本ソフトウェアに何らかの欠陥が生じた場合には、当社は何らの保証も致しません。また、改変の結果、万一、何らかの障害が生じたとしても、当社は一切の責任を負いません。
3.利用者は、本ソフトウェア製品及び本ソフトウェアをトレース、デバッグ、逆アセンブル、リバースエンジニアリング、またはデコンパイルすることは出来ません。
4.利用者は、本ソフトウェアの知的財産権表示や商標を削除することは出来ません。
5.利用者は、当社の事前の書面による承諾なくして、本ソフトウェアに含まれる情報を第三者に開示することは出来ません。
6.利用者は、本ソフトウェア製品及び本ソフトウェアを第三者に、リース、レンタル、譲渡、引用、再許諾、再販売その他の方法で使用させること、あるいは不特定多数を対象とした商業的目的の陳列開示等の行為をなすことは出来ません。

第7条(保証および責任の制限)
1.当社は、利用者の本ソフトウェアの使用により、利用者または利用者以外の第三者にビジネス機会の喪失、信用の損失、業務の中断、コンピューターの誤動作または機能障害を含むいかなる種類の結果的、特別的、派生的または間接的な損害が生じても、契約責任、不法行為責任その他いかなる法的責任に関し、一切その責任を負いません。たとえ、当社が損害の発生の可能性について示唆されていた場合、あるいは予見し得た場合でも同様とします。
2.本ソフトウェア製品及び本ソフトウェアに誤字、脱字、位置ずれ等による表記上または内容上の誤りがあったとしても、交換、修補などの対応は致しません。また、それにより利用者または利用者以外の第三者に損害が生じたとしても、当社は一切その責任を負いません。
3.当社は、明示的又は黙示的を問わず、商品性、特定目的適合性についての黙示の保証及び第三者の権利に対する侵害が無いことの保証を含め、本ソフトウェアに関して一切の保証を行いません。利用者が意図した目的を達成する為に本ソフトウェアを選択したこと、本ソフトウェアのインストール、使用及び本ソフトウェアから得られた結果についての責任は、全て利用者にあるものとします。
当社は、本ソフトウェアに含まれる機能が、利用者の特定の目的に適合することを、保証するものではありません。
4.当社の故意又は重過失により当社の損害賠償責任が生じる場合には、その損害賠償責任は、如何なる場合にも、直前6か月間の本サービスの利用料金の累計額を上限とします。

第8条(利用の停止)
当社は、以下のいずれかの場合、任意に本サービスを定期または不定期に何ら予告することなく停止することができます。当社は、本サービスの停止に関して、理由の如何を問わず一切の責任を負いません。
1.本サービスの提供に関して当社またはカスペルスキー社が保守を行うとき
2.火災、停電等の不可抗力および第三者による妨害等により、本サービスの提供が困難になったとき
3.天災またはこれに類する事由により、本サービスの提供ができなくなったとき
4.上記以外の緊急事態により、当社が本サービスに係わるシステムを停止する必要があると判断するとき

第9条(その他)
1.本規約は、本サービスの利用に関し、利用者と当社との間になされたすべての合意に優先して適用されます。
2.利用者は、当社が任意に何ら予告することなく本サービスの中止、ならびに本サービスの内容の変更をする事を了承し、これらに関して、当社に何ら異議を述べないものとします。
3.当社は、本規約を任意に何ら予告なく変更できるものとし、利用者は、変更後の本規約に従うものとします。利用者が変更後の本規約に異議のある場合には、利用者は、本規約第4条の規定に基づいて本サービスの利用契約を解除することができるものとします。
4.利用者および当社は、本規約に関して訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的管轄裁判所とする事に合意するものとします。

第10条(準拠法)
本規約およびこれに基づく利用者と当社の関係については、電気通信事業法及びその他すべて日本法に基づき解釈されるものとします。

平成26年4月1日より適用します。

あんしん訪問設定サポート会員規約

第1条(本規約)
本規約は、株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「当社」といいます。)が提供する「あんしん訪問設定サポート」(以下「本サービス」といいます。)の利用に関する条件等について定めます。

第2条(本サービスの会員)
本サービスの会員(以下「会員」といいます。)とは、当社が本サービスを利用する権利(以下「会員資格」といいます。)を付与した顧客をいいます。
尚、本サービスを利用する権利は当社が指定するインターネット接続サービス利用者にのみ付与するものとします。
2.会員は、本サービスの会員資格を第三者に譲渡もしくは貸与し、本サービスを利用させることはできません。

第3条(本規約の範囲、変更)
本規約は、当社が提供する本サービスを会員が利用する場合に適用されます。
2.会員は、本規約に従い本サービスを利用するものとします。
3.会員は、本サービスを利用することにより、本規約のすべての記載事項について同意したものとみなされます。
4.当社は、必要に応じて会員に対し、本サービスの利用に関する情報を当社ウェブサイト上に通知いたします。また、当社は、当社ウェブサイト上に通知しない場合は、メールや書面等の他の手段で会員に通知します。
5.当社は、当社の判断により、いつでも任意の理由で本規約の内容を変更または廃止することができるものとします。
6.当社は、本規約を変更するときは、当社ウェブサイト上にて開示することにより、会員に対して事前にその内容を通知します。
7.会員が、本規約の変更の効力が生じた後に本サービスを利用する場合には、変更後の規約のすべての記載事項ついて同意したものとみなされます。

第4条(本サービスの利用について)
申込者は、本サービスを申し込み、当社がそれを承諾した時点で、本サービスの会員資格を有します。
2.当社は、申込者が次のいずれかに該当することが判明した場合、当該申込者による申込みを承諾しません。
(1)申込者が実在しないとき、またはその恐れがあるとき。
(2)申込時に虚偽の事項を申告したとき。
(3)申込に係る内容が、本サービス範囲外のとき。
(4)申込者が、過去または現在において反社会的勢力と関係があると判明したとき。
(5)当社の業務運営上、その申込を承諾することが著しく困難なとき。
(6)その他、申込者が本サービスを利用することについて不適当と当社が判断したとき。
3.当社は、会員資格を有した後であっても、会員が次のいずれかに該当することが判明した場合、会員資格を取り消すことがあります。
(1)会員が実在しないとき、またはその恐れがあるとき。
(2)申込時に虚偽の事項を申告したとき。
(3)申込に係る内容が、本サービス範囲外のとき。
(4)会員が、過去および現在において反社会的勢力と関係があると判明したとき。
(5)当社の業務運営上、その申込を承諾することが著しく困難なとき。
(6)その他、会員が本サービスを利用することについて不適当と当社が判断したとき。

第5条(提供するサービス)
本サービスは、会員が月額利用料金 600 円(税込 648 円)にて契約を開始した月から契約が解除もしくは退会となった月まで毎月お支払頂くことで、別紙 1 (料金表)に定める利用料金で別紙 1 (料金表)に定めるインターネット接続のための設定作業、放送サービスのためのサポート作業、当社貸与品及び録画機器やパソコン周辺機器等を利用するための設定作業またはその他設定作業の提供を受けることができるサービスです。
ただし、契約を開始した月は月額利用料金を無料とし、退会の月は満額を請求します。
2.インターネット接続サービス契約者のうち別途放送施設加入契約約款に定める放送サービス契約者が放送サービスに係る修理、施工、その他訪問を希望された場合は、別紙1に定める「訪問サポート共通項目 基本出張料金」が適用されるものとし、インターネット接続サービスの訪問回数に加算されるものとします。
3.当社は、別途定める当社のサービス提供区域において、本サービスを提供します。

第6条(最低利用期間)
本サービスは、 5 ヶ月の最低利用期間があります。会員は、加入契約月を含み、 5 ヶ月の最低利用期間内に退会を申し出られた場合は、最低利用期間の違約金として1,800円(不課税)の支払いを要します。

第7条(本サービスの範囲)
本サービスのサポート範囲は、次のとおりとします。
(1)機器関連
スマートフォン本体、パソコン本体、キーボード、マウス、ルーター、無線LANアクセスポイント、ハブ、LANカード等のネットワーク機器、ネットワーク接続可能なゲーム機器
(2)Microsoft Office関連
Microsoft Excel ／ Microsoft Word ／ Microsoft Outlook ／ Microsoft PowerPointの基本操作案内
(3)ソフト関連

OS (日本語版に限ります。)	• サポート対象 Windows 2000 Professional(ServicePack4)、 Windows XP Home Edition(ServicePack3)、 Windows XP Professional (ServicePack3)、 Windows Vista、Windows Vista HomeBasic、 Windows Vista Home Premium、Windows Vista Home Business、 Windows Vista Enterprise、Windows Vista Ultimate (ServicePack1)、 Windows7、Windows8、Windows8 Pro、 Android2.1以降、IOS4以降 • サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。
ソフトウェア	• サポート対象 ブラウザ、メーラー、メディアプレーヤー、ウイルス対策、文書作成、接続ツール。 • サポート範囲 インストール方法、初期設定、個人利用を想定した基本的な操作方法、診断。

2.当社は会員に対して、本サービスのサポート範囲を、一般公衆回線、フリーダイヤル(携帯電話不可)、またはIP電話等(以下「電話回線」という。)で提供するものとし、会員は、フリーダイヤル以外の通話の電話回線の利用に必要な通話料金等の費用を負担するものとします。
3.本サービスは、当社が定めるサービス提供区域に限るものとします。

第8条(知的財産権の帰属)
本サービスにかかるすべての知的財産権その他一切の権利は、当社または当社への情報提供者もしくは製品製造元等に帰属します。
2.会員は、前項の権利を侵害することなく、本サービスを利用することを保証するものとします。

第9条(本サービスの中断)
当社は、次のいずれかの事由に該当する場合、会員に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部を中断することがあります。当社は、かかる中断に起因して会員または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。
(1)システムの保守を定期的に、または緊急に行う場合。
(2)火災、停電、地震、噴火、洪水、津波等の天災、あるいは戦争、動乱、騒乱、労働争議等の不可抗力により、本サービスの提供が困難な場合。
(3)運用上、あるいは技術上当社が本サービスの中断が必要であるか、または不測の事態により当社が本サービスの提供が困難と判断した場合。
2.当社は、前項各号の場合以外の当社の責めに帰すべからざる事由により、本サービス提供の遅延または中断等が発生した場合でも、これに起因する会員または第三者が被った損害について、一切の責任を負わないものとします。

第10条(本サービス提供の停止)
当社は、会員が次のいずれかの事由に該当する場合、事前の通知または催告をすることなく本サービスの提供を停止することができるものとします。
(1)第4条第3項に定めるいずれかの事由に該当することが判明した場合。
(2)本サービスを利用するために必要な当社が発行する会員情報を不正に使用し、または第三者に使用させた場合。
(3)当社が提供する情報を当社の承諾なく改変した場合。
(4)手段を問わず、本サービスの運営を妨害した場合。
(5)本規約のいずれかの条項に違反した場合。
(6)本サービスの利用にあたり、不適切であると当社が判断した場合。

第11条(免責事項)
本サービスは、第5条に定める作業の提供をおこなうものであり、会員に対し一定の目的を達することを保証するものではなく、また当該作業の正確性、利便性、有用性、完全性等を保証するものでもありません。
2.本サービスの提供、遅滞、変更、中止もしくは廃止、本サービスを通じて登録、提供もしくは収集された会員および利用者の情報の消失、その他本サービスに関連して発生した会員の損害について、当社は本規約にて明示的に定める以外一切責任を負わないものとします。
3.当社は、本サービスの利用または本規約に関連して不可抗力または当社の責めに帰すべからざる事由により発生した会員の損害に対し、いかなる責任も負わないものとし、一切の損害賠償をする義務はないものとします。
4.当社は、本サービスの提供にあたり、会員のパソコンまたは機器等に保存されているデータ等の喪失・棄損・改変等が発生しないことについて保証いたしません。会員は、本サービスの提供を受けるにあたり、パソコンまたは機器等に保存されているデータ等のバックアップを予め作成するものとします。
5.本サービス対応中に次のいずれかに該当することが判明した場合、当社は、本サービスの対応を終了させていただく場合があります。
(1)第5条に定めるサポート範囲以外の内容が対応に含まれる場合。
(2)違法コピーなど、違法行為となる作業を要求された場合。
(3)パソコン及び機器が致命的な不具合により正常に動作しない場合。
(4)パソコン及び機器が改造されている場合。
(5)機器及びソフトウェアでパスワードが働いており、お客様によりパスワード解除出来ない場合。
6.本サービスは、メーカー、ベンダー及びサービス提供事業者が提供する正規のサポートを代行するサービスではありません。お問合せの内容によっては、お問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ベンダー、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して会員自身で直接お問合せすることをお勧めするに留まる場合があります。
7.会員が本サービスの利用により第三者(他の会員を含みます。)に対し損害を与えた場合、会員は、自己の責任と費用負担でこれを解決し、当社にいかなる責任も負担させないものとします。
8.当社は、第9条(本サービスの中断)又は第10条(本サービス提供の停止)による本サービスの利用中断、利用停止並びに本サービス提供の終了に伴い生じる会員の損害について、一切の責任を負いません。
9.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した被害は、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。
10.当社が本規約の規定に基づいて損害賠償責任を負う場合は、如何なる場合にも、第5条に定める月額固定料金の1年分の金額を上限とします。

第12条(権利譲渡等の禁止)
会員は、本規約から生じる一切の権利について、第三者に譲渡、貸与、相続、売買、名義変更、その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第13条(個人情報の取扱い)
当社は、会員の個人情報を別途オンライン上に提示する「個人情報保護ポリシー (http://www.thn.ne.jp/info_policy2/)」に基づき、適切に取り扱います。
2.当社は、会員の個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
(1)当社及びTOKAIグループ各社(具体的にはTOKAIホールディングスホームページをご参照ください。http://tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html)(以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます。)の各種商品の販売及びサービスの提供
(2)当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等の案内
(3)当社及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等の案内
(4)当社及びTOKAIグループ各社の優待特典及び会員サービス等の案内及び提供
(5)当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
(6)当社及びTOKAIグループ各社のお客様からの相談・問い合わせへの対応
(7)当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析
なお、上記以外の目的で個人情報を利用する場合には、その都度、その利用目的を明確にし、会員から事前の同意をいただきます。
3.当社は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法により会員に連絡又は公表します。
4.当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項記載の利用目的の範囲内で会員から取得する個人情報を新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。
なお、当社は、会員からの求めに応じて、会員の個人情報の共同利用を停止します。
(1)当社と共同利用する者の範囲
共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAI グループ各社とします。
(2)利用目的
共同利用する目的は、本条第2 項に記載した利用目的と同じです。
(3)共同して利用する個人情報の項目
共同利用する個人情報の項目は次のとおりとします。
①氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等の会員の属性に関する情報
②購入・契約時又はサービス提供の際に取得する会員や会員の家族に関するすべての個人情報
③キャンペーン・懸賞等に応募いただいた会員の個人情報、又は、その他会員からいただいたすべての個人情報
(4)管理責任者
共同利用における管理責任者は個人情報を取得した、それぞれの当社又はTOKAI グループ各社とします。
5.当社は、会員より取得した個人情報を適切に管理し、本条第2 項に記載した利用目的に基づく場合、または次の各号のいずれかに該当する場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等一切しません。また、個人情報の利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人情報を当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けています。
(1)法令により許された場合 (例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。)は、提供する場合があります。
(2)前号の規定に拘わらず、会員の利用にかかるサービス及び提携サービスに関し、当社が会員に負担している債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。
6.当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、本人の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。
7.会員が、会員の個人情報の開示を希望する場合には、当社は、申し出をした方が会員ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることとします。
会員が、会員の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止等を希望する場合には、当社は、申し出をした方が会員ご本人であることを当社にて確認した上で、会員の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応をします。
なお、当社では、会員から電話で各種の申し込み、問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただくことがございます。
※開示等の求めに関する手続きについては、当社ホームページをご参照いただくか(http://www.thn.ne.jp/info_policy4/)、カスタマーセンターにお問い合わせ(0120-696-942)ください。

8.当社は、会員との契約が解除された後も、本条第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。
9.当社は、当社ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しています。クッキーとは、当社ホームページを通じて会員のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、会員が再度当社ホームページに訪問する際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、会員から何らかの個人情報を取得したり、会員のプライバシーを侵害するものではなく、また会員のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

第14条（会員の責任）
会員は、当社が提供する本サービスに関して、当社または第三者の著作権、商標権その他の権利を侵害する行為、またはその虞のある行為を行ってはならないものとします。
2.会員の故意もしくは過失、法令または公序良俗に反する行為、または会員が本規約を守らないことにより、当社が損害を被った場合、当社は会員に対し、損害賠償を請求することがあります。

第15条（紛争の解決）
本規約に定めない事項および本規約に関し生じた疑義については、会員および当社双方が誠意をもって協議し、その解決にあたるものとします。

第16条（準拠法）
本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第17条（合意管轄）
本規約に関連して生じた紛争については、訴額の如何によって、静岡地方裁判所または静岡簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第18条（退会）
会員は、退会を希望する場合は、当社の定める手続きに従い、本サービスを終了して、退会できるものとします。
2.本規約の定めに従って会員が本サービスの会員資格を全て失った場合、当該会員は退会したものとみなします。

- 当社の指定するインターネット接続サービスの種類
  ひかりdeネット
  ひかりdeネットベーシック
  CATVインターネット

附則
- 平成26年12月1日制定

遠隔サポート利用規約

第1章　総則
第1条(サービス運営等)
株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「当社」といいます。)は、「遠隔サポート利用規約」(以下「本規約」といいます。)に従って、「遠隔サポート」(以下「本サービス」といいます。)を運営します。なお、本サービスの詳細は別紙の「本サービスの詳細」に定めるものとします。
2.当社が、本規約の他に別途当社の指定する方法にて定める各サービスの利用規約および各サービスの「ご案内」または「サービスについて」等で規定する各サービス利用上の注意事項および利用条件等の告知も、名称の如何にかかわらず、本規約の一部を構成するものとします。

第2条(用語の定義)
本規約においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
(1)本サービス
「遠隔サポート」を指し、その詳細は別紙の「本サービスの詳細」に定めるものとします。
(2)利用契約
本規約に基づき当社と申込者との間に締結される、本サービスの利用契約。
(3)契約者
当社と利用契約を締結したものを指します。
(4)契約者設備
本サービスの提供を受けるため、契約者が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
(5)本サービス用設備
当社が本サービスを提供するにあたり、当社が設置する電気通信設備その他の機器およびソフトウェア。
(6)本サービス用設備等
本サービス用設備のほか、本サービスを提供するために必要なその他の電気通信設備その他の機器およびソフトウェア(当社が登録電気通信事業者等の電気通信事業者より借り受ける電気通信回線を含みます。)

第3条(通知)
当社から契約者への通知は、通知内容を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法等、当社が適当と判断する方法により行います。
2.前項の規定に基づき、当社から契約者への通知を電子メールの送信または当社のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が本サービス用設備に入力され、インターネットによって発信された時点に行われたものとします。

第4条(本規約の変更)
当社は、本規約(本規約に基づく利用契約等を含むものとします。以下、同じとします。)を随時変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合には、契約者の利用条件その他の利用契約の内容は、変更後の本規約を適用するものとします。
2.変更後の本規約については、当社が別途定める場合を除いて、当社のホームページに表示した時点より、効力を生じるものとします。

第5条(合意管轄)
契約者と当社の間で訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第6条(準拠法)
本規約に関する準拠法は、日本法とします。

第2章　本サービスの利用契約の締結等
第7条(利用の申込み)
本サービス利用の申込みは、本規約に同意のうえ、当社所定の方法により行うものとします。

第8条(契約者の登録情報等の変更)
契約者は、当社へ届け出ている自身の住所、電話番号または本サービスの利用料金の決済に用いるクレジットカードの番号もしくは有効期限の変更、預金口座の変更があるときは、事前に当社所定の変更手続きを行うものとします。
2.本条第1項の変更手続がなかったこともしくは変更手続の遅滞により、契約者が通信不能等の不利益を被ったとしても、当社は一切責任を負わないものとします。

第9条(契約者からの解約)
本サービスの契約者が利用契約を解約しようとするときは、次の事項に従うものとします。なお、契約者より利用契約の解約の申請がない場合は、利用契約は自動的に更新されるものとします。
(1)契約者は、利用契約を解約しようとするときは、解約を希望する10日前までに、文書によりその旨を当社に申し出るものとします。
(2)契約者が利用契約を解約する場合、当社は、解約月の末日をもって本サービスの利用停止の処置をとるものとします。
(3)本条による解約の場合、当該時点において発生している利用料金その他の債務の履行は第16条(利用料金の支払方法)に基づきなされるものとします。

第10条(当社からの解約)
当社は、第25条(利用の停止)の規定により、本サービスの利用を停止された契約者が当社の指定する期間内にその停止事由を解消または是正しない場合または当社からの通知が契約者に到達しないことを郵便の宛先不明等により確認した場合は、利用契約を解約できるものとします。
2.当社は、契約者が利用契約を締結した後になって以下の各号のいずれか一つに該当することになった場合、前項の規定にかかわらず利用契約を即時解約できるものとします。
(1)契約者が実在しない場合。
(2)本サービスの利用申込みの際に、虚偽の届出をしたことが判明した場合。
(3)契約者の利用料金の決済に用いるクレジットカードにつき、カード会社の承認が確認できない場合。
(4)契約者が未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、入会申込の手続が成年後見人によって行われておらず、または入会申込の際に法定代理人、保佐人もしくは補助人の同意を得ていなかった場合。
(5)契約者への本サービスの提供に関し、業務上または技術上の著しい困難が生じた場合。
(6)契約者が、当社または本サービスの信用を毀損するおそれがある方法で本サービスを利用、またそのおそれがあると当社が判断した場合。
(7)その他、前各号に準じる場合で当社が適当ではないと判断した場合。
3.当社は、前各項の規定により利用契約を解約しようとするときには、その契約者に解約の旨を通知もしくは催告をするものとします。ただし、やむを得ない場合にはこの限りではありません。

第11条(権利の譲渡制限)
本規約に別段の定めがある場合を除き、契約者が本サービスの提供を受ける権利は、譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等一切の処分をすることはできません。

第12条(設備の設置・維持管理および接続)
契約者は、本サービスを利用するにあたっては、本規約にて当社が行うものと定めている場合を除き、自らの費用と責任により契約者設備を設置し、本サービスを利用可能な状態に置くものとします。
2.契約者は、本サービスを利用するにあたっては、自己の費用と責任にて、登録電気通信事業者等の任意の電気通信サービスを利用して、契約者設備を当社のサービスに接続するものとします。
3.当社は、契約者が前各項の規定に従い設置、維持および接続を行わない場合、本サービス提供の義務を負わないものとします。

第3章　本サービス
第13条(本サービスの提供範囲)
本サービスの提供範囲は、別紙の「本サービスの詳細」に記載のとおりとします。

第14条(本サービスの廃止)
当社は、都合により本サービスの全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
2.当社は、前項の規定により本サービスを廃止するときは、契約者に対し、本サービスを廃止する日の30日前までに通知します。 ただし、やむを得ない場合については、この限りではありません。
3.本条第1項により当社が本サービスの全部または一部を廃止した場合、当社は契約者に対し、何ら責任を負わないものとします。

第15条(利用料金の支払義務)
契約者は、課金開始日から起算して利用契約の解約日までの期間について、料金表に定める利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
2.前項の期間において、第24条(保守等による本サービスの中止)に定める本サービスの提供の中止その他の事由により本サービスを利用することができない状態が生じたときであっても、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
3.第25条(利用の停止)の規定に基づく利用の停止があったときは、契約者は、その期間中の利用料金およびこれにかかる消費税相当額の支払うものとします。
4.本サービスの利用料金の日割は行わないものとします。なお、課金開始日より利用料金が発生するものとします。
5.当社の責に帰さない事由により契約者がインターネット接続サービスを利用できない場合であっても、利用料金の減額等は行わないものとします。

第16条(利用料金の支払方法)
契約者は、本サービスの利用料金およびこれにかかる消費税相当額を、次の各号のいずれかの方法で支払うものとします。
(1)クレジットカード。
(2)預金口座振替。
(3)その他、当社が別途定める方法。
2.利用料金の支払が前項第1号に定めるクレジットカードによる場合、利用料金は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
3.利用料金の支払が本条第1項第2号に定める預金口座振替による場合、当月分の利用料金を当月27日(当日が金融機関の休業日のときは翌営業日)に契約者指定の口座から引落されるものとします。
4.前二項の規定にかかわらず、本サービスの利用料金について、その全部または一部の支払時期を当社ホームページへ通知することにより変更することがあります。

第4章　益約者の義務等
第17条(アカウントID)
契約者は、アカウントIDを第三者(国内外を問わないものとします。)に貸与、譲渡、または共有しないものとします。
2.契約者は、アカウントIDに対応するPINコードを第三者に開示しないとともに、漏洩することのないよう管理するものとします。
3.契約者は、契約者のアカウントIDおよびPINコードにより本サービスが利用されたとき(機器またはネットワークの接続・設定により、契約者自身が関与しなくともアカウントIDおよびPINコードの自動認証がなされ、第三者による利用が可能となっている場合を含みます。)には、当該利用行為が契約者自身の行為であるか否かを問わず、契約者自身の利用とみなされることに同意するものとします。ただし、当社の責に帰する事由によりアカウントIDまたはPINコードが第三者に利用された場合にはこの限りではありません。
4.契約者のアカウントIDおよびPINコードを利用して契約者と第三者により同時に、または第三者のみによりなされた本サービスの利用については、当社は一切の責任を負わないものとします。
5.契約者は、自己のアカウントID、 PINコード等の管理について一切の責任を負うものとします。なお、当社は、当該契約者のアカウントIDおよびPINコードが第三者に利用されたことによって当該契約者が被る損害については、当該契約者の故意過失の有無にかかわらず一切責任を負いません。

第18条(自己責任の原則)
契約者は、契約者による本サービスの利用とその利用によりなされた一切の行為とその結果について一切の責任を負うものとします。
2.契約者は、①本サービスの利用に伴い、第三者に対して損害を与えた場合、または②第三者からクレームが通知された場合、自己の責任と費用をもって処理解決するものとし、当社に対しいかなる責任も負担させないものとします。契約者が本サービスの利用に伴い、第三者から損害を受けた場合または第三者に対しクレームを通知する場合においても同様とします。
3.契約者は、第三者の行為に対する要望、疑問もしくはクレームがある場合は、当該第三者に対し、直接その旨を通知するものとし、その結果については、自己の責任と費用をもって処理解決するものとします。
4.当社は、契約者が契約者の責に帰すべき事由により当社に損害を被らせたときは、契約者に当該損害の賠償を請求することができるものとし、契約者は当社の請求に基づき、直ちに当該損害を賠償するものとします。

第19条(禁止事項)
契約者は、本サービスを利用して、次の各号のいずれかに該当する行為を行わないものとします。
(1)当社が特に認めた行為以外の、営業活動、営利を目的とした利用およびその準備を目的とした利用。
(2)当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(3)当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為。
(4)当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷し、またはその名誉もしくは信用を毀損する行為
(5)詐欺等の犯罪に結びつく、または結びつくおそれのある行為。
(6)本サービスにより利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為。
(7)第三者になりすまして本サービスを利用する行為。
(8)ウイルス等の有害なコンピュータプログラム、ファイル交換ソフトウェア等を送信し、または第三者が受信もしくは受信可能な状態におく行為。
(9)第三者の設備等または本サービス用設備等の利用もしくは運営に支障を与える行為、または与えるおそれのある行為。
(10)本人の同意を得ることなく、または詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為。
(11)その他、社会的状況を勘案のうえ、当社が不適当と認める行為。

第20条(著作権)
本サービスにおいて当社が契約者に提供する一切の物品(本規約、各種ソフトウェア、取扱マニュアル、ホームページ、メールマガジン等を含みます。)に関する著作権および特許権、商標権、ならびにノウハウ等の一切の知的財産権は、当社または当社に使用を許諾した原権利者に帰属するものとします。
2.契約者は、前項の提供物について以下に禁止した行為を行わないものとします。
(1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
(2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイルまたは逆アセンブルを行わないこと。

第5章　当社の義務等
第21条(当社の維持責任)
当社は、当社の本サービス用設備を本サービスの円滑な提供を目的として善良なる管理者の注意をもって維持します。

第22条(本サービス用設備等の障害等)
当社は、本サービスの提供または利用について障害があることを知ったときは、可能な限りすみやかに契約者にその旨を通知するものとします。
2.当社は、当社の設置した本サービス用設備に障害が生じたことを知ったときは、すみやかに本サービス用設備を修理または復旧します。

3.当社は、本サービス用設備等のうち、本サービス用設備に接続する当社が借り受けた電気通信回線について障害があることを知ったときは、当該電気通信回線を提供する電気通信事業者に修理または復旧を要請するものとします。
4.当社は、本サービス用設備等の設置、維持および運用に係る作業の全部または一部（修理または復旧を含みます。）を当社の指定する第三者に委託することができるものとします。

第23条（個人情報の取扱）

契約者は、本サービスの提供に不可欠な当社の提携事業者から請求があったときは、当社がその契約者の氏名および住所等をその事業者に、秘密保持と厳重管理を確認のうえ、通知する場合があることについて、同意するものとします。
2.契約者は、当社及び当社の提携事業者が本サービスの提供のため、本サービスの提供の過程において契約者の個人情報等を新たに知り得てしまう場合があることについて、同意するものとします。
3.当社は、本サービスの提供に当たって、契約者から取得した個人情報の取扱については、当社がホームページ上に定める。

第6章　利用中止および停止

第24条（保守等による本サービスの中止）

当社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を中止することがあります。
（1）当社の別途定める、本サービス用設備保守指定時間の場合。
（2）当社の本サービス用設備の保守上または工事上やむを得ない場合。
（3）登録電気通信事業者等が電気通信サービスを中止した場合。
（4）契約者に対して、電話、FAX、電子メール等による連絡がとれない場合、または契約者宛に発送した郵便物が宛先不明で当社に返送された場合。
2.当社は、前項の規定により本サービスの提供を中止するときは、あらかじめその旨を契約者に通知します。ただし、やむを得ない場合はこの限りではありません。また、前項の措置をとったことで、当該契約者が本サービスを利用できず、これにより損害が発生したとしても、当社は一切の責任を負わないものとします。

第25条（利用の停止）

当社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの利用を即時に停止することがあります。
（1）支払期日を経過しても本サービスの利用料金を支払わない場合。
（2）本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードの利用が解約、更新その他の理由により確認できなくなった場合。
（3）本サービスの利用料金の決済に用いる契約者の指定クレジットカードが紛失等の事由により利用不能となり、クレジットカード会社から緊急に停止すべき旨の連絡が当社に来た場合。
（4）契約者に対する破産の申立があった場合、または契約者が成年後見開始の審判、保佐開始の審判もしくは補助開始の審判を受けた場合。
（5）本サービスの利用が第19条（禁止事項）の各号のいずれかに該当する場合。
（6）契約者が過度に頻繁に問合せを実施し、または本サービスの提供に係る時間を延伸し当社の業務の遂行に支障を及ぼしたと、当社が判断したとき。
（7）前各号のほか本規約に違反した場合。
2.当社は、前項の規定により本サービスの利用を停止するときは、あらかじめ停止の理由を契約者に通知します。ただし、当社の責めに帰すべき事由に因らない理由により、通知することができない場合にはこの限りではありません。
3.当社は、本条第1項第2号または第3号の事由による本サービスの利用停止の場合、契約者の希望により、契約者が一時的にクレジットカード以外の決済方法を用いて利用料金を支払い、さらに後日新たに別のクレジットカードを登録することを条件に、本サービスを継続して使用することを認めることがあります。ただし、本項の規定は当社の義務を定めるものではありません。
4.契約者が、本サービスの利用料金その他の債務を所定の支払期日が過ぎてもなお履行しない場合、契約者は、所定の支払期日の翌日から支払日の前日までの日数に、年14.6%の割合で計算した金額を延滞損害金として、本サービスの利用料金その他の債務と一括して、当社が指定する方法で指定した日までに支払うものとします。また、その支払いに必要な振込手数料その他の費用は、契約者の負担とします。
5.本条の定めは、当社が契約者に対して損害賠償を請求することを制限するものではありません。

第7章　損害賠償等

第26条（損害賠償の制限）

当社は、本規約で特に定める場合を除き、契約者が本サービスの利用に関して被った損害については、債務不履行責任、不法行為責任その他の法律上の責任を問わず、契約者が当社に支払う12ヶ月分の利用料金を超えて賠償の責任を負わないものとします。ただし、契約者が本サービスの利用に関して当社の故意または重大な過失により損害を被った場合については、この限りではありません。
2.当社は、本サービスによってアクセスが可能な情報、ソフトウェア等について、その完全性、真偽、正確性、最新性、信頼性、有用性または第三者の権利を侵害していないこと等を一切保証しないものとします。
3.当社は、契約者からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
4.当社は、本サービスの提供をもって、契約者の問題・課題等の設定、解決方法の策定、解決または解決方法の説明を保証するものではありません。
5.本サービスは、メーカー、ソフトウェアハウスおよびサービスの提供事業者が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスをそれぞれ提供するメーカー、ソフトウェアハウス、サービス提供事業者のホームページを紹介することや、それぞれに対して契約者自身で直接問合せすることを依頼するに留まる場合があります。
6.当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の内容について保証するものではありません。
7.当社は、オペレータの説明に基づいて契約者が実施した作業の実施に伴い、生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。
8.当社は、第24条（保守等による本サービスの中止）、第25条（利用の停止）、第14条（本サービスの廃止）の規定により本サービスの保守等によるサービスの中止、利用の停止ならびに本サービスの廃止に伴い生じる契約者の損害について、一切の責任は負いません。
9.サイバーテロ、自然災害、第三者による妨害等、不測の事態を原因として発生した損害については、本規約の規定外の事故であることから、本サービスの提供が困難な不可抗力とみなし、当社は一切責任を負いません。（サイバーテロとは、コンピュータ・ネットワークを通じて各国の国防、治安等を始めとする各種分野のコンピュータ・システムに侵入し、データを破壊、改ざんするなどの手段で国家または社会のコンピュータ・システム基盤を機能不全に陥れるテロ行為をいいます。）
10.当社は、業務の遂行上やむを得ない理由があるときは専用電話番号を変更することがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことを契約者に通知します。

以上

平成26年4月1日より適用します。

ケーブルプラス電話ご利用規約

第1条(総則)
株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「当社」といいます。)は、KDDI株式会社が別に定めるケーブルプラス電話サービス契約約款(以下「約款」といいます。)及びこの「ケーブルプラス電話ご利用規約」(以下「本規約」といいます。)に基づき、約款で定めるケーブルプラス電話サービス(以下、単に「電話サービス」といいます。)に関する端末設備の提供および当社所定の工事(以下あわせて「本サービス」といいます。)を行います。
2.本規約の規定が約款の規定と矛盾又は抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3.当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。

第2条(用語)
本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条(本サービスの内容)
本サービスの内容は、次のとおりとします。
(1)端末設備貸出サービス
当社から電話サービスの提供を受けるために必要となる約款別記18で定める端末設備をお客様(第4条に基づき本サービスの利用申込みを当社が承諾した方をいいます。以下、同様とします。)に貸与するサービス
(2)工事サービス
電話サービスの提供を受けるために必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置の設置に係る工事及び保守等の一部をおこなうサービス

第4条(利用契約)
本サービスを利用しようとする方(以下「申込者」といいます。)は、約款等及び本規約を承諾のうえ、当社が別途指定する方法により本サービスの利用を当社に申し込んで下さい。
2.当社は、前項に基づく申込みがあったときは、受け付けた順番に従って承諾します。
3.当社は、前項の規定に拘らず、次の各号の何れかに該当する場合には、第1項に基づく申込みを承諾しないことがあります。
(1)申込者とKDDI株式会社の間において電話サービスに係る契約(以下「電話契約」といいます。)が締結されていない場合。
(2)申込みにあたり申込者が虚偽の内容を当社に申告し、又はその虞がある場合。
(3)申込者が本サービスの料金の支払いを現に怠り、又はその虞がある場合。
(4)過去に、申込者の責めに帰すべき事由により当社と申込者との間において締結していた本サービスの提供を受けるための契約(以下「利用契約」といいます。)が解除され又は申込者に対する本サービスの提供が停止されたことがある場合。
(5)その他、本サービスの遂行上又は技術上の支障を生じる虞があると当社が判断する場合。

第5条 申込みの撤回等
申込者は、申込みの日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその申込みの撤回を行うことができます。
2.前項の規定による申込みの撤回は、同項の文書を当社が受領したときにその効力を生じます。
3.第1項の規定により申込みの撤回を行なった者は、実際に支払った工事に関する費用の還付を請求することができます。ただし、予め申込みの撤回をする意思をもって申込みを行なった場合等、申込みをしようとする者に対する保護を図ることとする同項の規定に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
4.前項の規定にかかわらず利用契約後、引込工事、宅内工事等を着工済み、また完了済みの場合には契約者はその工事に要した費用の全ての費用を負担するものとします。

第6条(端末設備貸出サービス)
当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、約款及び別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」に基づき、第3条第1項第1号で定める端末設備貸出サービスをお客様に提供します。尚、端末設備の所有権は当社に帰属し、利用契約が解除された場合、お客様は直ちに端末設備を当社に返却するものとします。なお、当社に返却がない場合は、当社は別に定める損害金を請求します。

第7条(工事サービス)
当社は、第4条の規定に従い利用契約が成立した場合は、本規約に基づき、必要な電話接続回線の引込み、屋内配線、終端装置・端末設備の設置に係る工事及び保守等の一部(以下「工事サービス」という)を、当社所定の機器、工法等により当社又は当社が指定する業者が行なうものとします。

第8条(お客様の工事協力)
お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内等において、当社が電話接続回線、屋内配線及び終端装置・端末設備等を設置する為に必要な場所を無償で提供して頂きます。
2.当社は、機器の設置、撤去、保守等の工事、点検等を行う為に、必要があるときは、お客様の承諾を得てお客様が所有又は占有する敷地、家屋、構築物等に立ち入り、又はこれら及び電気・水等を無償で使用できるものとします。この場合において地主、家主、管理組合その他利害関係人があるときは、お客様はあらかじめその承諾を得ておくものとし、利害関係人との交渉に関して責任を負うものとします。
3.お客様は、電話接続回線の終端のある構内(これに準ずる区域内を含みます)又は建物内において、当社の電気通信設備を設置するために構内交換機や管路等の特別な設備を使用することを希望するときは、自己の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
4.お客様は当社が提供した終端装置・端末設備を移動し、取り外し、変更し、分解し、若しくは損壊し又は線条その他の導体を接続しないこととします。契約者は故意又は過失により終端装置・端末設備を故障、破損させた場合は、修理にかかる実費相当分を、また、紛失および修理不能による場合は、当社が別に定める料金を当社に支払うものとします。

第9条(工事費)
お客様は、当社が工事サービスの実施を完了した場合、当該工事サービスに関する料金(当社が別に定める料金をいい、以下「工事費」という)を当社に支払う義務が発生します。

第10条(KDDI株式会社に係る債権の譲渡等)
当社は、お客様に、その「ケーブルプラス電話サービス契約約款」に定めるところにより当社に譲り渡すこととされたKDDI株式会社の債権(以下、「電話サービス料金」という)を譲り受け、当社が請求することを承認していただきます。この場合、当社及びKDDI株式会社は、お客様への個別の通知又は譲渡承認の請求を省略するものとします。

第11条(請求と支払等)
お客様は、工事費および電話サービス料金を金融機関の預金口座振替による方法で、当社の定める期日迄に支払いを行なうものとします。
2.前項にかかわらず、当社が特に認める場合には、お客様は銀行振込、クレジットカード又は当社が定めるその他の方法で支払うことができますが、金融機関に係る振込手数料は、お客様の負担とします。
3.お客様は当社が工事費および電話サービス料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認していただきます。
4.利用料の支払が前項に定めるクレジットカードによる場合、利用料は当該クレジットカード会社のクレジットカード利用規約において定められた振替日に契約者指定の口座から引落されるものとします。
5.お客様が、工事費および電話サービス料金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から支払日の前日までの日数について年利14.5%(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日の割合とします。)の割合による遅延損害金を支払うものとします。

第12条(利用契約の終了)
当社は、お客様が本規約(本規約において準用している規定を含みます。)に違反したときは、利用契約を解除することができるものとします。
2.お客様は、利用契約を解約しようとするときは、予め、当社が別途定める方法によりそのことを当社に通知するものとします。
3.お客様とKDDI株式会社の電話サービスに係る契約が終了したときは、何ら意思表示を行うことなく当然に利用契約も終了するものとします。
4.利用契約の終了に伴い、当社はお客様の電話接続回線の引込み工事に係る施工部分、屋内配線、終端装置・端末設備を撤去し、お客様は工事費を支払うとともに撤去に伴うお客様が所有もしくは占有する敷地、家屋、構造物等の回復を自己の負担にて行うものとします。

第13条(利用契約に係る契約者情報の利用)
当社は、お客様の氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社の<電気通信サービス>に係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用又は料金の請求その他の当社の契約約款等の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報を別途オンライン上に提示する「個人情報保護ポリシー(http://www.thn.ne.jp/info_policy2/)」に基づき、適切に取り扱います。
2.当社は、お客様の個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
(1)当社及びTOKAIグループ各社(具体的にはTOKAIホールディングスホームページをご参照ください。http://tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html)(以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます)の各種商品の販売及びサービスの提供
(2)当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等の案内
(3)当社及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等の案内
(4)当社及びTOKAIグループ各社の優待特典及び会員サービス等の案内及び提供
(5)当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
(6)当社及びTOKAIグループ各社のお客様からの相談・問い合わせへの対応
(7)当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析
なお、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。
3.当社は、本条第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法によりお客様に連絡又は公表します。
4.当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項記載の利用目的の範囲内でお客様から取得する個人情報を新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。
なお、当社は、お客様からの求めに応じて、お客様の個人情報の共同利用を停止します。
(1)当社と共同利用する者の範囲
共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAIグループ各社とします。
(2)利用目的
共同利用する目的は、本条第2項に記載した利用目的と同じです。
(3)共同して利用する個人情報の項目
共同利用する個人情報の項目は次のとおりとします。
①氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等のお客様の属性に関する情報
②購入・契約時又はサービス提供の際に取得するお客様やお客様の家族に関するすべての個人情報
③キャンペーン・懸賞等に応募いただいたお客様の個人情報、又は、その他お客様からいただいたすべての個人情報
(4)管理責任者
共同利用における管理責任者は個人情報を取得した、それぞれの当社又はTOKAIグループ各社とします。
5.当社は、お客様より取得した個人情報を適切に管理し、本条第2項に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等一切しません。
また、個人情報の利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人情報を当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けています。
(2)前号の規定に拘わらず、法令により許された場合(例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。)は、提供する場合があります。
(3)前二号の規定に拘わらず、お客様の利用にかかるサービス及び提携サービスに関し、当社がお客様に負担している債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。
6.当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、本人の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。
7.お客様が、お客様の個人情報の開示を希望する場合には、当社は、申し出をした方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることとします。
お客様が、お客様の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止等を希望する場合には、当社は、申し出をした方がお客様ご本人であることを当社にて確認した上で、お客様の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応をします。
なお、当社では、お客様から電話で各種の申し込み、問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただくことがございます。
※開示等の求めに関する手続きについては当社ホームページをご参照いただくか(http://www.thn.ne.jp/info_policy4/)、カスタマーセンターにお問い合わせ(0120-696-942)ください。
8.当社は、お客様との契約が解除された後も、第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。
9.当社は、当社ホームページの一部において、クッキー(Cookie)を使用しています。クッキーとは、当社ホームページを通じてお客様のコンピュータに一定のデータ(例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ)を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、お客様が再度当社ホームページに訪問する際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、お客様から何らかの個人情報を取得したり、お客様のプライバシーを侵害するものではなく、またお客様のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

第14条(協議)
お客様及び当社は、本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

第15条(合意管轄)
この約款に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一の専属的合意裁判所とします。

附則 平成26年4月1日より適用します。

別紙

端末設備貸出サービスに関する契約条項

1.ホームゲートウェイ機器の貸出
(1)当社は、お客様に対し、そのお客様との間で締結している1のケーブルプラス電話契約につき、1の当社が別途指定するホームゲートウェイ機器(種類の異なる複数のネットワークを接続するための機器であって、通信プロトコル変換及びIPルーティング等の機能を有するものを言います。以下「ホームゲートウェイ機器」といいます。)を無償で貸与します。
2.ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等
(1)当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。)に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。
(2)お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。
(3)ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。

(4)当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

2.ホームゲートウェイ機器の設置及び撤去等

(1)当社は、前項に基づきお客様に貸与するホームゲートウェイ機器をお客様が指定した設置場所(但し、電話サービスの提供を受けることができる場所に限ります。)に設置し、その設置した日からお客様に対する当該ホームゲートウェイ機器の貸与が開始されるものとします。

(2)お客様は、ホームゲートウェイ機器とお客様の機器とを接続しようとするときは、その接続方法及び設定内容等について当社の指示に従うものとします。

(3)ホームゲートウェイ機器とお客様の機器との接続に必要となる物品等及びホームゲートウェイ機器を使用するにあたり必要となる電源等は、お客様の責任と費用負担で準備するものとします。

(4)当社はお客様に対して、貸与開始においてホームゲートウェイ機器が正常な機能を備えていることのみを担保し、ホームゲートウェイ機器の商品性およびお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

3.ホームゲートウェイ機器の使用及び保管等

(1)お客様は、ホームゲートウェイ機器を善良なる管理者の注意をもって使用及び保管するものとします。

(2)お客様は、ホームゲートウェイ機器を第三者に譲渡し、転貸し、自己若しくは第三者のための担保として提供し又は使用させ、ホームゲートウェイ機器を改造若しくは改変し又はお客様が利用契約において指定した当該ホームゲートウェイ機器の設置場所以外の場所に移転してはならないものとします。また、お客様は、電話サービスを利用する目的以外にホームゲートウェイ機器を使用してはならないものとします。

(3)お客様は、ホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、直ちに、その旨を当社に通知します。当社はその通知を受領後、故障品と同一機種もしくはほぼ同等の機能を有する正常なホームゲートウェイ機器(以下「代品」といいます。)を提供し、お客様は、故障、毀損等の生じたホームゲートウェイ機器(以下「故障品」といいます。)を当社に返却するものとします。

(4)前項の規定に拘らず、当社は、お客様の責に帰すべき事由によりホームゲートウェイ機器に故障、滅失又は毀損等が生じたときは、お客様に対し、別表2「ホームゲートウェイ機器購入代金相当額」に定める額を請求できるものとします。

4.責任の範囲

(1)当社およびKDDI株式会社(以下「当社等」といいます。)は、当社等の責めに帰すべき事由に基づくホームゲートウェイ機器の故障、滅失又は毀損等によりお客様が損害を被った場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度としてその損害を賠償します。但し、当社等に故意又は重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(2)当社等は、端末設備の修理等にあたって当社等の責めに帰すべき事由によりお客様の機器その他の物品等に損害を与えた場合、約款に規定された電話サービスに係る定額利用料に相当する額を限度として損害を賠償します。但し、当社等に故意または重大な過失がある場合は、この限りではありません。

(3)前二項の場合において、当社等は、当社等の責めに帰すべからざる事由によりお客様が被った損害について、その責任を一切負わないものとします。

(4)当社等は、お客様の責めに帰すべからざる事由によりホームゲートウェイ機器を全く使用することができない状態(ホームゲートウェイ機器を全く使用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。)が生じた場合に、そのことを当社等が知った時刻から起算して24時間以上その状態が連続したときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間(24時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。但し、当社等の故意又は重大な過失により、ホームゲートウェイ機器を全く利用できない状態が生じたときは、そのことを当社等が知った時刻以降の使用できなかった時間について、その時間に対応する約款に規定された電話サービスに係る定額利用料の支払いを要しないものとします。

ひかり de トーク（S）契約約款

第1章 総則
第1条　約款の適用
株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「当社」といいます。)は、国際電気通信連合憲章(平成7年条約第2号)、国際電気通信連合条約(平成7年条約第3号)、条約附 属電気通信規則(平成2年6月郵政省告示第408号)、国際海事衛星機構(インマルサット)に関する条約(昭和54年条約第5号)、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「事業法」といいます。)に基づき、このひかりdeトーク(S)契約約款(以下「約款」といいます。)を定め、これによりひかりdeトーク (S)を提供します。

(注)本条のほか、当社は、ひかりdeトーク(S)に附帯するサービス(当社が別に定めるものに限ります。以下「附帯サービス」といいます。)を、この約款に基づいて提供します。

第2条　約款の変更等
当社は、この約款を変更または廃止して新たな約款を制定することがあります。この場合の提供条件は、新たに制定された当社約款または変更後の約款によります。
2.当社約款の変更、廃止および新たな当社約款の制定を行った場合は、当社が定めた日に効力を生じるもの とします。
3.当社約款の変更、廃止および新たな当社約款の制定を行った場合は、当社は、影響を受けることになる契約者に対し、事前に内容を通知します。

第3条　用語の定義
この約款においては、次の用語はそれぞれ次の意味で使用します。
1.電気通信設備
電気通信を行うための機械、器具、線路その他の電気的設備
2.電気通信サービス
電気通信設備を使用して他人の通信を媒介すること、その他電気通信設備を他人の通信の用に供すること
3.音声通信
インターネットプロトコルにより音声その他の音響を電気通信回線を通じて送り、又は受ける通信
4.IP電話網
主として音声通信の用に供することを目的として伝送交換を行うための電気通信回線設備(送信の場所と受信の場所との間を接続する伝送路設備及びこれと一体として設置される交換設備並びにこれらの付属設備をいいます。以下同じとします。)
5.ひかりdeトーク(S)
IP電話網を使用して行う電気通信サービス
6.ひかりdeトーク(S)取扱所
ひかりdeトーク(S)に関する業務を行う当社の事業所
7.収容ひかりdeトーク(S)取扱所
端末回線の収容される取扱所交換設備が設置されている当社が別に定めるひかりdeトーク(S)取扱所
8.取扱所交換設備
端末回線を収容するために、収容ひかりdeトーク(S)取扱所に設置される交換設備(その交換設備に接続される設備等を含みます。)
9.相互接続点
特定役務提供事業者と当社以外の電気通信事業者(事業法第9条の登録を受けた者をいいます。以下同じとします。)との間の相互接続協定(特定役務提供事業者が当社以外の電気通信事業者との間で電気通信設備の接続に関し締結した協定をいいます。以下同じとします。)に基づく相互接続に係る電気通信設備の接続点
10.協定事業者
特定役務提供事業者と相互接続協定を締結している電気通信事業者
11.特定役務提供事業者
当社が別に定める卸役務を提供する事業者
12.特定事業者
当社が別に定める協定事業者
13.契約者回線等
別に定める協定事業者の契約者回線又は特定役務提供事業者の電気通信回線
14.端末回線
当社が、ひかりdeトーク(S)契約に基づいて、収容ひかりdeトーク(S)取扱所に設置する取扱所交換設備とひかりdeトーク(S)契約者が指定する場所との間に設置する電気通信回線
15.端末設備
端末回線の終端に接続される電気通信設備であって、ある特定の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるもの
16.自営端末設備
電気通信事業者以外の者が設置する端末設備
17.自営電気通信設備
電気通信事業者以外の者が設置する電気通信設備であって、端末設備以外のもの
18.技術基準等
端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)及び端末回線端末等の接続の技術的条件
19.ひかりdeトーク(S)契約
当社からひかりdeトーク(S)の提供を受けるための契約
20.ひかりdeトーク(S)契約者
当社とひかりdeトーク(S)契約を締結している者
21.機能コード
ひかりdeトーク(S)の基本機能の種類を選択するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、当社が、基本機能を利用できるひかりdeトーク(S)契約に係る音声通信番号ごとに指定するもの
22.音声通信番号
電気通信番号規則第9条第1項第1号に定める電気通信役務の種類又は内容を識別するために当社が付与する電気通信番号(0ABJ番号)
23.サービス番号
付加機能を利用するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、サービスコード及び会員コード、並びに付加機能の種類によって暗証コードにより構成されるもの
24.サービスコード
付加機能の種類を選択するため、利用に先立ってダイヤルする必要のある数字で、当社が、付加機能を利用するひかりdeトーク(S)の音声通信番号ごとに指定するもの
25.会員コード
当社が、付加機能を利用した通信の着信先又は通信料金の課金先を識別するため、付加機能を利用するひかりdeトーク(S)の音声通信番号ごとに指定する数字で、利用に先立ってサービスコードに引き続きダイヤルする必要のあるもの
26.暗証コード
付加機能の種類によって、付加機能の使用の範囲を限定するため、当社にあらかじめ登録する必要のある数字で、利用に先立って利用者番号又は会員コードに引き続きダイヤルする必要のあるもの
27.第1種移動体電話設備
協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第3号に規定する電気通信番号により識別されるもの
28.第2種移動体電話設備
協定事業者が設置する電気通信設備であって、電気通信番号規則第9条第1項第4号に規定する電気通信番号により識別されるもの
29.移動体電話設備
第1種移動体電話設備又は第2種移動体電話設備
30.消費税相当額
消費税法(昭和63年法律第108号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される消費税の額並びに地方税法(昭和25年法律第226号)及び同法に関する法令の規定に基づき課税される地方消費税の額

第4条　音声通信以外の通信の取扱い
当社は、ひかりdeトーク(S)を利用して行う音声通信以外の通信は、これを音声通信とみなして取り扱います。

第2章　IP電話サービスの提供範囲
第5条　ひかりdeトーク(S)の基本機能
当社は、ひかりdeトーク(S)について、料金表により基本機能を提供します。

第6条　ひかりdeトーク(S)の提供区間
当社が提供するひかりdeトーク(S)の提供区間は、別記1に定めるとおりとします。

第7条　外国における取扱制限
外国におけるひかりdeトーク(S)の取扱いについては、外国の法令、外国の電気通信事業者が定める契約約款等により制限されることがあります。

第3章　契約
第1節 ひかりdeトーク(S)契約
第8条　契約の単位
当社は、 1の端末回線ごとに最大3までひかりdeトーク(S)契約を締結します。この場合、ひかりdeトーク(S)契約者は、 1のひかりdeトーク(S)契約につき1人に限ります。

第8条の2　端末回線の終端
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に保安器又は配線盤等を設置し、これを端末回線の終端とします。
2.当社は、前項の地点を定めるときは、ひかりdeトーク(S)契約者と協議します。

第8条の3　端末設備の設置
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が指定した場所内の建物又は工作物において、堅固に施設できる地点に端末設備を設置します。
2.当社は、前項の地点を定めるときは、ひかりdeトーク(S)契約者と協議します。

第8条の4　ひかりdeトーク(S)契約申込の方法
ひかりdeトーク(S)契約の申込みをするときは、当社所定の契約申込書をひかりdeトーク(S)取扱所に提出していただきます。
(注)本条の場合において、当社は、ひかりdeトーク(S)契約の申込者に、本人であることを証明する書類を提示していただくことがあります。

第8条の5　ひかりdeトーク(S)契約申込の審査
当社は、ひかりdeトーク(S)契約の申込みがあったときは、受け付けた順序に従って審査します。
2.当社は、次の場合には、そのひかりdeトーク(S)契約の申込みを承諾しないことがあります。
(1)ひかりdeトーク(S)契約の申込みを承諾することが、技術上著しく困難なとき。
(2)申込者が、ひかりdeトーク(S)に係る料金その他の費用の支払いを怠り、又は怠るおそれがあるとき。
(3)第41条(利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務)の規定に違反するおそれがあるとき。
(4)申込者が、その申込みにあたり記入漏れまたは虚偽の内容を記載した契約申込書を提出したとき(本人であることを証明する書類の不提示または虚偽内容の書類の提示の場合も含みます)。
(5)ひかりdeトーク(S)に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(6)その他、当社がひかりdeトーク(S)契約の締結において適当でないと判断したとき。

第8条の6　音声通信番号の付与
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者に、その端末回線について、音声通信番号を料金表第1表第1 (月額料金)に定めるところにより付与します。
2.当社は、ひかりdeトーク(S)に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときは、音声通信番号を変更することがあります。
3.当社は、前項の規定により音声通信番号を変更しようとするときは、当社は、そのことをあらかじめひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。

第8条の7　音声通信番号の変更
ひかりdeトーク(S)契約者は、迷惑通信又は間違い通信を防止するために、音声通信番号の変更の請求を行うことができます。
2.当社は、前項の請求があったときは、ひかりdeトーク(S)に関する技術上又は業務の遂行上やむを得ない理由があるときを除き、その請求を承諾します。

第8条の8　端末回線の移転
ひかりdeトーク(S)契約者は、端末回線の移転の請求をすることができます。
2.当社は、前項の請求があったときは、第8条の5 (ひかりdeトーク(S)契約申込の審査)の規定に準じて取り扱います。

第8条の9　変更等の通知
ひかりdeトーク(S)契約者は、次の場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、ひかりdeトーク(S)取扱所に通知していただきます。
(1)ひかりdeトーク(S)契約者の住所の変更
(2)通信料金等請求書の送付先の変更
(注)当社は、本条の通知があったときは、その通知のあった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

第9条　ひかりdeトーク(S)の利用の一時中断
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、ひかりdeトーク(S)の利用の一時中断(そのひかりdeトーク(S)契約に係る電気通信設備を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第9条の2　ひかりdeトーク(S)に係る利用限度額
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、利用限度額(当該ひかりdeトーク(S)契約者が当社に支払うべきその契約に係るひかりdeトーク(S)の料金等の累積額(既に当社に支払われた金額を除きます。)に係る限度額をいいます。以下同じとします。)を設定することがあります。
(1)過去の利用実績に照らし、著しく利用が増加し又は増加することが予想される者
(2)ひかりdeトーク(S)の料金等の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがある者
(3)その他、当社がひかりdeトーク(S)に係る利用限度額を設定することが適当であると判断した者
2.前項の規定に基づいて利用限度額を設定した場合、当社は、ひかりdeトーク(S)契約者にその利用限度額を通知します。
3.利用限度額は、当社が別に定める額とします。
4.当社は、ひかりdeトーク(S)の料金等の累計額が利用限度額を超えたときは、そのひかりdeトーク(S)契約に係るひかりdeトーク(S)の提供を行わないことがあります。この場合、当社は、あらかじめそのことをひかりdeトーク(S)契約者に通知します。
5.第2項又は第4項に定める通知を行う場合、当社は、ひかりdeトーク(S)契約者の住所等への郵送等の通知をもって、その通知を行ったものとみなします。
6.ひかりdeトーク(S)契約者は、第1項により利用限度額を設定された場合であっても、利用限度額を超える部分の料金等について、第27条(月額料金の支払義務)から第29条(工事費の支払義務)に定める規定を遵守するものとします。
7.第1項に定める事由に該当する場合であって、当社が必要と認めたときはひかりdeトーク(S)契約者本人であることを証明する書類を提示していただきます。

第9条の3　ひかりdeトーク(S)契約者が行う契約の解除
ひかりdeトーク(S)契約者が、ひかりdeトーク(S)契約を解除しようとするときは、そのことをあらかじめひかりdeトーク(S)取扱所に書面により通知していただきます。
(注)当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から通知がないときであっても、第43条(協定事業者等からの通知)の通知により、通知があったものとみなすことがあります。

第9条の4　当社が行うひかりdeトーク(S)契約の解除
当社は、次のいずれかの場合には、そのひかりdeトーク(S)契約を解除することがあります。
(1)この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過しても支払わないとき。
(2)第18条(利用停止)の規定によりひかりdeトーク(S)の利用を停止されたひかりdeトーク(S)契約者が、なおその事実を解消しないとき。
(3)連続する12料金月の各料金月のいずれにおいても、この約款に定める料金その他の費用の負担がないとき。
(4)当社が、ひかりdeトーク(S)契約者について、破産、特別清算、民事再生又は会社更生法の適用の申立てその他これに類する事由が生じたことを知ったとき。
2.前項第3号の場合において、ひかりdeトーク(S)契約者に特別の事情のあるときは、さらに連続する12料金月を延長して取り扱います。
3.当社は、前二項の規定により、そのひかりdeトーク(S)契約を解除しようとするときは、あらかじめひかりdeトーク(S)契約者にそのことを通知します。

第9条の5　その他の提供条件
ひかりdeトーク(S)契約に関するその他の提供条件については、別記2及び別記3に定めるところによります。

第4章　付加機能
第10条　付加機能の提供
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、そのひかりdeトーク(S)契約について料金表により付加機能を提供します。

第11条　付加機能の廃止
当社は、次のいずれかの場合には、付加機能を廃止します。
(1)その付加機能の提供を受けているひかりdeトーク(S)契約者から廃止の申出があったとき。
(2)その付加機能の利用を継続するにあたり、料金表に規定する提供条件を満たさなくなったとき。

第12条　付加機能の利用の一時中断
当社は、付加機能を利用しているひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、その付加機能の利用の一時中断(その付加機能に係る設備等を他に転用することなく一時的に利用できなくすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第5章　端末設備の提供等
第1節　端末設備の提供等
第13条 端末設備の提供
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第14条　端末設備の移転
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の移転を行います。

第15条　端末設備の接続変更
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備について、その契約者に係る他の端末回線への接続の変更(以下「接続変更」といいます。)を行います。
2.前項の接続変更については、第13条(端末設備の提供)の規定に準じて取り扱います。

第16条　端末設備の利用の一時中断
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が提供する端末設備の利用の一時中断(その端末設備を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)を行います。

第2節　回線相互接続
第16条の2　(当社又は他社の電気通信回線の接続)
ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線の終端において又は終端に接続されている電気通信設備を介して、端末回線相互と当社が提供する電気通信サービスに係る電気通信回線又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線(以下「他社回線」といい ます。)との接続の請求をすることができます。この場合、その接続に係る電気通信回線の名称、その接続を行う場所、その接続を行うために使用する電気通信 設備の名称その他その接続の請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面をひかりdeトーク(S)取扱所に提出していただきます。
2.当社は、前項の請求があったときは、次の場合を除いて、その請求を承諾します。この場合において、当社は、相互に接続した電気通信回線により行う通話等について、その品質を保証しません。
(1)その接続に関し、その接続する電気通信サービスに係る電気通信回線について規定する契約約款の規定により制限されているとき。
(2)その接続に関し、その電気通信事業者の承諾が得られないとき。
(3)その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
3.ひかりdeトーク(S)契約者は、その接続について、第1項の規定によりひかりdeトーク(S)取扱所に提出した書面に記載した事項について変更しようと するときは、当社所定の書面によりその変更の請求をしていただきます。この場合、当社は、前項の規定に準じて取り扱います。
4.ひかりdeトーク(S)契約者は、その接続を終了しようとするときは、そのことをあらかじめ書面によりひかりdeトーク(S)取扱所に通知していただきます。

第6章　利用中止等
第17条　利用中止
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止すること があります。
(1)当社の電気通信設備の保守上又は工事上やむを得ないとき。
(2)端末回線から、多数の不完了呼(相手先の応答前に発信を取り止めることをいいます。以下同じとします。)を発生させたことにより、現に通信がふくそうし、又はふくそうするおそれがあると当社が認めたとき。
(3)第22条(通信利用の制限)の規定により、音声通信の利用を中止するとき。
(4)当社がひかりdeトーク(S)提供を行うにあたり指定したインターネットサービス回線が利用中止となったとき
2.当社は、前項の規定によりひかりdeトーク(S)について、その基本機能又は付加機能の利用を中止するときは、あらかじめそのことをひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。ただし、緊急やむを得ない場合は、この限りでありません。

第18条　利用停止
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が次のいずれかに該当する場合は、6か月以内で当社が定める期間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止することがあります。
(1)第41条(利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務)の規定に違反したとき。
(2)当社の承諾を得ずに、端末回線に自営端末設備、自営電気通信設備又は当社以外の電気通信事業者が設置する電気通信回線を接続したとき。
(3)第22条(通信利用の制限)に規定する態様で国際通信を行ったとき。
(4)当社がひかりdeトーク(S)の提供にあたり指定したインターネットサービス回線が利用停止となったとき。
(5)第9条の2(ひかりdeトーク(S)に係る利用限度額)に基づき、当社がひかりdeトーク(S)契約者本人であることを確認できないとき。
(6)ひかりdeトーク(S)契約者が、ひかりdeトーク(S)契約の申込、ひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継の届出又は氏名等の変更の届出の際に、その者の氏名若しくは商号又は住所若しくは居所に関し事実に反する申出を行い、又は、ひかりdeトーク(S)に関する当社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
2.当社は、この約款に定める料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないときは、第9条の4(当社が行うひかりdeトーク(S)契約の解除)第1項第1号の催告にかえて、その料金その他の債務が支払われるまでの間、そのひかりdeトーク(S)の利用を停止することがあります。
3.当社は、前二項の規定によりそのひかりdeトーク(S)の利用停止をしようとするときは、あらかじめその理由、利用停止をする日及び期間をひかりdeトーク(S)契約者に通知します。ただし、必要やむを得ない場合は、この限りでありません。

第19条　接続休止
当社は、特定役務提供事業者との契約の解除又は特定役務提供事業者の電気通信事業の休止により、ひかりdeトーク(S)契約者が当社のひかりdeトーク(S)について、その基本機能又は付加機能を全く利用できなくなったときは、そのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能について接続休止(そのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能に係る電気通信設備を他に転用することを条件としてそのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能を一時的に利用できないようにすることをいいます。以下同じとします。)とします。
2.当社は、前項の規定により接続休止しようとするときは、あらかじめ、そのひかりdeトーク(S)契約者に接続休止する旨を通知します。
3.第1項の接続休止の期間は、その接続休止をした日から起算して1年間とし、その接続休止の期間を経過した日において、そのひかりdeトーク(S)契約は解除又はその基本機能若しくは付加機能は廃止されたものとして取り扱います。この場合は、当社は、そのひかりdeトーク(S)契約者に当該内容を通知します。

第20条　音声通信の種類
音声通信の種類は、料金表第1表第2 (通信料金)に定めるところによります。

第21条　音声通信の品質
音声通信の品質については、そのひかりdeトーク(S)の利用形態等により変動する場合があります。

第22条　通信利用の制限
当社は、音声通信が著しくふくそうし、音声通信の全部を接続することができなくなったときは、次の措置を執ることがあります。
(1)天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれがある場合の災害の予防若しくは救援、交通、通信若しくは電力の供給の確保又は秩序の維持のために必要な事項を内容とする音声通信及び公共の利益のため緊急を要する事項を内容とする音声通信を優先的に取り扱うため、端末回線に係る音声通信について、次に掲げる機関に設置されている端末回線(当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。)以外のものによる音声通信の利用を中止する措置(特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置を含みます。)
機 関 名
·気象機関
·水防機関
·消防機関
·災害救助機関
·警察機関(海上保安機関を含みます。以下同じとします。)
·防衛機関
·輸送の確保に直接関係がある機関
·通信の確保に直接関係がある機関
·電力の供給の確保に直接関係がある機関
·ガスの供給の確保に直接関係がある機関
·水道の供給の確保に直接関係がある機関
·選挙管理機関
·別記18に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者及び通信社の機関
·預貯金業務を行う金融機関
·国又は地方公共団体の機関
(2)特定の相互接続点及び特定の地域の契約者回線等への音声通信を中止する措置
2.ひかりdeトーク(S)契約者は、次のいずれかに掲げる態様で、国際通信を行ってはなりません。
(1)本邦を経由して外国相互間で行われる他人の国際通信を本邦内の端末設備(端末回線の終端に接続される電気通信設備であって、ある特定の部分の設置の場所が他の部分の設置の場所と同一の構内(これに準ずる区域内を含みます。)又は同一の建物内であるものをいいます。)等において、業として内容を変更することなく媒介すること。
(2)当社の電気通信回線設備の品質と効率を著しく低下させる次のいずれかに掲げる方式のコールバックサービス(本邦から発信する国際通信を外国から発信する形態に振り替えることによって国際通信を可能とする形態の電気通信サービスをいいます。以下同じとします。)を利用し又は他人に利用させること。
(方式の別概要)
·ポーリング方式
外国側から本邦宛に継続して国際通信の請求が行われ、ひかりdeトーク(S)契約者がコールバックサービスの利用を行う場合にのみ、それに応答することで提供がなされるコールバックサービスの方式
·アンサーサプレッション方式
その提供に際し、当社が国際通信に係るひかりdeトーク(S)の通信時間の測定を行うために用いる応答信号が不正に抑圧されることとなるコールバックサービスの方式

第23条　電気通信番号の利用に係る制約
当社は、別に定める電気通信番号を利用して行う音声通信については提供しないものとします。
(注)別に定める電気通信番号は、次のとおりとします。
ア.事業者識別番号(電気通信番号規則第5条に規定するものをいいます。)に係る電気通信番号(当社が別に定めるものを除きます。)
イ.その他当社が別に定める電気通信番号

第24条　発信電気通信番号通知
端末回線からの音声通信(料金表に規定する国内通信に限るものとし、別に定める方法により行う通信を除きます。)については、その音声通信番号を着信先の契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者のIP電話サービスに係る電気通信回線へ通知します。ただし、次の通信については、この限りでありません。
(1)通信の発信に先立ち、「184」をダイヤルして行う通信
(2)料金表に定める発信電気通信番号非通知機能の提供を受けている通信(当社が別に定める方法により行う通信を除きます。)
(3)その他当社が別に定める通信
2.当社は、音声通信番号を着信先の契約者回線等、端末回線又は別に定める電気通信事業者のIP電話サー ビスに係る電気通信回線へ通知することに伴い発生する損害については、第37条(責任の制限)及び第38条(免責)の規定により対応します。
(注1)本条第1項第2号に規定する当社が別に定める方法により行う通信は、通信の発信に先立ち、「186」をダイヤルして行う通信とします。
3.当社は、ひかりdeトーク(S)においては、特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電話番号等を利用して行う通話等(第1項第1号に定める通話等を除きます。)について、音声電気通信番号のほか、当該ひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所を通知することがあります。

第25条　通信時間の測定等
通信時間の測定等については、料金表第1表第2 (通信料金)に定めるところによります。

第7章　料金等
第1節　料金及び工事に関する費用
第26条　料金及び工事に関する費用
当社が提供するひかりdeトーク(S)に係る料金は、料金表第1表(料金)に規定する月額料金及び通信料金とします。
2.当社が提供するひかりdeトーク(S)に係る工事に関する費用は、料金表第2表(工事に関する費用)に規定する工事費とします。

第2節　料金の支払義務

第27条　月額料金の支払義務

ひかりdeトーク(S)契約者は、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能若しくは付加機能(同サービスに係る基本機能及び付加機能に限ります。)の提供を開始後の当社が別に定める日を含む暦月の翌月から起算して、その契約の解除又は端末設備、基本機能若しくは付加機能の廃止について当社が承諾した日の属する暦月の末日までの期間について、月額料金の支払いを要します。

2.前項の期間において、利用の一時中断等によりひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能若しくは付加機能を利用することができない状態が生じたときの月額料金の支払いは、次によります。

(1)利用の一時中断をしたときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(2)利用停止があったときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その期間中の月額料金の支払いを要します。

(3)前二号の規定によるほか、ひかりdeトーク(S)契約者は、次のいずれかに該当する場合を除き、ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を利用できなかった期間中の月額料金の支払いを要します。

(区　別)

①ひかりdeトーク(S)契約者の責めによらない理由により、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態(当該サービス又は機能に係る電気通信設備等に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下この表において同じとします。)が生じた場合(第②号又は第③号に該当する場合を除きます。)にそのことを当社が知った時刻から起算して、次表に規定する時間以上その状態が連続したとき

ただし、利用できない状態がひかりdeトーク(S)契約者の都合により連続する場合を除きます。

(支払いを要しない料金)

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間(下記の時間欄に規定する時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応するそのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金

(区　分)

ひかりdeトーク(S)

(時　間)

72時間

(区　別)

②当社の故意又は重大な過失により、そのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を全く利用できない状態が生じたとき。

(支払いを要しない料金)

そのことを当社が知った時刻以後の利用できなかった時間について、その時間に対応するそのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金

(区　別)

③ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能の接続休止をしたとき

(支払いを要しない料金)

ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能の接続休止をした日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能についての月額料金

(区　別)

④端末回線の移転に伴って、ひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能を利用できなくなった期間が生じたとき(ひかりdeトーク(S)契約者の都合によりひかりdeトーク(S)の基本機能又は付加機能を利用しなかった場合であって、その設備等を保留したときを除きます。)

(支払いを要しない料金)

利用できなくなった日から起算し、再び利用できる状態とした日の前日までの日数に対応するそのひかりdeトーク(S)の端末設備、基本機能又は付加機能についての月額料金

3.本条第2項第3号の適用にあたり、料金表第1表第1(月額料金)に定めるユニバーサルサービス料については、支払いを要しない料金の対象としません。

4.当社は、支払いを要しないこととされた月額料金が既に支払われているときは、その料金をひかりdeトーク(S)契約者に返還します。

第28条　通信料金の支払義務

ひかりdeトーク(S)契約者は、音声通信について、第25条(通信時間の測定等)及び料金表に定める規定に基づいて算定した通信料金の支払いを要します。

2.ひかりdeトーク(S)契約者は、通信料金について、当社の機器の故障等により正しく算定することができなかった場合は、料金表第1表第2(通信料金)に定める方法により算定した料金額の支払いを要します。この場合において、特別の事情があるときは、当社はひかりdeトーク(S)契約者と協議し、その事情を参酌するものとします。

3.次の通信については、第1項の規定にかかわらず、その料金の支払いを要しません。

(1)特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信回線(110番、118番又は119番)への通信

(2)電気通信サービスに関する問い合わせ、申込み等当社の業務のために、それぞれの業務を行うひかりdeトーク(S)取扱所等との通信であって、当社の指定したものへの通信

第29条　工事費の支払義務

ひかりdeトーク(S)契約者は、ひかりdeトーク(S)契約の申込み又は工事を要する請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第2表(工事に関する費 用)に規定する工事費を支払っていただきます。

ただし、工事の着手前にそのひかりdeトーク(S)契約の解除又はその工事の請求の取消し(以下この節において「解除等」といいます。)があった場合は、この限りでありません。この場合、既にその工事費が支払われているときは、当社は、その工事費を返還します。

2.ひかりdeトーク(S)契約者は、工事の着手後完了前に解除等があった場合は、解除等があったときまでに着手した工事の部分について別に算定した額の費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、別に算定した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第3節　料金の計算方法及び支払い等

第30条　料金の計算方法及び支払い等

料金の計算方法及び支払い等は、料金表通則に定めるところによります。

第4節　割増金及び延滞利息

第31条　違約金

ひかりdeトーク(S)契約者は、料金又は工事に関する費用の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額とします。)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額を違約金として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

第32条　延滞利息

ひかりdeトーク(S)契約者は、料金その他の債務(延滞利息を除きます。)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、当社が別に定める方法により支払っていただきます。

ただし、支払期日の翌日から10日以内に支払いがあったときは、この限りでありません。

第33条　協定事業者等の電報サービス等に係る料金

ひかりdeトーク(S)契約者(別に定める発信人又は差出人である者に限ります)は、次の電報サービス等の料金について、当社が特定務提供事業者からの請求 を受け、ひかりdeトーク(S)の料金に合算して請求することを承認していただきます。

(1)別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスの料金

(2)PSコミュニケーションズ株式会社の信書便約款に規定するPSコミュニケーションズ信書便の料金(PSコミュニケーションズ株式会社が当該サービスの差出人による特定役務提供事業者への支払委託を承諾した場合に限ります。)

(3)日本郵便株式会社の電子郵便約款に規定する電話利用型電子郵便物の料金及び電子郵便料(日本郵便株式会社が当該電話利用型電子郵便の差出人による特定役務提供事業者への支払委託を承諾した場合に限ります。)

2.前項の場合において、当社は、この電報サービス等に係る料金の取り扱いについて、当社が提供するひかりdeトーク(S)の料金に準じて取り扱うものとします。

(注1)本条に規定する別に定める発信人は、別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する発信人をいいます。以下同じとします。

(注2)本条に規定する別に定める差出人は、PSコミュニケーションズ株式会社の信書便約款又は日本郵便株式会社の電子郵便約款に規定する差出人をいいます。以下同じとします。

第8章　保守

第34条　ひかりdeトーク(S)契約者の維持責任

ひかりdeトーク(S)契約者は、自己の責任と費用負担において、自営端末設備又は自営電気通信設備を、技術基準等に適合するよう維持していただきます。

第35条　ひかりdeトーク(S)契約者の切分責任

ひかりdeトーク(S)契約者は、自営端末設備又は自営電気通信設備が端末回線に接続されている場合であって、ひかりdeトーク(S)を利用することができなくなったときは、故障のないことを確認のうえ、当社に修理の請求をしていただきます。

2.前項の確認に際して、ひかりdeトーク(S)契約者から要請があったときは、当社は、ひかりdeトーク(S)取扱所において別に定める方法により試験を行い、その結果をひかりdeトーク(S)契約者にお知らせします。

3.当社は、前項の試験により当社が設置した電気通信設備に故障がないと判定した場合において、ひかりdeトーク(S)契約者の請求により当社の係員を派遣した結果、故障の原因が自営端末設備又は自営電気通信設備にあったときは、ひかりdeトーク(S)契約者にその派遣に要した費用を負担していただきます。この場合において、負担を要する費用の額は、派遣に要した費用の額に消費税相当額を加算した額とします。

第36条　修理又は復旧の順位

当社は、当社の設置した電気通信設備が故障し又は滅失した場合に、その全部を修理し又は復旧することができないときは、第22条(通信利用の制限)の規定により優先的に取り扱われる音声通信を確保するため、次の順位に従ってその電気通信設備を修理し又は復旧します。この場合において、第1順位及び第2順位の電気通信設備は、第22条第1項第1号の規定により当社がそれらの機関との協議により定めたものに限ります。

◎順位

修理又は復旧する電気通信設備

(第1順位)

·気象機関との契約に係るもの

·水防機関との契約に係るもの

·消防機関との契約に係るもの

·災害救助機関との契約に係るもの

·警察機関との契約に係るもの

·防衛機関との契約に係るもの

·輸送の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

·通信の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

·電力の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

(第2順位)

·ガスの供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

·水道の供給の確保に直接関係がある機関との契約に係るもの

·選挙管理機関との契約に係るもの

·別記18に規定する基準に該当する新聞社、放送事業者又は通信社の機関との契約に係るもの

·預貯金業務を行う金融機関との契約に係るもの

·国又は地方公共団体の機関との契約に係るもの(第1順位となるものを除きます。)

(第3順位)

第1順位及び第2順位に該当しないもの

第9章　損害賠償

第37条　責任の制限

当社は、ひかりdeトーク(S)を提供すべき場合において、当社、特定役務提供事業者又は協定事業者の責めに帰すべき理由によりその提供をしなかったとき(その提供をしなかった原因が特定役務提供事業者の本邦のケーブル陸揚げ局又は固定衛星地球局より外国側における支障であるときを除きます。)は、そのひかりdeトーク(S)が全く利用できない状態(当該契約に係る電気通信設備による全ての音声通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態をなる場合を含みます。以下この条において同じとします。)にあることを当社が知った時刻から起算して、第28条(通信料金の支払義務)に規定する時間以上その状態が連続したときに限り、当該ひかりdeトーク(S)契約者が直接被った損害を賠償します。ただし、協定事業者が協定事業者の契約約款の定めにより損害賠償を行う場合はこの限りでありません。

2.前項の場合において、当社は、ひかりdeトーク(S)が全く利用できない状態にあることを知った時刻以後のその状態が連続した時間(第28条(通信料 金の支払義務)に規定する時間の倍数である部分に限ります。)について、24時間ごとに日数を計算し、その日数に対応する当該ひかりdeトーク(S)に係る次の料金の合計額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

(1)料金表に規定する月額料金表(月額料金)に定めるユニバーサルサービス料を除くものとします。

(2)料金表(通信料金)に規定する通信料金(ひかりdeトーク(S)を全く利用できない状態が連続した期間の初日の属する料金月の前6料金月の1日当たりの平均通信料金(前6料金月の実績を把握することが困難な場合には、当社が別に定める方法により算出した額)により算出します。)

3.前項の場合において、日数に対応する料金額の算定に当たっては、料金表通則3及び6の規定に準じて取り扱います。

4.当社の故意又は重大な過失によりひかりdeトーク(S)の提供をしなかったときは、前三項の規定は適用しません。

5.前項までの規定にかかわらず、電気通信設備の障害、業務上の過誤その他発信者の責めに帰することができない事由により、国際通信に中断等があったときは、発信者は、直ちにその旨を当社に申告していただきます。

6.当社は、前項の規定により中断等の申告を受けた国際通信の通信時間を、第25条(通信時間の測定等)の規定に従って調整します。

7.第5項の場合において、発信者の責めに帰することができない事由により、直ちにその旨の申告ができなかったときは、当社は、その国際通信に係る請求書の発行日から起算して6か月以内に限り、申告に応じ、前項の調整すべき通信時間に対応する通信料金を減額又は返還します。

第38条　免責

当社は、端末回線及び端末設備の設置、撤去、修理又は復旧の工事にあたって、ひかりdeトーク(S)契約者に関する工作物等に損害を与えた場合に、当社の故意又は重大な過失による場合でない限り、その損害を賠償しません。

2.当社又は外国の電気通信事業者が設置する国際通話等に係る電気通信設備に、やむを得ない限度において技術的な条件(端末設備等規則(昭和60年郵政省令第31号)で定める技術基準を含みます。)の変更が行われる場合であって、端末設備等について改造又は変更が必要となったときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、自己の費用負担と責任でその改造又は変更を行っていただきます。

第10章　雑則

第39条　他の電気通信事業者との利用契約の締結

ひかりdeトーク(S)契約の申込みの承諾を受けた者は、別に定める電気通信事業者が定める契約約款の規定に基づいて、その電気通信事業者との利用契約を締結したことになります。

ただし、ひかりdeトーク(S)契約の申込みの承諾を受けた者から、その電気通信事業者との利用契約を締結しない旨の意思表示があったときは、この限りではありません。

2.前項の規定により利用契約を締結したひかりdeトーク(S)契約者は、サービスの利用があったとき は、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要します。

ただし、そのひかりdeトーク(S)契約者が、その利用契約に基づく請求により電気通信サービスの提供を受けているときは、その利用の状況にかかわらず、その電気通信事業者の契約約款に基づいて、その料金の支払いを要することがあります。

なお、本条において、当社が利用契約を締結したこととする電気通信事業者は、別紙に定めるところによります。

第40条　承諾の限界
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から工事その他の請求があった場合に、その請求を承諾することが技術的に困難なとき又は保守することが著しく困難で ある等当社の業務の遂行上支障があるときは、その請求を承諾しないことがあります。この場合は、その理由をその請求をした者に通知します。
ただし、この約款において特段の規定がある場合には、その規定によります。

第41条　利用に係るひかりdeトーク(S)契約者の義務
ひかりdeトーク(S)契約者は、次のことを守っていただきます。
(1)当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線を移動し、取りはずし、変更し、分解し、若しくは損壊し、又はその端末回線に線状その他の導体を接続しないこと。
ただし、天災、事変その他の事態に際して保護の必要があるとき、又は自営端末設備若しくは自営電気通信設備の接続若しくは保守のため必要があるときは、この限りでありません。
(2)ひかりdeトーク(S)契約者は、故意に電気通信回線を保留したまま放置し、その他音声通信の伝送交換に妨害を与える行為を行わないこと。
(3)故意に多数の不完了呼を発生させる等、通信のふくそうを生じさせるおそれがある行為を行わないこと。
(4)当社が業務の遂行上支障がないと認めた場合を除いて、当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線に他の機械、付加物品を取り付けないこと。
(5)当社がひかりdeトーク(S)契約に基づき設置した端末回線を善良な管理者の注意をもって保管すること。
2.ひかりdeトーク(S)契約者は、前項の規定に違反して端末回線を亡失し、又はき損したときは、当社が指定する期日までのその補充、修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第42条　ひかりdeトーク(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等
ひかりdeトーク(S)契約者からの端末回線の設置場所の提供等については、別記16に定めるところによります。

第43条　協定事業者等からの通知
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者が第8条の3（ひかりdeトーク(S)契約者が行う契約の解除)に 定める解除の通知を行わなかった場合は、別に定める協定事業者から、音声通信番号に係るひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所等について、通知を受 けることがあります。

第44条　協定事業者等への通知
ひかりdeトーク(S)契約者(差出人である者に限ります。以下第44条の2（差出人への通知)において同じとします。)は、PSコミュニケーションズ株式会社又は日本郵便株式会社から請求があったときは、第33条(協定事業者等の電報サービス等に係る料金)に定める料金の取扱いの適用に係わる業務遂行に必要な範囲において、ひかりdeトーク(S)契約者に係る情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。
2.当社は、第39条(他の電気通信事業者との利用契約の締結)に規定する電気通信事業者から請求があったときは、その電気通信事業者と当該規定に定める利用契約を締結しているひかりdeトーク(S)契約者の氏名、住所、及び音声通信番号を通知することがありま す。
3.当社は、料金表に定める通信料金の取扱いの適用に係る業務遂行に必要な範囲において、別に定める電気通信事業者へ、ひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所等を通知することにあらかじめ同意していただきます。
(注)本条に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とします。

第44条の2　差出人への通知
ひかりdeトーク(S)契約者は、差出人から請求があったときは、第33条(協定事業者等の電報サービス等に係る料金)に定める料金の取扱いの適用に係わる業務遂行に必要な範囲において、PSコミュニケーションズ株式会社又は日本郵便株式会社よりひかりdeトーク(S)契約者に係る情報を通知することにあらかじめ同意していただきます。

第44条の3　ひかりdeトーク(S)契約者の親族等への通知
ひかりdeトーク(S)契約者は、そのひかりdeトーク(S)契約者の親族等からの請求に基づき、料金表に定める通信料金の取扱いの適用に係る業務遂行に必要な範囲において、当社又は別に定める電気通信事業者よりひかりdeトーク(S)契約者の氏名及び住所等を通知することにあらかじめ同意していただきます。
(注)本条に規定する別に定める電気通信事業者は、ソフトバンクモバイル株式会社とします。

第44条の4　郵送等によるひかりdeトーク(S)契約者への通知
当社は、当社からひかりdeトーク(S)契約者へ個別に郵送等の通知を行う場合において、届出のあったひかりdeトーク(S)契約者の住所若しくは居所又は請求書送付先等への送付をもって、その通知を行ったものとします。
2.当社は、前項の場合において、当社の故意又は重過失がある場合を除き、通常到達すべき時に通知がなされたものとします。

第45条の5　電話帳
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、別記4に定めるところにより、当社が付与した音声通信番号を電話帳(別に定める協定事業者が発行する電話帳をいいます。以下同じとします。)に掲載します。

第44条の6　電話番号案内
当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、当社が付与した音声通信番号について、別に定める協定事業者の契約約款に定める電話番号案内において案内を行います。

第44条の7　当社電話番号案内
当社は、ひかりdeトーク(S)について、当社が付与した音声通信番号、特定役務提供事業者又は別に定める協定事業者が提供する電気通信サービスの番号(以下「番号案内に係る電話番号等」といいます。)の案内(以下「当社電話番号案内」といいます。)を行います。
2.当社電話番号案内は、手動案内(電話サービス等取扱所において、交換取扱者が番号案内に係る電話番号等の問合せに対して案内を行うことをいいます。)とします。

第44条の8　当社電話番号案内に係る番号案内料の支払義務
ひかりdeトーク(S)契約者は、端末回線から当社電話番号案内を利用した場合(その端末回線のひかりdeトーク(S)契約者以外の者が利用した場合を含みます。)、別に定めるところにより番号案内料の支払いを要します。

第44条の9　番号情報の提供
当社は、当社の番号情報(電話帳掲載、電話番号案内又は当社電話番号案内に必要な情報(第44条の3（電話帳)、第44条の4（電話番号案内)及び第44条の5（当社電話番号案内)の規定により電話帳掲載、電話番号案内及び当社電話番号案内を行うこととなった音声通信番号に係る情報に限ります。)をいいます。以下この条において同じとします。)について、番号情報データベース(番号情報を収容するために当社が別に定める協定事業者が設置するデータベース設備をいいます。以下同じとします。)に登録します。
2.前項の規定により登録した番号情報は、番号情報データベースを設置する協定事業者が、電話帳発行、電話番号案内又は当社電話番号案内を行うことを目的とする電気通信事業者等(当社が別に定める者に限ります。)に提供します。
(注1)本条第2項に規定する当社が別に定める者は、西日本電信電話株式会社と相互接続協定又は相互接続協定以外の契約により番号情報データベースに収容された契約者の番号情報を利用する事業者をいいます。
(注2)本条第2項に規定する電気通信事業者等について、当社は閲覧に供します。
(注3)当社は、電気通信事業者等が「電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン(平成10年郵政省告示第570号)」等の法令に違反して番号情報を目的外等に利用した場合は、その電気通信事業者等への番号情報の提供を停止する措置を行います。
(注4)本条第2項について、電話番号案内のみを行うものとした場合は、その番号情報を電話番号案内の目的に限定して電気通信事業者等が利用する場合に限り提供するものとします。

第45条　特約条項等
当社は、この約款に定めるところにかかわらず、ひかりdeトーク(S)契約者に対して別に定める提供条件(以下「特約条項等」といいます。)で、ひかりdeトーク(S)の提供をすることがあります。この場合、当社とひかりdeトーク(S)契約者の間で締結する特約条項等については、その部分についてこの約款に優先するものとします。

第46条　法令に規定する事項
ひかりdeトーク(S)の提供又は利用にあたり、法令に規定のある事項については、その定めるところによります。
(注)法令に定めのある事項については、別記6から15までに定めるところによります。

第11章　附帯サービス
第47条　附帯サービス
ひかりdeトーク(S)に関する附帯サービスの取扱いについては、別記17に定めるところによります。

附則　平成26年4月1日より適用します。

別記
1.ひかりdeトーク(S)の提供区間
当社が提供するひかりdeトーク(S)の提供区間は、次のとおりとします。
ア.端末回線の終端相互間のもの
イ.端末回線の終端から相互接続点間のもの
ウ.端末回線の終端から取扱地域間のもの

2.ひかりdeトーク(S)契約者の氏名の変更
(1)ひかりdeトーク(S)契約者は、その氏名の変更があった場合には、その変更の内容を事前に又は変更後速やかに、当社のひかりdeトーク(S)に通知していただきます。
(2)(1)の通知があったときは、当社は、その通知があった事項を証明する書類を提示していただくことがあります。

3.ひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継
(1)相続又は法人の合併若しくは分割によりひかりdeトーク(S)契約者の地位の承継があったときは、相続人又は合併後存続する法人、合併若しくは分割により設立された法人若しくは分割により営業を承継する法人は、当社所定の書面にこれを証明する書類を添えてひかりdeトーク(S)取扱所に届け出ていただきます。
(2)前項の場合に、地位を承継した者が2人以上あるときは、そのうちの1人を当社に対する代表者と定めこれを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
(3)前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その地位を承継した者のうちの1人を代表者として取り扱います。

4.電話帳
(1)当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、ひかりdeトーク(S)契約者の氏名、住所を電話帳に掲載します。

5.電話帳の普通掲載
(1)当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、音声通信番号と次の事項を普通掲載として電話帳に掲載します。
ア.ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の氏名、名称又は称号のうち1
イ.ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の職業(協定事業者が定める職業区分によるものとします。)のうち1
ウ.ひかりdeトーク(S)契約者又はそのひかりdeトーク(S)契約者が指定する者の住所又は居所のうち1
(2)前項に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
(2)第(1)項の規定により普通掲載として掲載できる数は、ひかりdeトーク(S)契約者に係る音声通信番号の数の範囲内とします。
(4)当社は、その普通掲載が協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、第(1)項の規定にかかわらず、電話帳の普通掲載の取扱いを行わないことがあります。

6.電話帳の掲載省略
(1)当社は、次のいずれかの場合に該当するときは、別記5の規定にかかわらず、電話帳への掲載を省略することがあります。
ア.その音声通信番号が、臨時の契約若しくは臨時の付加機能に係るものであるとき。
イ.ひかりdeトーク(S)契約者が指定した特定の端末回線に通話等の機能を有しない自営電気通信設備が接続されている場合であって、別記5第(1)項に規定する事項に加えてその自営電気通信設備の種類につき協定事業者の定める記号等を普通掲載として記載することについて、ひかりdeトーク(S)契約者の承諾 が得られないとき。
(2)当社は、前項に規定する場合のほか、ひかりdeトーク(S)契約者から請求があったときは、電話帳への掲載を省略します。

7.電話帳の重複掲載
(1)当社は、ひかりdeトーク(S)契約者から、別記5に規定する普通掲載のほか、掲載事項について次の請求があったときは、重複掲載として電話帳に掲載します。
ア.氏名、名称若しくは称号(普通掲載として掲載したものを除きます。)又は商品名による掲載
イ.普通掲載として掲載した職業区分以外の職業区分への掲載
(2)前項に規定する事項は、協定事業者が定める形式に従って掲載します。
(3)ひかりdeトーク(S)契約者は、第(1)項の請求をし、その承諾を受けたときは、料金表第4（電話帳の重複掲載)に規定する料金の支払いを要します。
(4)当社は、その重複掲載が当社、特定役務提供事業者又は協定事業者の電話帳発行業務に支障を及ぼすおそれがあるときは、第(1)項の規定にかかわらず、電話帳の重複掲載の取扱いを行わないことがあります。

8.特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスの電気通信番号
特定役務提供事業者の緊急通報用IP電話サービスに係る電気通信番号は次のとおりとします。

(区　別)	(電気通信番号)
警察機関に提供されるもの	110
海上保安機関に提供されるもの	118
消防機関に提供されるもの	119

9.自営端末設備の接続
(1)ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線に自営端末設備を接続するときは、その接続の請求をしていただきます。この場合において、事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器又は技術基準等に適合することについて指定認定機関(電気通信事業法施行規則(昭和60年郵政省令第25号。以下「事業法施行規則」といいます。)第32条第1項第5号に基づき総務大臣が指定した者をいいます。)の認定を受けた端末機器以外の自営端末設備を接続するときは、ひかりdeトーク(S)契約者は、その自営端末設備の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した所定の書面により、その接続の請求をしていただきます。
(2)当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかの場合を除き、その請求を承諾します。
ア.その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ.その接続が事業法施行規則第31条で定める場合に該当するとき。
ウ.その接続により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
(3)当社は、前項の請求の承諾にあたっては、次のいずれかの場合を除き、その接続が前項第ア号の技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
ア.事業法第50条第1項に規定する技術基準適合認定を受けた端末機器を接続するとき。
イ.事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するとき。
(4)前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
(5)ひかりdeトーク(S)契約者が、その自営端末設備を変更したときについても、第(1)号乃至第(4)号の規定に準じて取り扱います。
(6)ひかりdeトーク(S)契約者は、その端末回線に接続されている自営端末設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

10.自営端末設備に異常がある場合等の検査
（1）当社は、端末回線に接続されている自営端末設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合において必要があるときは、ひかり deトーク（S）契約者に、その自営端末設備の接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を受けることを求めることがあります。この場合、ひかりdeトーク（S）契約者は、正当な理由がある場合その他事業法施行規則第32条第2項で定める場合を除いて、検査を受けることを承諾していただきます。
（2）前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
（3）第（1）項の検査を行った結果、自営端末設備が技術基準等に適合していると認められないときは、ひかりdeトーク（S）契約者は、その自営端末設備を端末回線から取りはずしていただきます。

11.自営電気通信設備の接続
（1）ひかりdeトーク（S）契約者は、その端末回線の終端において又はその終端に接続されている電気通信設備を介して、その端末回線に自営電気通信設備を接続するときは、その接続を行う場所、その自営電気通信設備を構成する機器の名称その他その請求の内容を特定するための事項について記載した当社所定の書面によりその接続の請求をしていただきます。
（2）当社は、前項の請求があったときは、次のいずれかの場合を除いて、その請求を承諾します。
ア.その接続が技術基準等に適合しないとき。
イ.その接続により当社の電気通信回線設備の保持が経営上困難となることについて、事業法第52条第1項第2号による総務大臣の認定を受けたとき。
ウ.その接続ひかりdeトーク（S）ひかりdeトーク（S）により本邦を経由して外国相互間で行われる他人の通話等を本邦内の端末設備等において、業として内容を変更することなく媒介することとなるとき。
（3）当社は、前項の請求の承諾にあたっては、事業法施行規則第32条第1項で定める場合に該当するときを除いて、その接続が技術基準等に適合するかどうかの検査を行います。
（4）前項の検査を行う場合、当社の係員は、所定の証明書を提示します。
（5）ひかりdeトーク（S）契約者が、その自営電気通信設備を変更したときについても、第（1）項乃至第（4）項の規定に準じて取り扱います。
（6）ひかりdeトーク（S）契約者は、その端末回線に接続されている自営電気通信設備を取りはずしたときは、そのことを当社に通知していただきます。

12.自営電気通信設備に異常がある場合等の検査
端末回線に接続されている自営電気通信設備に異常がある場合その他電気通信サービスの円滑な提供に支障がある場合の検査については、別記10（自営端末設備に異常がある場合等の検査）の規定に準じて取り扱います。

13.当社の維持責任
当社は、当社の設置した電気通信設備を事業用電気通信設備規則（昭和60年郵政省令第30号）に適合するよう維持します。

14.ひかりdeトーク（S）契約者に係る個人情報のお取扱について
当社は、契約者の個人情報を別途オンライン上に提示する「個人情報保護ポリシー（http://www.thn.ne.jp/info_policy2/）」に基づき、適切に取り扱います。
2.当社は、ひかりdeトーク（S）契約者の個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。
（1）当社及びTOKAIグループ各社（具体的にはTOKAIホールディングスホームページをご参照ください。http://www.tokaiholdings.co.jp/corporate/group.html）（以下、単に「TOKAIグループ各社」といいます）の各種商品の販売及びサービスの提供
（2）当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等の案内
（3）当社及びTOKAIグループ各社提携先の各種商品及びサービス等の案内
（4）当社及びTOKAIグループ各社の優待特典及び会員サービス等の案内及び提供
（5）当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
（6）当社及びTOKAIグループ各社のお客様からの相談・問い合わせへの対応
（7）当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに甲及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析
なお、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、契約者から事前の同意をいただきます。
3.当社は、第2項に記載した利用目的を変更する場合は、法令により許される場合を除き、変更された利用目的について、電子メールによる送信、当社ホームページにおける公表その他当社が適当であると判断する方法により契約者に連絡又は公表します。
4.当社及びTOKAIグループ各社は、平成23年4月1日の株式会社TOKAIホールディングス設立及び組織再編に伴い、新たな共同利用関係を開始することとし、本条第2項記載の利用目的の範囲内でひかりdeトーク（S）契約者から取得する個人情報を新規にTOKAIグループ各社との間で以下のとおり共同利用させていただきます。
なお、当社は、契約者からの求めに応じて、契約者の個人情報の共同利用を停止します。
（1）当社と共同利用する者の範囲
共同利用する者の範囲は、当社及びTOKAIグループ各社とします。
（2）利用目的
共同利用する目的は、第2項に記載した利用目的と同じです。
（3）共同して利用する個人情報の項目
共同利用する個人情報の項目は次のとおりとします。
①氏名・住所・電話番号・電子メールアドレス等の契約者の属性に関する情報
②購入・契約時又はサービス提供の際に取得する契約者や契約者の家族に関するすべての個人情報
③キャンペーン・懸賞等に応募いただいた契約者の個人情報、又は、その他契約者からいただいたすべての個人情報
（4）管理責任者
共同利用における管理責任者は個人情報を取得した、それぞれの当社又はTOKAIグループ各社とします。
5.当社は、契約者より取得した個人情報を適切に管理し、本条第2項に記載した利用目的に基づく場合を除き、正当な理由なく個人情報を第三者に提供、開示等一切しません。
また、個人情報の利用目的を達成するために当社が業務を委託し、個人情報を当該業務委託先に提供する場合、適切な個人情報管理を義務付けています。
（2）前項の規定に拘わらず、法令により許された場合（例えば、警察等公的捜査機関より法令に基づき捜査協力の要請があった場合等が該当しますが、この例に限られません。）は、提供する場合があります。
（3）前二項の規定に拘わらず、ひかりdeトーク（S）契約者の利用にかかるサービス及び提携サービスに関し、当社がひかりdeトーク（S）契約者に負担している債務の特定、支払い及び回収に必要と認めた場合、関係法令の規定に反しない範囲で、金融機関、弁護士等当社が必要と認める者に開示・提供を行います。
6.当社は、当社が第三者提供を受けることにより個人情報を取得する場合には、本人の事前同意を得ているかどうかを当該提供元に確認する等の方法により、個人情報の適正な取得を確保するものとします。
7.契約者が、契約者の個人情報の開示を希望する場合には、当社は、申し出をした方が契約者ご本人であることを当社にて確認した上で、業務上著しい支障がない限り、合理的な期間内に開示に応じることとします。
契約者が、契約者の個人情報の訂正・追加・削除・利用停止等を希望する場合には、当社は、申し出をした方が契約者ご本人であることを当社にて確認した上で、契約者の個人情報について事実関係等を確認し、適切な対応をします。
なお、当社では、契約者から電話で各種の申し込み、問い合わせをいただいた場合には、正確かつ円滑な対応のため、着信の記録及び通話内容の録音をさせていただくことがございます。
※開示等の求めに関する手続きについては当社ホームページをご参照いただくか（http://www.thn.ne.jp/info_policy4/）、カスタマーセンターにお問い合わせ（0120-696-942）ください。
8.当社は、契約者との契約が解除された後も、第2項の利用目的の実施に必要な範囲内で個人情報を利用する場合があります。
9.当社は、当社ホームページの一部において、クッキー（Cookie）を使用しています。クッキーとは、当社ホームページを通じて契約者のコンピュータに一定のデータ（例えば、最後に当社ホームページを訪れた日時、当社ホームページへの訪問回数等のデータ）を一時的に書き込んで保存させるプログラムを言います。クッキーは、契約者が再度当社ホームページに訪問する際により便利にホームページを閲覧していただくためのものであり、契約者から何らかの個人情報を取得したり、契約者のプライバシーを侵害するものではなく、また契約者のコンピュータへ悪影響を及ぼすこともありません。

15.電気通信番号の利用
ひかりdeトーク（S）契約者は、第24条（発信電気通信番号通知）の規定等により通知を受けた音声通信番号の利用にあたっては、総務省の定める「発信者情報通知サービスの利用における発信者個人情報の保護に関するガイドライン」を尊重していただきます。

16.ひかりdeトーク（S）契約者からの端末回線の設置場所の提供等
（1）端末回線の終端のある構内（これに準ずる区域内を含みます。以下この16において同じとします。）又は建物内において、当社が端末回線を設置するために必要な場所は、そのひかりdeトーク（S）契約者から提供していただきます。
（2）当社は、端末回線の終端のある構内又は建物内において、ひかりdeトーク（S）契約者から管路等の特別な設備を使用して端末回線を設置することを求められたときはひかりdeトーク（S）契約者の負担によりその特別な設備を設置していただきます。
（3）当社がひかりdeトーク（S）契約に基づいて設置する電気通信設備に必要な電気は、ひかりdeトーク（S）契約者から提供していただくことがあります。

17.天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービス
当社は、次により天気予報サービス、時報サービス及び災害用伝言ダイヤルサービスを提供します。
（電気通信番号）
（区　別）
・天気予報サービス
（内　容）
気象庁が作成した気象、地象又は水象に関する情報を通知するサービス
（番　号）
177
（区　別）
・時報サービス
（内　容）
日本中央標準時に準拠した時刻を通知するサービス
（番　号）
117
（区　別）
・災害用伝言ダイヤルサービス
（内　容）
災害が発生した場合等に、当社が別に定める通話等について、メッセージの蓄積、再生等を行うサービス
（番　号）
171
・電報類似サービス受付機能
（内　容）
PSコミュニケーションズ株式会社の信書便約款に規定するPSコミュニケーションズ信書便へ接続するサービス
（番　号）
115
・電報受付機能
（内　容）
別に定める協定事業者の電報サービス契約約款に規定する電報サービスへ接続するサービス
（番　号）
115
（備　考）
電報受付機能は、電報類似サービス受付機能を利用したひかりdeトーク（S）契約者から接続先の変更の請求があった場合に限り提供します。

18.新聞社等の基準
（区　分）
1.新聞社
（基　準）
次の基準すべてを備えた日刊新聞紙を発行する新聞社
（1）政治、経済、文化その他公共的な事項を報道し、又は論議することを目的として、あまねく発売されること。
（2）発行部数が1の題号について、8000部以上であること。
（区　分）
2.放送事業者
（基　準）
放送法（昭和25年法律第132号）第2条第23号に規定する基幹放送事業者及び同条第24号に規定する基幹放送局提供事業者
（区　分）
3.通信社
（基　準）
新聞社又は放送事業者にニュース（1欄の基準のすべてを備えた日刊新聞紙に掲載し、又は放送事業者が放送をするためのニュース又は情報（広告を除きます。）をいいます。）を供給することを主な目的とする通信社

株式会社 TOKAI ケーブルネットワーク
TCN スマート TV サービス加入契約約款

株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下「甲」といいます)と甲が提供するTCNスマートTVサービスを受ける者(以下「乙」といいます)との間に締結される契約(以下「加入契約」といいます)には、この約款を適用するものとします。

第１条(提供サービス)
この約款において、TCNスマートTVサービスとは、甲が、Smart TV Box（以下「STVB」といいます)及びその付属品(以下「STVB等」といいます)を用いて提供するサービスをいいます。
2.TCNスマートTVサービスは放送サービス、インターネット接続サービス(付加機能のセキュリティサービスを含む。以下同じ。)、及び甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスの加入が必要となります。
3.前項のTCNスマートTVサービスには、加入契約に基づき、電話、アプリケーション及びデジタルコンテンツ等のサービスを追加することができます。
4.TCNスマートTVサービスに係る料金は、別紙1に定める月額利用料、工事代、手数料等(以下「料金等」といいます)とします。

第２条(提供サービスに係る約款等の適用)
この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供する放送サービスについては「放送施設加入約款」が適用されるものとします。この場合において、STVB等については、当該約款に定めるデジタルセットトップボックス等として、当該約款の規定が適用されるものとします。
2.この約款に別に規定する場合を除き、甲が提供するインターネット接続サービスについては「インターネット接続サービス契約約款」「カスペルスキーマルチプラットフォームセキュリティ利用規約」が適用されるものとします。
3.甲の提携事業者が提供するセキュリティサービスについては、トレンドマイクロ株式会社がウイルスバスターを提供します。TCNスマートTVサービスの提供を受けるためには、トレンドマイクロ株式会社が別に定める規約に同意し、利用条件等を遵守していただくことが必要です。
4.この約款に別に規定する場合を除き、前条第2項の電話サービスについては「ケーブルプラス電話ご利用規約」又は「ひかりdeトーク(S)契約約款」が適用されるものとします。その他の追加サービスのうち、甲の提携事業者が提供するサービスの提供を受けるためには、各提携事業者が別に定める規約に同意し、利用条件等を遵守いただくことが必要です。
5.前2項の提携事業者が提供するサービスについては、提供事業者により、サービスの一部又は全部を変更もしくは終了される場合があります。甲は、このサービスを利用した場合に生じた情報等の破損や滅失等による損害又は知り得た情報等に起因する損害については、甲の故意又は重大な過失による場合を除き、その責任を負わないものとします。

第３条(加入契約の成立)
加入契約は、加入申込者があらかじめこの約款を承認し、別に定める加入申込書に所定事項を記載のうえ甲に提出し、甲がこれを承諾したときに成立します。加入申込者から加入申込書の提出があった場合でも、甲は、次の場合には、加入申込者の申込を承諾しないことがあります。
（1）加入申込者が料金等その他この約款に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
（2）その他加入申込者がこの約款に違反するおそれがあると認められる場合
（3）加入申込者が成年被後見人であり後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
（4）その他やむを得ない事由がある場合

第4条(料金等の支払)
乙は、別紙1に定める料金等を、次の各号の定めに従い甲に支払うものとします。
（1）乙は、甲に対し、加入契約時に工事代を支払うものとします。
（2）乙は、甲に対し、TCNスマートTVサービスの提供を受け始めた日が属する月の翌月から月額利用料を支払うものとします。
（3）乙は、甲に対し、甲が指定する銀行口座への口座振替により、料金等を支払うものとします。この場合において、領収書は発行しません。なお、甲と乙の合意により、その他の方法で料金等を支払うこともできるものとします。

第５条(au ID の提供)
乙は、KDDI株式会社が別に定める「au ID 利用規約」に同意するものとします。またSTVB 1台につき「au ID」1個が予め提供されますので、加入申込時に暗証番号を設定するものとします。
2.乙は、STVB上で利用されたコンテンツに対する課金及び問い合わせ等の対応の為に、甲が、前項で払い出された「au ID」が設定されているSTVBの機器情報をKDDI株式会社へ提供することについて承諾するものとします。
3.第1項で提供された「au ID」は、乙がTCNスマートTVサービスを解約した場合でも自動的には解約されません。なお、解約を希望する場合には、乙が、KDDI株式会社に対し解約手続きを行うものとします。

第６条(最低利用期間)
TCNスマートTVサービスの最低利用期間は、1年とします。
2.乙は、最低利用期間満了日前に加入契約を解約する場合は、料金表に定める解約手数料に加え、最低利用期間満了日までの利用料を違約金として甲に対して別途支払うものとします。

第７条(加入契約の有効期間)
加入契約の有効期間は、加入契約成立日から1年間とし、加入契約期間満了の10日前までに甲及び乙いずれからも、更新しない旨の意思表示のない場合、加入契約は、引き続き1年間の期間をもって自動的に更新するものとし、以後も同様とします。

第８条(責任事項)
甲が、甲の責に帰すべき事由により、TCNスマートTVサービス全ての提供を、1ヶ月のうち連続して引き続き10日以上行わなかった場合は、当該月分の料金は第1条第3項の規定にかかわらず無料とします。
2.天災･衛星の機能停止その他甲の管理が及ばない事由により、TCNスマートTVサービスの提供ができなかった場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。
3.第2条第3項に規定するセキュリティサービスについて、そのセキュリティソフトウエアに不具合が発生した場合及びそのセキュリティソフトウエアの動作不良等により損害が発生した場合には、乙は甲に対して料金等の減免又は賠償の請求ができないものとします。

第９条(料金等の変更)
甲は、社会情勢の変化、TCNスマートTVサービスの内容の変更等に伴い、第1条第4項の料金等を改定できるものとします。この場合において、甲は、改定の1ヶ月前までに乙に通知します。

第１０条(約款の変更)
甲は、必要に応じ、この約款を変更することができるものとします。この約款が変更された場合は、当該変更後の約款が乙に適用されるものとし、TCNスマートTVサービスの提供条件等は、当該変更後の約款によるものとします。
2.この約款の変更に当たっては、甲は、乙に対して、その変更内容を電子メールによる送信、甲のホームページにおける公表その他甲が適当であると判断する方法により、事前に通知します。

第１１条(準用)
放送施設加入約款第9条(一時停止)、第11条(名義変更)、第12条(加入契約の解除･解約)、第14条(乙の義務違反による停止･解除)、第18条(個人情報の保護)、第22条(特約事項)の規定は、TCNスマートTVサービスについて準用します。この場合において、それぞれの規定中「本件サービス」とあるのは「TCNスマートTVサービス」と、「第3条」とあるのは「第1条第3項」と読み替えるものとします。

第１２条(協議)
この約款に定めなき事項あるいは疑義が生じた時は、甲乙誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。

第１３条(準拠法)
この約款は日本法に準拠し、日本法に従って解釈されるものとします。

第１４条(合意管轄裁判所)
この約款に関する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則　平成26年8月19日より適用します。

TCN iPad レンタルサービスご利用規約

この利用規約は、株式会社TOKAIケーブルネットワーク（以下「当社」といいます）と当社が提供するiPad端末（以下「通信機器」といいます）のレンタルサービス（以下「本件サービス」といいます）を利用する者（以下「利用者」といいます）との間に締結される契約（以下「本契約」といいます）に適用するものとします。

第１条（用語の定義）

本利用規約における用語の定義は、次の各号のとおりとします。

（1）「終了月」とは、利用者が当社に対し本件サービスの利用を終了する旨の通知をし、「返却された通信機器を当社が受領した月」を指すものとします。

（2）「月額利用料」とは、料金表に定める各商品ごとの月額レンタル料金を指すものとします。

第２条（本契約の成立）

本契約は、本件サービスを利用しようとする者が、本利用規約及び「ご利用上の注意」等の記載事項を承諾の上、当社所定の手続きによる利用申込を行い、当社がその利用申込を承諾することをもって成立するものとします。

2.次の各号の場合には、当社は、利用申込を承諾しないことがあります。

（1）利用者の希望する通信機器の在庫状況により、本件サービスの提供が困難であるとき

（2）利用者が本契約に違反し、または違反する恐れがあるとき

第３条（通信機器の受渡及び返却）

通信機器の受渡は、当社の指定業者が申込書記載の住所へ直接届けるものとします。　　その際、輸送中の事故または遅延等により、通信機器を開始予定日または指定時間内にお届けできない場合でも、当社はその責を負いません。

2.利用者は、通信機器受取後ただちに内容を確認するものとします。受取後48時間以内に利用者から当社に対し連絡のない場合、正常な状態で受け渡されたものとみなします。

3.通信機器の返却は、原則として、当社の指定業者が申込書記載の住所へ受取に行くことにより行うものとします。当社が認めた場合には、利用者の指定する方法で返却することも可能ですが、その場合には、返却にかかる費用は利用者負担となり、その際、送料分の減額は一切致しません。

4.月末を過ぎてからの返却は、終了月が翌月となるため、翌月までの月額利用料をお支払い頂きます。

5.当社は、返却時に他の物品が取り付けられていた場合及び通信機器にデータ等が残されていた場合、利用者の承諾なしにそれを破棄することができるものとします。

第４条（料金の支払方法）

料金の支払は、利用者が指定する利用者名義のクレジットカード（以下「指定カード」といいます）にて、自動的に決済します。

2.指定カードに本件サービスに係る料金を請求するにあたり、特別な承諾は必要ありません。

3.指定カード発行元が指定カードの取扱いを拒んだ場合、当社は、本契約を取消しいたします。

第５条（本件サービス利用の終了）

利用者は、本件サービスの利用を終了する場合には、ただちにその旨を当社に通知するものとします。

第６条（最低利用期間）

最低利用期間は3年間（36箇月）とします。

2.最低利用期間内に本件サービスの利用を終了する旨の通知があり、通信機器が返却された場合には、途中解約となります。この場合、解約までの利用期間に応じ、料金表に定める途中解約違約金をお支払い頂きます。

第７条（通信機器の管理及び滅失・毀損等）

利用者は、当社指定の利用方法に従い、善良なる管理者の注意義務をもって、通信機器を利用・保管するものとします。

2.利用者は、通信機器の受渡から返却までの間に、盗難・滅失または毀損（以下「盗難等」といいます）が発生したときは、ただちに当社にその旨を通知するものとします。この場合、利用者は、当社に対し、当該通知をした月を終了月として、終了月までの月額利用料及び利用期間に応じた途中解約違約金を支払うものとします。

3.前項の支払いに関し、指定カードでの決済後、盗難等した通信機器が発見・回復された場合でも、当社は、既に支払われた料金は返還しないものとします。

4.当社は、代替品または同等品による弁済は受け付けません。

第８条（通信機器の修理）

利用者は、利用者の過失によって通信機器を損傷させた場合、当社にのみ修理依頼が出来るものとします。また、その際には別途料金表に定める修理料金をお支払い頂きます。

ただし、サービスの開始後6 ヵ月以内で且つ自然故障と認められるものについては当社にて無償修理を行います。

2.通信機器の修理を行う場合には利用者によって通信機器に保存された一切の設定・データの消去に同意をいただきます。

3.利用者は、通信機器の修理の期間中について当社より代替通信機器の貸与を受ける権利があります。

第９条（禁止事項）

利用者は、通信機器に他の物品を取り付けたり、通信機器の改造または性能の変更を行ってはなりません。

2.利用者は、通信機器及び当社に対する権利を第三者に譲渡、質入、転貸したり、その他通信機器に関わる権利を侵害する行為をしてはなりません。

第１０条（特約）

利用者は、次の各号に定める事項を承諾の上で本契約を締結するものとします。

（1）通信機器は、精密機器のため通常の使用下でも故障すること、また消耗品を含むため劣化することがあります。

（2）当社は、前号の場合に生じた損害について当社の故意又は重過失である場合を除き、一切の責を負いません。

（3）当社は、当社の故意又は重過失である場合を除き、利用者が通信機器を利用できなかったことによる損害は補償いたしません。

第１１条（本契約の解除）

当社は、利用者が次の各号の事項のいずれかに該当した時は、通知・催告をせず直ちに本契約を解除することができるものとします。

（1）申込内容に偽りがあった場合

（2）利用者の信用状態が著しく悪化したとき

（3）本利用規約に違反したとき

（4）通信機器の使用方法ならびに使用目的が公序良俗に照らして適当でないと判断されるとき

2.前項の解除があった場合は、利用者は、直ちに通信機器を当社に返却するほか、解除によって生じた一切の損害ならびに債務を負担するものとします。

第１２条（本利用規約の変更）

当社は、必要に応じ、本利用規約（料金表を含む）を予告なく変更できるものとし、この場合、利用者は変更後の規約に従うものとします。

2.前項の変更を行った場合には、当社は、当社ホームページにおける公表その他当社が適当と判断する方法により、利用者に周知します。

第１３条（協議）

この利用規約に定めなき事項あるいは疑義が生じた場合には、当社及び利用者は誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第１４条（合意管轄裁判所）

本利用規約および本契約に関して訴訟の必要が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

附則　平成26年5月9日より適用します。

緊急地震速報サービス利用規約

緊急地震速報サービス利用規約
株式会社TOKAIケーブルネットワーク(以下、「当社」という。)が行う緊急地震速報サービス(気象庁が配信する緊急地震速報データに基づいて、各地での強い揺れの到達時刻や震度を第2条2項A号に定義される端末機器を通じて配信するサービスのことで、以下「本サービス」という。)の契約条件は、以下の利用規約によるものとします。

第1条(利用規約の適用)
当社は、この緊急地震速報サービス利用規約(以下、「本規約」という。)を定め、これによりサービスを提供します。
2.当社が、別に定める株式会社TOKAIケーブルネットワーク放送施設加入契約約款(以下、「個別約款」という。)は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別約款との内容が異なる場合には、本規約が個別約款に優先して適用されるものとします。

第2条(本サービス加入契約の成立)
本サービス加入契約(以下、「加入契約」という。)は、本サービスの提供を受ける方(以下、「お客さま」という。)があらかじめ本規約を承認し、当社が別に定める加入申込書に所定事項を記載のうえ当社に提出し、当社がこれを承諾したときに成立します。
2.お客さまから加入申込書の提出があった場合でも、当社は、次の場合には、お客様からの加入申込みを承諾しないことがあります。
(1)お客さまが料金等(第11条に定義する。)又はその他本規約に定める債務の支払いを怠るおそれがあると認められる場合
(2)その他お客さまが本規約に違反するおそれがあると認められる場合
(3)お客さまに対する本サービスの提供を行うための緊急地震速報端末(以下、「端末機器」という。)の設置が困難であると当社が判断する場合
(4)お客さまが成年被後見人であり、後見人が代理していない場合、又は加入申込者が未成年者であり法定代理人の同意を得ていない場合
(5)お客さまにかかる端末機器を設置し保守する事が技術上、又は経営上困難な場合
(6)当社にやむを得ない事由がある場合
(7)その他当社がお客さまからの加入申込みを適切でないと判断した場合

第3条(緊急地震速報)
お客さまは、本サービスを適切に活用するために、以下の各号について十分に理解し承諾するものとします。
(1)情報を配信してから強い揺れが到達するまでの時間が、数秒から数十秒と極めて短く、震源に近いところでは、情報が間に合わないことがあること。
(2)ごく短時間のデータを使った情報であることから、予測された強い揺れの到達時刻や震度に誤差を伴うなどの限界があること。
(3)本サービスは、震度3以上の揺れが生じると予測された場合に、お客さまの設置した端末機器に情報を配信し通報を行うものであること。
(4)当社では、端末機器の正常動作の確認はできないため、端末機器の取扱説明書等に記載されている方法により、端末機器の正常動作の確認を行う必要があること。
(5)本サービスは、予測される災害情報を配信するものであり、身体・財産の安全を保障するシステムではないこと。

第4条(無保証)
当社は、お客さまに対して、できるだけ正確な情報を速やかに配信するよう、合理的に努力するものといたしますが、お客さまに対して、緊急地震速報(次条に定める災害情報を含む。)の情報配信の有無、適時性、正確性などについて、なんら保証を行うものではありません。

第5条(提供情報の追加)
当社は、その判断で第3条の緊急地震速報以外の災害情報(以下、「災害情報」という。)の提供を追加することができるものとします。
2.災害情報の提供を追加する場合は、当社は、合理的に可能な方法(ホームページまたは配布物等)により、事前にお客さまへ連絡するよう努力することとします。なお、当社は、災害情報の内容(災害情報の音声表現)については、お客さまへの事前連絡なく変更することがあります。

第6条(損害賠償)
本サービスおよび災害情報の提供等について、誤報やシステム障害、端末機器の故障等による情報の不達、情報伝送の遅延、情報の不完全性や不正確性など、情報配信や不達の結果生じたいかなる損害についても、当社は、当社に故意又は重過失がある場合を除き、その損害賠償の責を負わないものとします。
2.当社は、施設の維持管理のため、その他本サービス提供を停止することについて合理的な理由があると当社が認める場合、本サービス提供を停止することができるものとし、当社は、それに起因する損害について賠償の責を負わないものとします。
3.当社は、天災、事変、その他当社の責に帰すべきでない事由によって発生した本サービス提供停止による損害について賠償の責を負わないものとします。
4.当社が、お客さまに対して負担する損害賠償額は、法令で許容される限り、いかなる場合でも別紙料金表に定める端末利用料(月額)の1ヶ月分を超えないものとします。
5.お客さまが、本サービスによって取得した情報を第三者に提供する場合は、自らの費用負担と責任にてこれを行うものとします。

第7条(本サービスの利用条件)
本サービスは、当社が提供する放送サービスに加入し、かつ当社より端末機器を貸与または購入し、本規約に同意した方に限り利用できるものとします。
2.本サービスの利用を希望する方は、第11条に定める料金等を当社に支払うものとします。
3.端末機器は、当社によって定められた地域の範囲内で作動するように設定されています。お客さまは、端末機器の設置場所を変更される場合、当社へ連絡し、端末機器の再設定を当社に依頼する必要があります。

第8条(有効期間)
加入契約の有効期間は、2年とします。加入契約の有効期間満了の1ヶ月前までに当社、お客さまいずれからもっ書面による加入契約を更新しない旨の意思表示のない場合には、加入契約は、更に1年ずつ自動的に延長するものとし、以後も同様とします。

第9条(最低利用期間)
本サービスには、24ヶ月の最低利用期間があります(本サービス提供を開始した日の翌月を1ヶ月目と起算します。)。
2.お客さまは、最低利用期間内に加入契約を解約する場合には、当社が定める期日までに、解約料(最低利用期間の残存期間にかかる端末利用料(月額)及びシステム管理料(月額)(いずれも第11条に定める。))を支払うものとします。

第10条(解約及び解除)
お客さまが、加入契約の解約を希望する場合、解約を希望する日の1ヶ月前までに当社に対して解約を申し出るものとします。なお、解約された場合でも、当社がそれまでに受領した金銭は、一切返還されないものとします。
2.お客さまが、当社の提供するデジタル放送サービスを解約した場合は、加入契約も解約されることとします。
3.お客さまが、本規約に違反した場合やお客さまの責に帰すべき事由により当社に損害を与えた場合は、当社は、お客さまに通知することにより、本サービス提供の停止、または加入契約の解除を行うことができるものとします。なお、本項の規定は、当社によるお客さまに対する損害賠償請求を妨げるものではありません。

第11条(料金等)
お客さまは、別紙料金表に定める端末利用料、工事費等(以下、「料金等」という。)を、当社が別途指定する期日までに、当社が指定する方法で支払うものとします。
2.当社は、事前にお客さまに通知することにより、料金等の改定をすることができるものとします。

第12条(原状回復)
加入契約が加入契約期間満了その他の理由により終了した場合、当社は、お客さまに対し設置した端末機器を撤去します。
2.お客さまは、端末機器の撤去にあたり、当社に対し、別紙に定める端末撤去工事費を支払うものとします。

第13条(利用規約の改定)
当社は、本サービスの内容の変更等、必要に応じ本規約を改定することができるものとします。なお、本規約が変更されたときは、その旨をお客さまに通知するものとし、以後の加入契約の契約条件は新しい規約によるものとします。

第14条(本サービス提供の中止)
当社は、やむを得ない事情がある場合、お客さまに通知することにより、本サービスの提供を中止することができるものとします。この場合であっても、当社は、端末設置工事費、端末撤去工事費等を含め、一切の損害賠償の責を負わないものとします。

附 則
1.当社は、特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2.平成26年4月1日より適用します。

ひかり deネットN利用規約

第１条（規約の適用）

当社は、ひかりdeネットN利用規約（以下「規約」といいます。）を定め、当社インターネット接続サービス契約約款（以下「接続サービス契約約款」）とこの規約により、光コラボレーションモデル事業者である当社が西日本電信電話株式会社のIP通信網サービス契約約款（以下、「IP契約約款」といいます。）のメニュー5を用いて提供する電気通信サービス（以下、「ひかりdeネットN」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第２条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

第３条（契約内容）

当社は、IP契約約款に定める下記のIP通信網サービスを当社がひかりdeネットNとして提供します。この場合IP契約約款の当社は株式会社TOKAIケーブルネットワーク、IP通信網サービスはひかりdeネットNと読み替えます。

2.接続サービス契約約款の定めとIP契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。

3.この規約の定めとIP契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

IP契約約款における規定
メニュー5−1の100Mb/sのプラン5−1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの
メニュー5−2の100Mb/sのカテゴリー3−1、200Mb/s又は1Gb/sのものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るもの
メニュー5に係るルータ機能付回線接続装置
メニュー5に係る無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置
メニュー5に係るIPv6通信相手先拡張機能
メニュー5に係る通信相手先識別符号追加機能

第４条（対象回線）

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第５条（提供条件等）

1.IP契約約款　第22条（IP通信網サービス利用権の譲渡）の定めが適用されないものとします。

2.IP契約約款　第26条（付加機能の提供）及び第29条（端末設備の提供）の定めが適用されないものとします。

3.IP契約約款　第63条（付帯サービス）の利用権に関する事項の証明および支払証明書の発行は提供いたしません。

4.IP契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の1（9）（長期継続利用申出に係る利用料金の割引の適用（光もっと2割））、（10）（学校に限定した利用料金の割引の適用）、（21）（複数回線同時利用申出に係る利用料金の割引の適用（グループ割））及び（23）（端末設備に係る長期継続利用申出による機器利用料の適用）の定めが適用されないものとします。

5.IP契約約款 料金表 第2表 第2の1（7）（学校に限定した工事費の割引の適用）の定めが適用されないものとします。

6.IP契約約款 附則に定める利用料金及び工事に関する費用に関する割引に係る規定については、そのいずれも適用しないものとします。（IP契約約款が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含みます。）

7.IP契約約款第22条の2（IP通信網サービスの転用）に規定する転用を行う場合であって、転用前の契約者回線の設置に係る工事に関する費用の割引（西企営第44号（平成24年6月14日）の附則第2条、西企営第29号（平成25年5月31日）の附則第3条、西企営第195号（平成26年3月31日）の附則第12条並びに西企営第25号（平成26年5月30日）の附則第10条及び第11条に規定する割引を含みます。）を受けており、転用前のメニュー5に係るIP通信網サービスの提供を開始した日から起算して、その提供を開始した日を含む料金月の23か月後の料金月の末日までの期間の満了前にひかりdeネットNの解除があった場合は、申込者はIP契約約款の各条の第3項に規定する額を当社が定める期日までに支払っていただきます。

8.IP契約約款第22条の2（IP通信網サービスの転用）に規定する転用を行う場合であって、転用前の契約者回線がメニュー5−1の100Mb/sのプラン1、プラン2、プラン3、プラン4若しくはプラン5−2若しくは1Gb/sのプラン1若しくはプラン2又はメニュー5−2の100 Mb/sのカテゴリー1、カテゴリー2若しくはカテゴリー3−2のものである場合は、メニュー5−1の100Mb/sのプラン5−1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3のものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るものの又はメニュー5−2の100Mb/sのカテゴリー3−1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものであって、保守の態様による細目がタイプ1に係るものへの品目等の変更を行っていただき、その品目又は細目の変更に係る工事費を当社に支払っていただきます。

9.この規約に定める事項以外については、IP契約約款の定めが適用されるものとします。

第６条（提供料金）

当社は、この規約の第1項に規定するIP通信網サービスについては、IP契約約款 料金表に定める利用料金及び工事に関する費用に代えて、次に定める額を適用します。

ア）メニュー5に関する利用料

基本料

1契約者回線ごとに月額

区　分			料金額（税別）
メニュー5−1に係るもの	100Mb/sのプラン5−1のもの		5,300円
	200Mb/sのもの		5,300円
	1Gb/sのプラン3のもの		5,300円
メニュー5−2に係るもの	100Mb/sのカテゴリー3−1のもの	プラン·ミニに係るもの	4,100円
		プラン1に係るもの	4,100円
		プラン2に係るもの	4,100円
	200Mb/sのもの	プラン·ミニに係るもの	4,100円
		プラン1に係るもの	4,100円
		プラン2に係るもの	4,100円
	1Gb/sのもの	プラン·ミニに係るもの	4,100円
		プラン1に係るもの	4,100円
		プラン2に係るもの	4,100円

加算額

機器利用料

1装置ごとに月額

区　分			料金額（税別）
回線接続装置	ルータ機能付回線接続装置（ホームゲートウェイ）		250円
	無線LAN対応型ルータ	基本装置	350円
	機能付回線接続装置（無線LAN対応型ホームゲートウェイ）	増設装置	100円

付加機能

付加機能利用料

月　額

区　分	単　位	料金額（税別）
IPv6通信相手先拡張機能（フレッツ·v6オプション）	1契約者回線ごとに	0円
通信相手先識別符号追加機能（追加ネーム）	追加する1の通信相手先識別符号ごとに	100円

請求書等の発行に関する料金の額

区　分	単　位	料金額（税別）
発行手数料	1の請求書の発行ごとに（ただし支払債務の口座振替等ができる金融機関等の届出·登録が当社と行われていない場合）	200円
収納手数料	1の請求書によるIP通信網サービスの料金その他の債務の支払いごとに	—

イ）メニュー5に係る手続きに関する料金

区　分	単　位	料金額（税別）
契約料（契約事務手数料として）	1契約ごとに	3,000円

IP契約約款第22条の2（IP通信網サービスの転用）の規定により転用があったときは、申込者は、以下に規定する転用に関する料金の支払いを要します。

区　分	単　位	料金額（税別）
転用手続き費（契約事務手数料として）	1契約ごとに	3,000円

ウ）メニュー5に係る工事に関する費用

契約者回線の設置若しくは移転、品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます。）の変更、端末設備の設置若しくは移転、無線LAN対応型ルータ機能付回線接続装置（基本装置に限ります。）の設置若しくは廃止、回線相互接続に関する工事、付加機能の利用開始又はその他契約内容の変更に関する工事

区　分	単　位		料金額（税別）	
ア　基本工事費	（ア）（イ）以外の場合		1の工事ごとに基本額	4,500円
			加算額	3,500円
	（イ）　交換機等工事のみの場合		1の工事ごとに	1,000円
イ　交換機等工事費			1契約者回線ごとに	1,000円
ウ　回線終端装置工事費	屋内配線設備の部分	メニュー5−1に係るもの	1配線ごとに	10,400円
		メニュー5−2に係るもの	1配線ごとに	7,400円
	回線終端装置の部分		1装置ごとに	2,100円
エ　機器工事費	（ア）　回線接続装置であって（イ）以外のもの		別に算定する実費	
	（イ）　配線設備多重装置		1の工事ごとに	7,400円

エ）品目若しくは細目（保守の態様による細目を除きます）の変更に関する工事メニュー5−1の100Mb/sのプラン1、プラン2、プラン3若しくはプラン4若しくは1Gb/sのプラン1又はメニュー5−2の100Mb/sのカテゴリー1又はカテゴリー2のものからメニュー5−1の100Mb/sのプラン5−1、200Mb/s若しくは1Gb/sのプラン3又はメニュー5−2の100Mb/sのカテゴリー3−1、200Mb/s若しくは1Gb/sのものへの品目又は細目の変更（メニュー5−2の100Mb/sのカテゴリー2のものからメニュー5−1の100Mb/sのプラン5−1、200Mb/s又は1Gb/sのプラン3のものへの品目又は細目の変更を除きます。）に係る基本工事費（基本額の部分に限ります。）、交換機等工事費、回線終端装置工事費及び機器工事費については適用しません。

オ）その他の料金及び工事に関する費用

ア）からエ）以外の料金及び工事に関する費用については、IP契約約款の規定に定めるところによります。

第７条（個人情報の第三者への開示等）

申込者又は利用者は、接続サービス契約約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意いたします。

（ア）氏名、住所等当社がサービスを提供するために必要な情報の西日本電信電話株式会社への提供。

（イ）提供事業者（IP契約約款　第3条19欄に規定するものをいいます。ただし、利用者がIP通信網サービスを利用するうえで必要な契約を締結している者に限ります。）、特定事業者（IP契約約款　第3条11欄に規定するものをいいます。）、西日本電信電話株式会社が別に定める携帯·自動車電話事業者又はメニュー7契約者への、利用者の氏名、住所及び通信履歴等の情報の開示。

（ウ）西日本電信電話株式会社の委託によりIP通信網サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等利用者に関する情報の開示。

（エ）判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示。

第８条（その他）

IP契約約款 料金表 第1表 第1類 第1の1（10）（IPv6による契約者回線間通信等に係る取扱い）の規定にかかわらず、その契約者回線が光コラボレーションモデルに関する契約に基づき提供されるもの（IP契約約款 第22条の2（IP通信網サービスの転用）に規定する転用を行ったものに限ります。）の場合は、西日本電信電話株式会社は当社が提供するひかりdeネットNの利用者に対して、当社に提供する1の契約者回線ごとに1の端末設備において利用可能なセキュリティファイル（セキュリティファイル供給先追加機能により追加されるものを除きます。）を供給します。

2.当社は、前号に関して、転用前及びセキュリティファイル供給の提供有無の変更時（西日本電信電話株式会社の都合により、当社からセキュリティファイルの提供を受けられなくなる場合を含みます。）には、利用者（転用前については、申込者）に対して、セキュリティファイル供給の提供有無（提供の終了日時を含む）を、利用者（転用前については、申込者）に、事前（セキュリティファイル供給の提供有無の変更時は少なくとも90日以上前）に書面で通知するものとします。

3.当社および西日本電信電話株式会社は、セキュリティファイル供給を提供しないことに伴い、利用者（転用前については、申込者）に発生する損害については、責任を負いません。

以上

ひかり deネットN　リモートサポート規約

第１条（規約の適用）

当社は、このひかりdeネットNリモートサポート規約（以下「規約」といいます。）を定め、当社インターネット接続サービス契約約款（以下「接続サービス契約約款」）とこの規約により、光コラボレーションモデル事業者である当社が西日本電信電話株式会社のリモートサポートサービス利用規約の本サービスを用いて提供するリモートサポートサービス（以下、「ひかりdeネットNリモートサポート」といいます。ただし、当社が本規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。）を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第２条（規約の変更）

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

第３条（契約内容）

当社は、リモートサポートサービス利用規約に定める本サービスを当社がひかりdeネットNリモートサポートサービスとして提供します。この場合、端末利用規約の当社は株式会社TOKAIケーブルネットワーク、リモートサポートサービスはひかりdeネットNリモートサポートと読み替えます。

2.接続サービス契約約款の定めとリモートサポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。

3.この規約の定めとリモートサポートサービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

第４条（対象回線）

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第５条（提供条件等）

1.当社はひかりdeネットN利用規約に規定するひかりdeネットNを利用回線とする場合に限り、この規約に規定するサービスを提供します。

2.リモートサポートサービス利用規約　第16条（営業活動の禁止）の定めが適用されないものとします。

3.リモートサポートサービス利用規約　第24条（料金）第2項の定めが適用されないものとします。

4.リモートサポートサービス利用規約　附則の定めにかかわらず、利用料金の割引に係る規定については、そのいずれも適用しないものとします。（リモートサポートサービス利用規約が変更されることにより新たに設定又は変更される利用料金の割引に関する規定も含みます。）

5.利用回線の転用に伴うフレッツ・テレビ伝送サービスの転用に係る料金その他の債務の取扱いは、ひかりdeネットNの場合に準じます。

6.この規約に定める事項以外については、リモートサポートサービス利用規約の定めが適用されるものとします。

第６条（提供料金）

ア）ひかりdeネットNリモートサポートサービスに係る利用料金

当社は、この規約の第1項に規定するリモートサポートサービスについては、リモートサポートサービス利用規約　別紙5に定める利用料金に代えて、次に定める額を適用します。

利用料

月　額

料金種別	単　位	料金額（税別）
利用料	1利用回線ごとに	500円

請求書等の発行に関する料金の額

区　分	単　位	料金額（税別）
発行手数料	1の請求書の発行ごとに（ただし支払債務の口座振替等ができる金融機関等の届出・登録が当社と行われていない場合）	―
収納手数料	請求書による本サービスの料金その他の債務の支払いごとに	―

※請求書等の発行に関する料金額はひかりdeネットNの請求書に合算して行うため、ひかりdeネットN利用規約によります。

イ）その他の料金及び工事に関する費用

ア）以外の料金及び工事に関する費用については、リモートサポートサービス利用規約の規定に定めるところによります。

第７条（個人情報の第三者への開示等）

申込者又は利用者は、接続サービス契約約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意いたします。

ア）氏名、住所等当社がサービスを提供するために必要な情報を西日本電信電話株式会社への提供。

イ）リモートサポートサービスを利用者に提供するために不可欠な西日本電信電話株式会社の契約事業者から請求があった場合における、その事業者に対する利用者の氏名及び住所等の開示。

ウ）判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示。

以上

ひかり de トーク (N) 利用規約

第１条(規約の適用)

当社は、このひかりdeトーク(N)利用規約(以下「規約」といいます。)を定め、当社インターネット接続サービス契約約款(以下「接続サービス契約約款」)とこの規約により、光コラボレーションモデル事業者である当社が西日本電信電話株式会社の音声IP通信網サービス契約約款(以下、「音声IP契約約款」といいます。)の第2種サービスを用いて提供する電気通信サービス(以下、「ひかりdeトーク(N)」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第２条(規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

第３条(契約内容)

当社は、音声IP契約約款に定める下記の音声IP通信網サービスを当社がひかりdeトーク(N)として提供します。この場合、音声IP契約約款の当社は株式会社TOKAIケーブルネットワーク、音声利用IP通信網サービスはひかりdeトーク(N)と読み替えます。

2.接続サービス契約約款の定めと音声IP契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。

3.この規約の定めと音声IP契約約款の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

音声IP契約約款における規定
第2種サービスのタイプ2であってメニュー1−1のもの
第2種サービスのタイプ2であってメニュー1−2のもの

第４条(対象回線)

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第５条(提供条件等)

1.当社は、ひかりdeネットN利用規約に規定するひかりdeネットNを利用回線とする場合に限り、この規約に規定するひかりdeトーク(N)を提供します。

2.音声IP契約約款　第19条の12(第2種契約に係る利用権の譲渡)の定めが適用されないものとします。

3.音声IP契約約款　第57条(付帯サービス)の利用権に関する事項の証明および支払証明書の発行は提供いたしません。

4.音声IP契約約款　料金表　第1表　料金　第1類　第2の2−2(付加機能使用料)のうち、複合通信着信課金機能は提供しません。

5.音声IP契約約款 料金表 第1表 料金 第2類 第2の1適用(9)(選択制による通信料金の月極割引の適用)のうち、通信料別表1(県内通信及び県間通信の全時間帯の通信料金の月極割引)、及び通信料別表3(映像通信に係る通信料金の月極割引)は適用しません。

6.音声IP契約約款 附則に定める料金及び工事に関する費用に係る割引に関する規定については、そのいずれも適用しないものとします。(音声IP契約約款が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含みます。)

7.IP契約約款 附則に定める利用料金及び工事に関する費用に係る割引に関する規定については、そのいずれも適用しないものとします。(IP契約約款が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含みます。)

8.この規約に定める事項以外については、音声IP契約約款の定めが適用されるものとします。

第６条　(提供料金)

当社は、この規約の第1項に規定する音声IP通信網サービスについては、音声IP契約約款 料金表に定める料金に代えて、次に定める額を適用します。

ア)第2種サービスに係る基本料金

基本料

月　額

区　分		単　位	料金額(税別)
メニュー1に係るもの	メニュー1−1に係るもの	1利用回線ごとに	500円
	メニュー1−2に係るもの	1利用回線ごとに	1,020円 (メニュー1−1に係る料金額に相当する額を含みます。)
	メニュー2に係るもの	1利用回線ごとに	1,300円
	メニュー3に係るもの	1回線収容部又は 1利用回線ごとに	700円

イ)音声IP契約約款 料金表 第1表 料金 第2類 第2の1適用(10)(メニュー1−2に係る通信料金の適用)に定めるメニュー1−2及び適用(11)(メニュー3に係る通信料金の適用)に定めるメニュー3の基本通信料は、次表のとおりとします。

月　額

区　分		単　位	料金額(税別)
メニュー1−2に係るもの	基本通信料	1利用回線ごとに	480円
メニュー3に係るもの	基本通信料	1チャネルごとに	400円

ウ)その他の料金及び工事に関する費用

ア)からイ)以外の料金及び工事に関する費用については、音声IP契約約款の規定に定めるところによります。

第７条　(個人情報の第三者への開示等)

申込者又は利用者は、接続サービス契約約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意いたします。

(ア)氏名、住所等当社がサービスを提供するために必要な情報の西日本電信電話株式会社への提供。

(イ)協定事業者(音声IP契約約款　第3条19欄に規定するものをいいます。ただし、利用者と他社相互接続通信(協定事業者の電気通信設備に係る通信をいいます。)に係る契約を締結しているものに限ります。)から請求があった場合における、西日本電信電話株式会社がその協定事業者への、利用者の氏名、住所及び通信履歴等の情報の開示。

(ウ)相互接続通信に係る契約を締結している場合であって、利用者がその相互接続通信を行う場合における、西日本電信電話株式会社が、その相互接続通信に係る協定事業者への相互接続通信の発信に係る契約者回線番号等相互接続のために必要な情報の開示。

(エ)利用者が、契約者回線等から、音声IP契約約款 第48条(契約者の氏名の通知等)第3項に規定する付加機能を利用する接続契約者回線等への通信を行った場合における、西日本電信電話株式会社がその付加機能を利用するものが指定するメールアドレスへの、通信があった日時、その通信に係る発信電話番号等、通信の着信に係る契約者回線番号、録音されたメッセージその他料金表に定める内容の電子メールによる開示。

(オ)西日本電信電話株式会社の委託により音声IP通信網サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等利用者に関する情報の開示。

(カ)利用者が利用回線から電気通信番号規則第11条に規定する緊急通報に関する電気通信番号をダイヤルして通信を行う場合における、西日本電信電話株式会社がその着信先の機関への甲又は甲が提供するサービスの利用者の契約者回線番号、氏名又は名称及び利用回線に係る終端の場所の開示。

(キ)判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示。

以上

ひかりdeトーク(N) 端末設備貸出サービスに係る利用規約

第１条(規約の適用)

当社は、このひかりdeトーク(N)端末設備貸出サービスに係る利用規約(以下「規約」といいます。)を定め、当社インターネット接続サービス契約約款(以下「接続サービス契約約款」)とこの規約により、光コラボレーションモデル事業者である当社が西日本電信電話株式会社の端末設備貸出サービスに係る利用規約(以下、「端末利用規約」といいます。)の端末設備貸出サービスを用いて提供する端末設備貸出サービス(以下、「ひかりdeトーク(N)端末設備貸出サービス」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第２条(規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

第３条(契約内容)

当社は、端末利用規約に定める下記の端末利用を当社がひかりdeトーク(N)　端末設備貸出サービスとして提供します。この場合、端末利用規約の当社は株式会社TOKAIケーブルネットワークと読み替えます。

2.接続サービス契約約款の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。

3.この規約の定めと端末利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

端末利用規約における規定
メニュー1にかかるもの
メニュー2及びメニュー3に係るもの

第４条(対象回線)

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

第５条(提供条件等)

1.端末利用規約が変更されることにより、利用料金及び工事に関する費用の割引等が新たに設定された場合であっても、この規約に基づいて当社が利用者に提供する対象回線に関する端末設備貸出サービスについては、当該割引の対象外とします。

2.利用回線の転用に伴う端末設備貸出サービスの転用に係る料金その他の債務の取扱いは、ひかりdeネットNの場合に準じます。

3.この規約に定める事項以外については、端末利用規約の定めが適用されるものとします。

第６条(提供料金)

当社は、この規約の第1項に規定する端末設備貸出サービスについては、端末利用規約　料金表に定める利用料金に代えて、次に定める額を適用します。

ア)メニュー1に係るもの

機器利用料

月　額

区　分				料金額(税別)
タイプ2に係るもの	ルータ機能付IP電話対応装置			0円
	無線LAN対応型ルータ機能付IP電話対応装置	基本装置	Ⅰ−1型	100円
			Ⅰ−2型	100円
			Ⅱ型	100円
			Ⅲ型	100円
		増設装置		100円

※ISDN回線対応端末収容装置、映像通信対応装置は提供しません。

イ)工事に関する費用

月　額

区　分			単　位	工事費の額(税別)
機器工事費	ア　イ～エ以外のもの	設置	1装置ごとに	1,500円
		設定	1装置ごとに	1,000円

※メニュー1に係るものに限ります。

※上記の規定にかかわらず、ひかりdeネットN利用規約に規定するひかりdeネットNの回線終端装置工事と1つの工事で施工する場合は、機器工事費、設置の支払は要しません。

ウ)その他の料金及び工事に関する費用

ア)及びイ)以外の料金及び工事に関する費用については、端末利用規約の規定に定めるところによります。

第７条(個人情報の第三者への開示等)

申込者又は利用者の情報に関する取扱いは、ひかりdeトーク(N)利用規約の規定を準用します。

以上

Nテレビ伝送サービス規約

第１条(規約の適用)

当社は、このNテレビ伝送サービス規約(以下「規約」といいます。)を定め、当社インターネット接続サービス契約約款(以下「接続サービス契約約款」)とこの規約により、光コラボレーションモデル事業者である当社が西日本電信電話株式会社のフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約のフレッツ・テレビ伝送サービスを用いて提供するテレビ伝送サービス(以下、「Nテレビ伝送サービス」といいます。ただし、当社がこの規約以外の利用規約を定め、それにより提供するものを除きます。)を提供します。ただし、別段の合意がある場合は、その合意に基づく料金その他の提供条件によります。

第２条(規約の変更)

当社は、この規約を変更することがあります。この場合には、提供条件は、変更後の規約によります。

第３条(契約内容)

当社は、フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約に定めるフレッツ・テレビ伝送サービスを当社がNテレビ伝送サービスとして提供します。この場合、端末利用規約の当社は株式会社TOKAIケーブルネットワーク、フレッツ・テレビ伝送サービスはNテレビ伝送サービスと読み替えます。

2.接続サービス契約約款の定めとフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、接続サービス契約約款の定めが優先して適用されるものとします。

3.この規約の定めとフレッツ・テレビ伝送サービス利用規約の定めが、相違又は矛盾する場合は、この規約の定めが優先して適用されるものとします。

第４条(対象回線)

この規約の定めが適用される回線は、前項に定める提供サービスにおいて、当社が接続サービス契約約款で規定する方法に従って利用者が申し込みを行い、当社がその申し込みを承諾した回線とします。

2.当社は、利用回線(当社が別に定める登録一般放送事業者※が、西日本電信電話株式会社がその放送事業者に提供する映像通信網サービスの第1種契約者回線の通信相手先として指定したものに限ります。)1回線ごとに1つのNテレビ伝送サービス契約を締結します。

※放送法第126条により登録を受けた登録一般放送事業者であって、映像通信網サービスを利用して一般放送を行う事業者(スカパーJSAT株式会社、株式会社　愛媛CATV　平成26年11月時点)

第５条(提供条件等)

1.当社はひかりdeネットN利用規約に規定するひかりdeネットNを利用回線とする場合に限り、この規約に規定する電気通信サービスを提供します。

2.フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約第11条(フレッツ・テレビ伝送サービス契約に係る権利の譲渡)の定めが適用されないものとします。

3.フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約　料金表　第1表　1適用(2)に定める建物一括契約型料金は適用しません。

4.フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約　附則に定める利用料金及び工事に関する費用に係る割引に関する規定については、そのいずれも適用ないものとします。(フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約が変更されることにより新たに設定又は変更される割引に関する規定も含みます。)

5.利用回線の転用に伴うフレッツ・テレビ伝送サービスの転用に係る料金その他の債務の取扱いは、ひかりdeネットNの場合に準じます。

6.この規約に定める事項以外については、フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約の定めが適用されるものとします。

第６条(提供料金)

ア)Nテレビ伝送サービスに係る契約料および利用料金

当社は、この規約の第1項に規定する電気通信サービスについては、フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約料金表に定める契約料および利用料金に代えて、次に定める額を適用します。

契約料

料金種別	単　位	料金額(税別)
契約料	1契約ごとに	0円

利用料

月　額

料金種別	単　位	料金額(税別)
利用料	1利用回線ごとに	450円

請求書等の発行に関する料金の額

区分	単位	料金額(税別)
発行手数料	1の請求書の発行ごとに(ただし支払債務の口座振替等ができる金融機関等の届出・登録が当社と行われていない場合)	—
収納手数料	1の請求書によるフレッツ・テレビ伝送サービスの料金その他の債務の支払いごとに	—

※請求書等の発行に関する料金額はひかりdeネットNの請求書に合算して行うため、ひかりdeネットN利用規約によります。

イ)その他の料金及び工事に関する費用

ア)以外の料金及び工事に関する費用については、フレッツ・テレビ伝送サービス利用規約の規定に定めるところによります。

第７条(個人情報の第三者への開示等)

申込者又は利用者は、接続サービス契約約款の定める個人情報の取扱いに加え、次の場合についての個人情報の取扱いに合意いたします。

ア)氏名、住所等当社がサービスを提供するために必要な情報を西日本電信電話株式会社への提供。

イ)登録一般放送事業者から請求があった場合における、西日本電信電話株式会社がその登録一般放送事業者へ利用者の氏名及び住所等の開示。

ウ)西日本電信電話株式会社の委託によりフレッツ・テレビ伝送サービスに関する業務を行う事業者への通信履歴等利用者に関する情報の開示。

エ)判決、決定、命令その他の司法上又は行政上の要請、要求又は命令によりその情報の開示が要求された場合における、その請求元機関への開示。

以上

TOKAI グループ　TLC 会員サービス約款

第1条(目的)
本約款は、株式会社TOKAIホールディングス(以下「当社」といいます)が運営する「TOKAIグループ　TLC会員サービス」(以下「TLC会員サービス制度」といいます)の内容及び入会条件等について規定するものです。

第2条(運営)
TLC会員サービス制度とは、当社が、自ら又は他社(以下「提携会社」といいます)と提携して第3条(会員資格)第1項で定める会員に対し、特典･サービス(以下「会員サービス」といいます)を提供する制度です。
2.TLC会員サービス制度の運営業務は、当社のTLC会員サービス事務局(以下「事務局」といいます)が行います。
3.当社はTLC会員サービス制度の運営業務の一部を第三者に委託することがあります。

第3条(会員資格)
会員とは、TOKAIグループ各社(以下「グループ各社」といいます)が提供するサービス等をご自身の名義で利用されている個人の方で、本約款に同意のうえ、当社所定の申込書等(以下「入会申込フォーム」といいます)にて入会申し込みを行い、当社が入会を承認した方をいいます。
2.会員となる方が、次の各号の何れかに該当する場合は入会をお断りいたします。又、入会後にその事実が判明したとき又は次の各号の何れかに該当するに至ったときは、直ちに会員資格を喪失するものとします。
(1)16歳未満の場合。
(2)ご自身の名義でグループ各社提供のサービス等を利用されている個人の方であっても、グループ各社が提供するサービス等を事業用途に利用されている場合。
(3)法人･団体等の名義でグループ各社提供のサービス等を利用されている場合。
(4)入会申込フォームに記載した内容等に虚偽又は不備があった場合。
(5)グループ各社が提供する一切のサービス又は販売する商品等に関して、現に一つでも料金の支払いを怠っている場合、又は怠る恐れがある場合。
(6)本約款又はその他当社若しくは提携会社が定める規約、法令等に違反した場合。
(7)その他会員として当社が不適格と判断した場合。
3.会員は、会員たる地位及びそれに基づく権利の全部又は一部を第三者に譲渡することはできません。

第4条(会員サービス)
会員サービスの内容については、当社が別に定めます。尚、当社は、必要に応じて会員サービスの内容等を予告なく変更することがあります。
2.会員サービスの提供条件等は、本約款と併せて、当社及び提携会社が別に定める規約等(以下「その他の規約」といいます)が適用されます。

第5条(会員カード)
当社は、会員に対して、会員であることを証明し、会員サービスを受ける際に利用できるカード(以下「会員カード」といいます)を発行します。
2.会員は、善良なる管理者の注意をもって会員カードを管理するものとします。
3.会員カードは、会員本人のみ利用できるものとし、他人に譲渡、貸与したり、利用させたりすることはできません。

第6条(禁止行為)
会員は、次の行為を行わないものとします。
(1)第三者になりすましてTLC会員サービス制度、会員サービス又は会員カードを利用する行為。
(2)TLC会員サービス制度、会員サービス又は会員カードにより利用しうる情報を改ざん又は消去する行為。
(3)会員カードを偽造又は変造する行為。
(4)違法、不正又は公序良俗に反する目的でTLC会員サービス制度、会員サービス又は会員カードを利用する行為。
(5)営利の目的でTLC会員サービス制度、会員サービス又は会員カードを利用する行為。
(6)その他、当社が不適切と判断する行為。

第7条(入会金･年会費)
TLC会員サービス制度の入会金･年会費は無料です。但し、入会申し込みに際し、別に定める会員カード発行手数料は会員の負担となります。当該発行手数料は理由の如何を問わず返還いたしません。

第8条(個人情報の取り扱い)
当社は、会員から取得した個人情報について、別に定める「個人情報保護ポリシー」に基づき適切に取り扱います。

第9条(著作権等)
当社がTLC会員サービス制度、会員サービスにおいて提供する情報の著作権は、当社又は当社に利用許諾した第三者に帰属するものとします。会員は、私的使用目的の複製など著作権法上認められている範囲を除き、著作権者の許諾なしに、これらの著作物を複製、頒布、譲渡、貸与、翻訳、使用許諾、転載、商品化、再利用等することはできません。
2.TLC会員サービス制度、会員サービス又は会員カードに関する特許権、実用新案権、商標権、意匠権その他の知的財産権は全て当社又は当社に利用許諾した第三者に帰属しており、会員は、これらを侵害する行為をしてはなりません。

第10条(届出事項の変更)
会員は、当社に届け出た氏名･住所･電話番号等について変更があった場合、当社所定の方法により速やかに当社に届け出るものとします。
2.前項の変更手続きが行われなかったことにより会員に生じた不利益又は損害については、当社は一切その責任を負いません。

第11条(会員カードの再発行)
会員カードの紛失又は盗難にあった場合、速やかに事務局までご連絡ください。会員の本人確認後、当該会員カードを失効させ、新しい会員カードを発行します。但し、別に定める再発行手数料は会員の負担とします。会員カードの紛失及び盗難が発生した時点から失効手続完了までの期間中における第三者による会員カードの不正利用その他の行為により会員が損害を被ったとしても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。
2.会員カードの破損又は汚損があった場合、当社までご提示ください。破損等の状況を確認したうえで、新しい会員カードを発行します。但し、別に定める再発行手数料は会員の負担とします。会員カードの破損又は汚損等による損害に関し、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

第12条(退会)
会員は、当社所定の手続きによりTLC会員サービス制度を退会できるものとします。
2.会員が会員資格を喪失した場合は、その時点をもって自動的にTLC会員サービス制度から退会となります。
3.退会時には、当社所定の方法により会員カードを回収する場合があります。

第13条(停止)
当社は、会員が次の各号の何れかに該当する場合は、会員に対して事前に通知することなく、会員サービスの利用を停止することがあります。
(1)支払期日を経過しても、会員カード発行手数料その他の料金を支払わない場合。
(2)第6条(禁止行為)の各号の何れかに該当する行為を行った場合。
(3)郵送、電話又は電子メールによっても、当社から会員へ連絡がつかない場合。
(4)前各号のほか、本約款及びその他の規約、法令等に違反した場合。

第14条(有効期限)
会員カードの有効期限は、当社が会員に会員カードを発行したときから、会員が会員たる資格を喪失するときまでとします。

第15条(損害賠償･免責)
会員は、本約款及びその他の規約、法令等に違反したこと、又は会員の責に帰すべき事由により、第三者に迷惑又は損害を与えた場合は、会員の責任と費用負担において解決するものとします。
2.会員カードの破損又は汚損、システム障害やシステムの保守管理等の事情により、会員が会員サービスを利用できない場合があっても、当社に故意又は重過失がある場合を除き、当社は一切の責任を負いません。

第16条(本約款の変更)
本約款の内容は予告なく変更することがあります。その場合は当社ホームページ等で公表します。
2.前項の公表後に会員が会員カード又は会員サービスを利用した場合、もしくは当社の定める期間内に退会手続きを行わない場合は、変更後の約款の内容を承諾したものとみなします。

第17条(会員サービスの中断･終了)
当社は、会員に対して、次の何れかの場合、予告なく会員サービスの一部又は全部を中断又は終了することがあります。その場合は当社ホームページ等で公表します。
(1)災害等の非常事態の発生。
(2)法令の改廃や社会情勢の変化。
(3)その他当社のやむを得ない都合による場合。

第18条(合意管轄裁判所)
会員と当社との間のTLC会員サービス制度に関連する一切の紛争については、静岡地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第19条(準拠法)
本約款の成立、効力、解釈並びにTLC会員サービス制度の運営及び会員サービスの提供に関しては、日本国法に準拠するものとします。

第20条(案内)
TLC会員サービス制度に関する事項は、当社のホームページ及び事務局で案内していますので、本約款と併せてご参照下さい。

【付則】
本約款は平成24年12月1日より適用します。

TLC ポイントサービス規約

第1条(目的)
本規約は、株式会社TOKAIホールディングス(以下「当社」といいます)が別に定める「TOKAIグループTLC会員サービス約款(以下「TLC会員サービス約款」といいます)」の第4条(会員サービス)に基づき、当社が会員に提供するTLCポイントプログラムサービス(以下「ポイントサービス」といいます)の内容及び提供条件等を定めるものです。
2.本規約に定めのない事項については、TLC会員サービス約款及びポイントサービスにおいて甲が提携する会社(以下「提携会社」といいます)が定める次の約款等(以下「電子マネー約款」といいます)が適用されます。
(1)イオンリテール株式会社:WAONポイント約款
(2)イオンリテール株式会社:WAON利用規約

第2条(定義)
本規約における用語の定義は次の各号のとおりとします。
(1)「TLCポイント」とは、第3条(TLCポイントの付与)に定める提供条件に従って、当社から会員に対して付与された電子情報であって、本規約に基づき、提携先ポイントに交換することができる電子情報をいいます。
(2)「提携先ポイント」とは、電子マネー約款に基づき、提携会社の電子マネーに交換することにより提携会社加盟店での代金支払いに利用する等提携会社所定のサービスを受けることができる電子情報をいいます。
(3)「電子マネー」とは、提携会社が発行する円単位の金額についての電子情報であって、電子マネー約款に基づき、提携会社加盟店での商品の購入、サービスの提供その他の取引における代金の支払いに利用することができる電子情報をいいます。
(4)「ポイントサービス」とは、TLCポイント対象取引によりTLCポイントの付与を受け、それを提携先ポイントに交換の上、所定のサービスを受けられるサービスをいいます。
(5)「提携会社加盟店」とは、商品の購入、サービスの提供その他の取引において電子マネーを利用できる提携会社及び提携会社と提携している事業者をいいます。
(6)「TLCポイント対象取引」とは、本規約に従って、会員にTLCポイントが付与される取引として当社が指定した取引をいいます。

第3条(TLCポイントの付与)
会員がTLCポイント対象取引を行った場合、当社は会員に所定のTLCポイントを付与します。TLCポイント対象取引に指定されていない取引についてはTLCポイントを付与しません。
2.TLCポイント対象取引、及び付与されるTLCポイント、その他のTLCポイント付与にかかる諸条件は、当社ホームページ等において公表します。
3.当社は前2項の公表した内容を変更することがあります。変更した内容については、都度当社ホームページ等にて公表します。

第4条(提携先ポイントへの交換)
当社は、前条記載のTLCポイントを提携先ポイントに交換して会員に付与します。提携先ポイントをTLCポイントに交換することはできません。
2.TLCポイントと提携先ポイントとの交換率、単位及びその他の交換における諸条件は、当社と提携会社間で定めるところによります。その内容は当社ホームページ等で公表し、内容を変更する場合についても、都度当社ホームページ等にて公表します。

第5条(付与・交換の不可)
次の場合、第3条(TLCポイントの付与)及び第4条(提携先ポイントへの交換)に基づくTLCポイントの付与及び提携先ポイントへの交換はできません。
(1)停電、システム障害等その他やむを得ない事由があるとき。
(2)会員が本規約、TLC会員サービス約款及び電子マネー約款に違反し、又は違反する恐れがあるとき。
2.前項に基づき、TLCポイントの付与又は提携先ポイントへの交換ができないことにより会員に損害等が生じた場合であっても、当社に故意または重過失がある場合を除き、当社は一切その責任を負いません。

第6条(残高・履歴の確認)
TLCポイントの付与履歴及び提携先ポイントへの交換履歴、TLCポイントの残高については、当社所定の方法により確認することができます。
2.前項記載の履歴の範囲等については、当社が定めるところによります。

第7条(換金の禁止)
TLCポイントは、いかなる場合においても現金と交換することはできません。

第8条(譲渡等禁止)
会員は、付与されたTLCポイントを第三者に貸与、譲渡、又は質入れ等の担保に供することはできません。

第9条(返金時の処理)
TLCポイントを付与したTLCポイント対象取引について、当社から会員に返金処理をした場合、第3条(TLCポイントの付与)に従って付与されたTLCポイントは、返金額に従い減算されます。
2.第4条(提携先ポイントへの交換)に従って既に提携先ポイントに交換されていた場合も、交換前と等価のTLCポイントが減算されます。
3.前各項によりTLCポイント残高がマイナスとなった場合、当社は、マイナス分を現金にて支払うよう、会員に請求することができるものとします。

第10条(会員カードの破損、汚損、紛失、盗難等)
会員が、会員カードを破損、汚損等した場合、又は紛失、盗難等にあった場合の再発行に関する手続きについては、TLC会員サービス約款の第11条(会員カードの再発行)が適用されます。
2.電子マネーにかかるサービスは、会員が、会員カードを破損、汚損等した場合、若しくは紛失、盗難等にあった場合、又は、会員が、退会、会員資格の取消等により当社が運営する「TOKAIグループ　TLC会員サービス」(以下「TLC会員サービス制度」といいます)にかかる会員資格を喪失し、若しくはTLC会員サービス制度が終了した場合であっても、提携会社の定める電子マネー約款に特に定めのない限り、当該電子マネー約款に定める規定に基づき継続されます。
3.会員は、会員カードの発行・再発行等に関する手続き、提携会社における電子マネーにかかるサービス及びこれに付帯するサービスの提供並びにその他当社及び提携会社が合理的な理由により必要と判断する目的のために、TLC会員サービス約款の第8条(個人情報の取り扱い)に定める個人情報を、当社から当該提携会社に開示することがあることについて同意するものとします。尚、この場合、個人情報は提携会社の定める電子マネー約款に基づき取り扱われます。
4.当社は、会員カード又は電子マネーを利用することができなかったことにより会員に損害等が生じても、当社は一切その責任を負いません。

第11条(有効期間)
会員がTLC会員サービス制度を退会した場合又は会員資格を喪失した場合、その時点で会員が保有するすべてのTLCポイントは失効します。
2.TLCポイントは、付与日から1年を経過すると失効し、失効以後、当該TLCポイントを提携先ポイントに交換することはできません。

第12条(本規約の変更)
当社は、会員の承諾なくして本規約の内容を変更することがあります。内容を変更した場合は、当社ホームページ等にて公表します。
2.公表後、会員がポイントサービスを利用した場合、もしくは当社の定める期間内に会員サービス制度の退会手続きを行わない場合は、変更後の規約の内容に承諾したものとみなします。

第13条(ポイントサービスの中断・終了)
当社は、会員に対して、次の何れかの場合、予告なくポイントサービスの一部又は全部を中断又は終了することがあります。その場合は、当社ホームページ等にて公表します。
(1)災害等の非常事態の発生。
(2)法令の改廃や社会情勢の変化。
(3)提携会社が電子マネー約款に定めるサービスを中断又は終了する場合。
(4)その他当社のやむを得ない都合による場合。

第14条(案内)
ポイントサービスに関する事項は、当社のホームページ等及び当社のTLC会員サービス事務局で案内していますので、本規約及びTLC会員サービス約款と併せてご参照下さい。
2.提携会社のサービスに関する事項は、提携会社のホームページ及び相談窓口で案内していますので、本規約及び提携会社の定める電子マネー約款と併せてご参照下さい。

【付則】
本規約は平成24年12月1日より適用します。

個人情報の取り扱いについて
お客様より取得する個人情報は、当社の定める個人情報保護ポリシー（http://tokaiholdings.co.jp/privacy.html）に基づき、次の利用目的のためにのみ利用させていただきます。
(1)当社及びTOKAIグループ各社の各種商品の販売及びサービスのご提供
(2)当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービス、キャンペーン、イベント等のご案内
(3)当社及びTOKAIグループ各社のご優待特典及び会員サービス等のご案内やご提供
(4)当社及びTOKAIグループ各社の保守・アフターサービス等のお客様サポート
(5)当社及びTOKAIグループ各社のお客様からのご相談・お問い合わせへの対応
(6)当社及びTOKAIグループ各社の新商品・新サービスの提供を目的とした開発、並びに当社及びTOKAIグループ各社の各種商品及びサービスの品質改善等のための調査・分析
尚、上記以外の目的で個人情報を利用させていただく場合には、その都度、その利用目的を明確にし、お客様から事前の同意をいただきます。※詳しくはホームページ(http://tokaiholdings.co.jp/privacy.html)でご確認ください。

MEMO

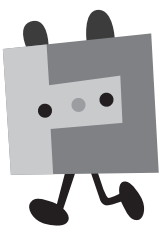

MEMO

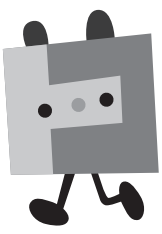

TOKAI GROUP

TOKAIケーブルネットワーク

■各種お問い合わせ

■電話でのお問い合わせ

カスタマーセンター　フリーダイヤル 0120-696-942

受付 9:30 ～ 18:30

■ E メールでのお問い合わせ　**info@thn.ne.jp**

2015 年 4 月版